

需給調整の実施状況及び 直近の取組状況について

平成18年3月28日
農林水産省

目次

1. 生産調整の取組状況	
(1) 生産調整方針の作成状況	1
(2) 生産調整非参加者の状況	3
(3) 規模別の集荷円滑化対策の非加入者の分布状況	8
(4) 地域における生産調整の実施状況	15
2. 協議会等の運営状況	
(1) 都道府県協議会の運営状況	19
(2) 地域協議会の運営状況	23
3. 18年産における需給調整の取組	
(1) 18年産における生産目標数量の配分	29
(2) 市町村段階における農業者への配分状況	32
4. 情報提供の状況	
(1) 全国段階での情報提供の状況	38
(2) JA段階での情報提供の状況	42
5. 個人情報保護法との関係	49
【参考1】 現行の需給調整システムと新たな需給調整システム	51
【参考2】 米政策改革推進対策	57

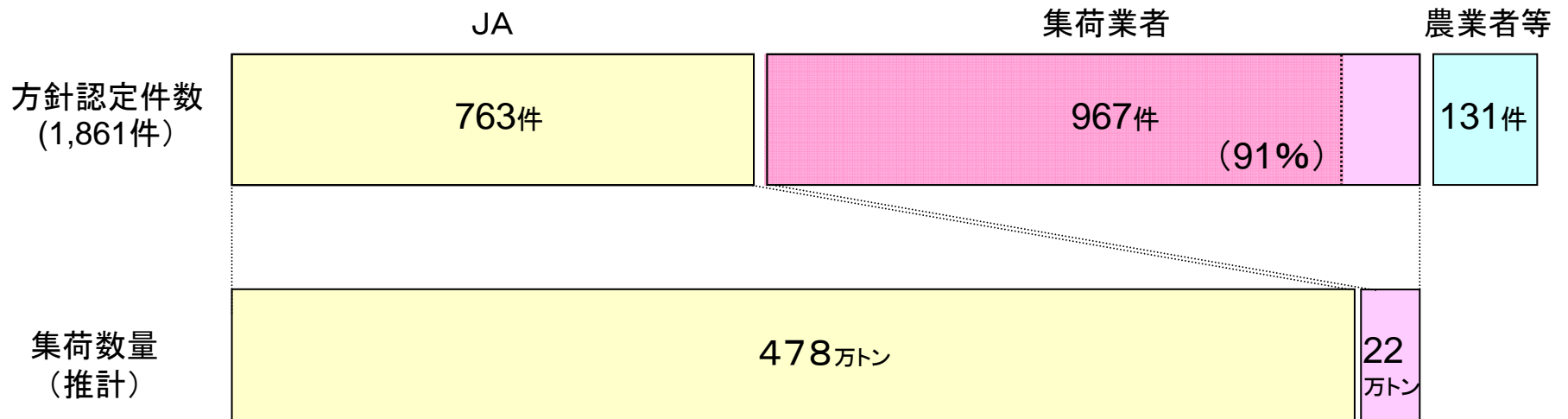
1. 生産調整の取組状況

(1) 生産調整方針の作成状況

(米穀を取り扱っているJAすべてが生産調整方針を作成。件数で見るとJA以外の集荷業者が多いが、集荷数量ではJAが大きな割合)

- 18年2月現在、生産調整方針については、全国で1,861件認定されており、JAが763件、集荷業者（全集連系）967件、大規模農業者等の生産者が131件認定されている。
- 米穀を取り扱っているJAすべてが生産調整方針を作成しており、また、集荷業者（全集連系）についても91%が作成している。
- なお、JAと集荷業者の集荷数量をみると、JAの米の集荷数量については478万トン程度（16年産推計）であり、一方、集荷業者（全集連系）の米の集荷数量については22万トン程度（16年産推計）である。

○ JA及び集荷業者の生産調整方針作成状況(18年2月現在)



(注1) JAの集荷数量については、「生産者の米穀現在高調査」の16年産米の生産者の出荷数量512万トン(加工用含む)から加工用米12万トン及び全集連系統の16年産出荷契約数量22万トン(加工用米除く)を差し引いたものである。また、集荷業者の取扱数量については、全集連系統の16年産出荷契約数量22万トン(加工用米除く)による。

(注2) 集荷業者の()内の%は、全集連系の1,231集荷業者(道県組合含む)に対する生産調整方針作成率である。

(参 考) 生産調整方針の作成状況

(17年7月現在の1,933件に比べ、18年2月現在は1,861件であり、72件の減少)

○ 17年7月現在に比べ、JAが10減少しているが、これはJAの広域合併によるものである。また、生産者等が49減少しているが、この主な理由は、新潟県において、17年産の生産目標数量の配分において、「多様な品揃え枠」が設けられ、方針作成者となることがその要件となったことから大幅な増加となったが、18年産においてその運用を見直し、個別に方針を作成している場合に加えて、JA等の方針に参加している場合もその対象となったことから、減少したものである。

○ 生産調整方針の作成状況(17年7月15日現在)

都道府県名	方針認定件数(平成17年7月15日現在)		
	JA	集荷業者	生産者等
北海道	93	68	25
青森	35	33	1
岩手	63	18	38
宮城	55	14	37
秋田	127	16	86
山形	112	19	81
福島	102	19	76
茨城	235	32	203
栃木	71	11	60
群馬	26	22	1
埼玉	22	21	1
千葉	94	20	74
東京	-	-	-
神奈川	12	12	-
新潟	207	35	72
富山	21	18	2
石川	38	22	8
福井	15	15	-
山梨	11	11	-
長野	48	20	25
岐阜	12	12	-
静岡	18	17	1
愛知	20	20	-
三重	17	16	1
滋賀	26	16	7
京都	6	5	-
大阪	16	16	-
兵庫	40	14	25
奈良	1	1	-
和歌山	11	11	-
鳥取	6	4	1
島根	15	11	1
岡山	28	14	14
広島	14	14	-
山口	13	13	-
徳島	18	17	1
香川	2	2	-
愛媛	13	13	-
高知	15	15	-
福岡	42	25	17
佐賀	23	14	9
長崎	7	7	-
熊本	47	15	32
大分	44	22	22
宮崎	45	13	32
鹿児島	46	19	27
沖縄	1	1	-
全国計	1,933	773	980

○ 生産調整方針の作成状況(18年2月末日現在)

都道府県名	方針認定件数(平成18年2月末日現在)		
	JA	集荷業者	生産者等
北海道	93	68	25
青森	35	33	1
岩手	61	17	37
宮城	54	14	36
秋田	125	16	84
山形	111	19	80
福島	101	19	75
茨城	226	29	197
栃木	71	11	60
群馬	26	22	1
埼玉	22	21	1
千葉	94	20	74
東京	-	-	-
神奈川	12	12	-
新潟	155	32	72
富山	21	18	2
石川	38	22	9
福井	15	15	-
山梨	11	11	-
長野	46	20	23
岐阜	12	12	-
静岡	18	17	1
愛知	20	20	-
三重	16	15	1
滋賀	26	16	7
京都	6	5	-
大阪	16	16	-
兵庫	40	14	25
奈良	1	1	-
和歌山	11	11	-
鳥取	6	4	1
島根	15	11	1
岡山	27	13	14
広島	14	14	-
山口	13	13	-
徳島	18	17	1
香川	2	2	-
愛媛	12	12	-
高知	15	15	-
福岡	43	25	17
佐賀	23	14	9
長崎	7	7	-
熊本	47	15	32
大分	44	22	22
宮崎	45	13	32
鹿児島	46	19	27
沖縄	1	1	-
全国計	1,861	763	967

(2) 生産調整非参加者の状況

< 農業者数の側面からの分析 >

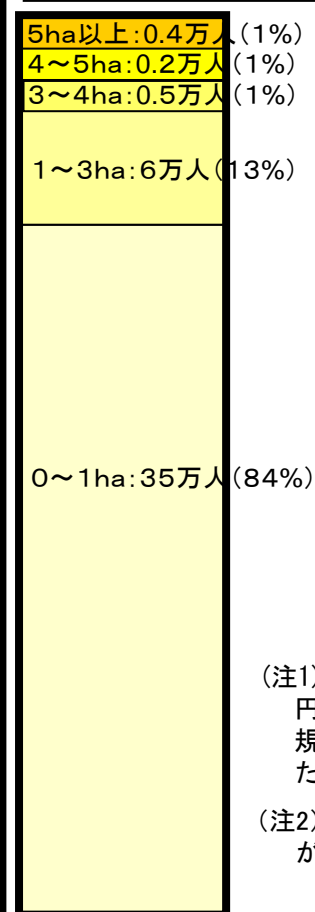
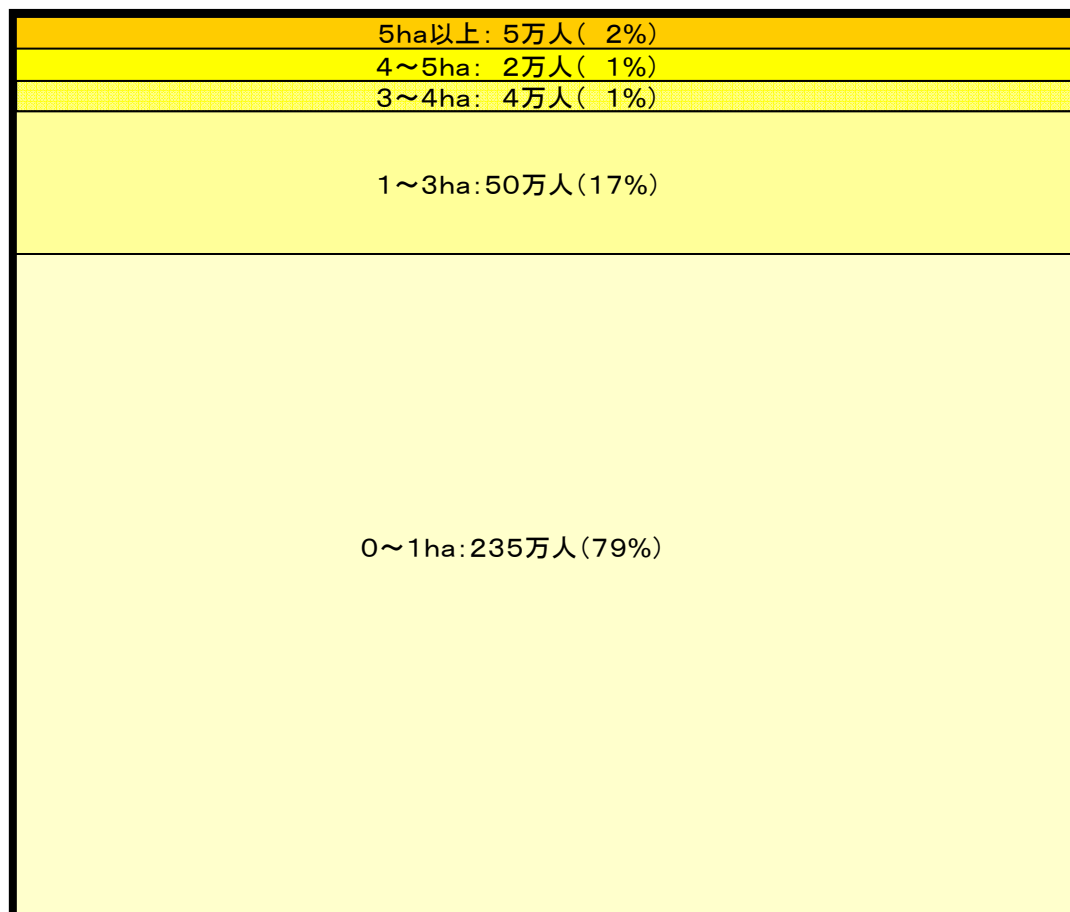
(農業者数の側面からみると、生産調整非参加者のうち、約8割が1ha以下の小規模農業者)

- 平成17年産における生産調整非参加者（水稻生産実施計画書未提出者）の状況を見ると、人数ベースでは42万人で配分を受けた農業者全体（338万人）の12%となっている。
- また、生産調整参加者と非参加者の規模別農業者数を、集荷円滑化対策への加入者の規模別ウエイト等（5頁参照）を用いて推計すると、生産調整非参加者42万人の約8割程度（約35万人）が1ha以下の小規模農業者と見込まれる。

17年産

実施計画書提出農業者 296万人(88%)

未提出農業者42万人(12%)



(注1) 農業者の規模別人数は、集荷円滑化対策加入者、非加入者の規模別ウエイトを用いて推計した。

(注2) ラウンドの関係で計算に誤差が生じている場合がある。

<生産目標数量からの分析>

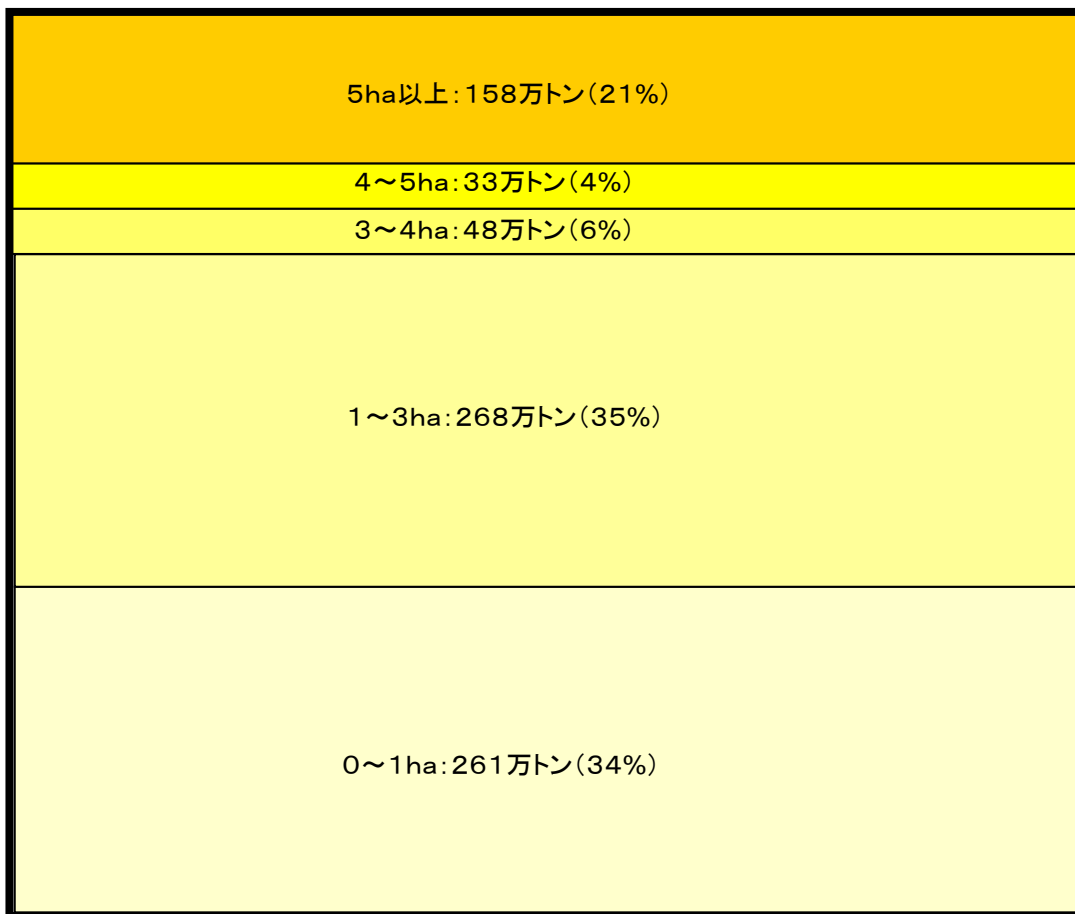
(生産目標数量の側面からみると、生産調整非参加者への生産目標数量の配分は1ha以下の小規模農業者へ半数配分され、5ha以上の大規模農業者への配分は1割程度)

○ 生産調整参加者と非参加者の規模別の生産目標数量を、同じく集荷円滑化対策への加入者の規模別のウエイト等を用いて推計すると、生産調整非参加者への生産目標数量の配分については1 ha以下の小規模農業者に半数が配分されており、5 ha以上の大規模生産者への配分は約1割程度と推計される。

17年産

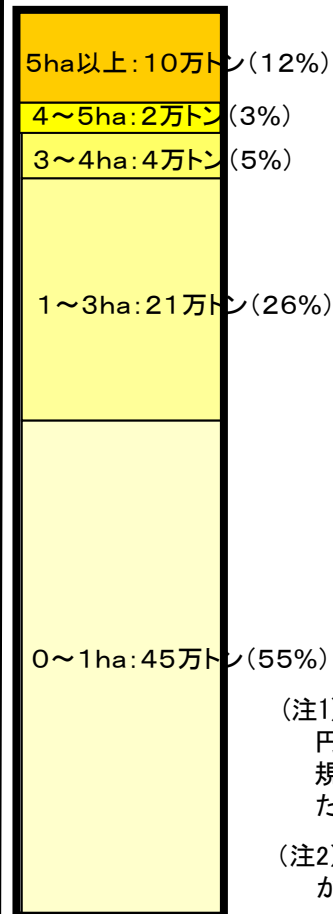
実施計画書提出農業者 296万人

生産目標数量769万トン(90%)



未提出農業者 42万人

生産目標数量82万トン(10%)



(注1) 農業者の規模別人数は、集荷円滑化対策加入者、非加入者の規模別ウエイトを用いて推計した。

(注2) ラウンドの関係で計算に誤差が生じている場合がある。

(参 考)

＜集荷円滑化対策の加入者、非加入者の規模別ウエイトの推計方法＞

「米麦の出荷等に関する基本調査」で用いる規模別の農業者数及び作付面積から、17年度の集荷円滑化対策の規模別加入者及び加入面積を差し引くことにより、集荷円滑化対策非加入者の規模別人数及び面積を推計。

○ 集荷円滑化対策の加入者及び非加入者の規模別分布状況

単位:千人

	農業者数 (17年11月現在) (①)	加入者数 (17年度) (②)	非加入者数 (推計) (①-②)
5ha以上	30	24 (2%)	6 (1%)
4～5ha	13	10 (1%)	3 (1%)
3～4ha	26	20 (1%)	6 (1%)
1～3ha	310	233 (17%)	77 (13%)
0～1ha	1,580	1,093 (79%)	488 (84%)
合 計	1,960	1,379 (100%)	580 (100%)

(注1)「米麦の出荷等に関する基本調査」で用いる農業者数の階層のうち、「0～1ha」は、10a～1haのものであるが、集荷円滑化対策加入者数は、0a～1haのものとなっている。

(注2)ラウンドの関係で計算に誤差が生じている場合がある。

○ 集荷円滑化対策の加入者及び非加入者の集荷円滑化対策加入面積の規模別分布状況

単位:千ha

	作付面積 (17年11月現在) (①)	加入面積 (17年度) (②)	非加入面積 (推計) (①-②)
5ha以上	272	220 (21%)	52 (12%)
4～5ha	58	45 (4%)	13 (3%)
3～4ha	89	67 (6%)	21 (5%)
1～3ha	488	373 (35%)	114 (26%)
0～1ha	607	364 (34%)	243 (55%)
合 計	1,513	1,070 (100%)	443 (100%)

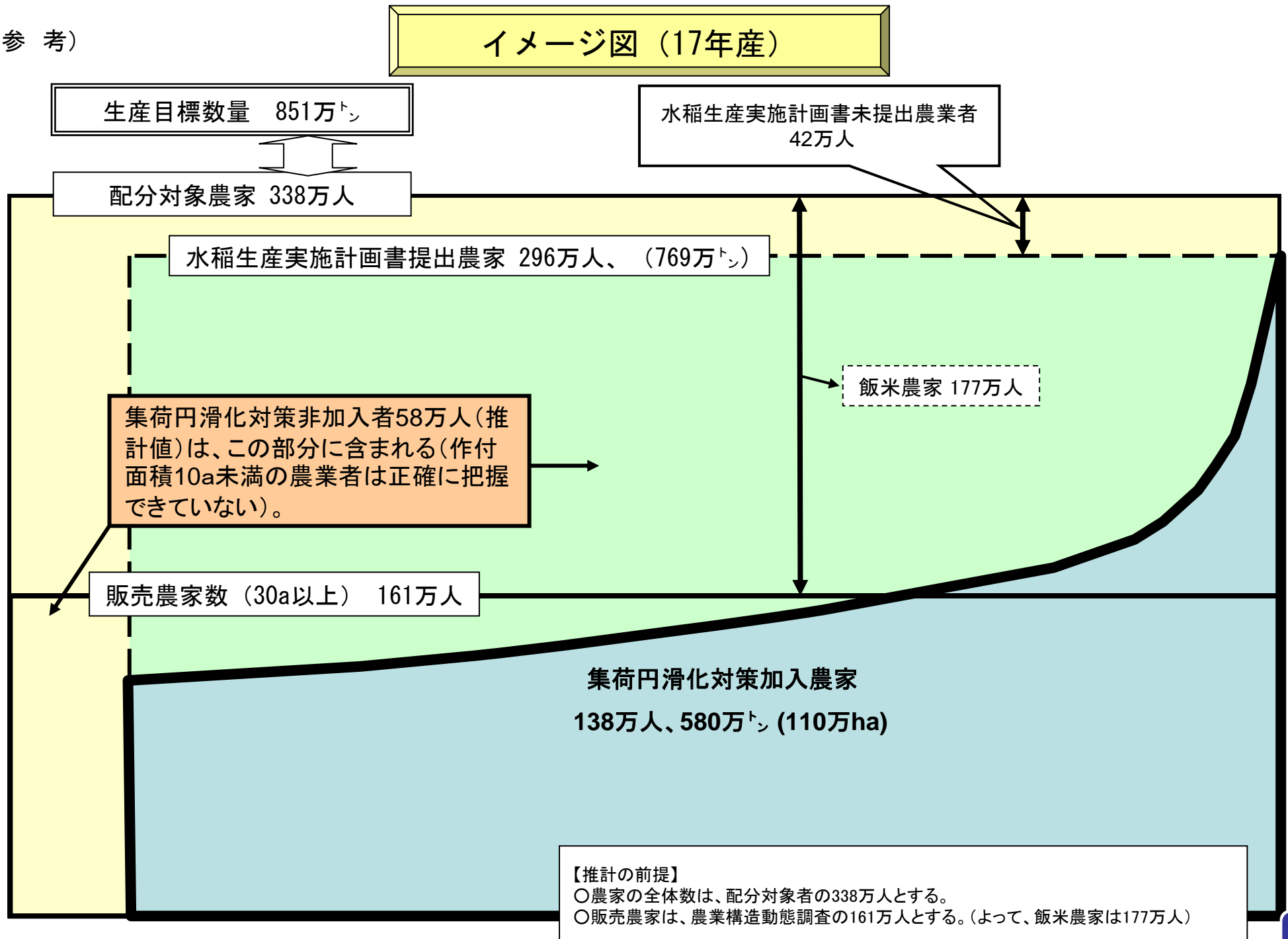
(注1)「米麦の出荷等に関する基本調査」で用いる作付面積の階層のうち、「0～1ha」は、10a～1haのものであるが、集荷円滑化対策加入面積は、0a～1haのものとなっている。

(注2)「加入面積」とは、17年度集荷円滑化対策加入者の主食用等水稻作付面積である。

(注3)ラウンドの関係で計算に誤差が生じている場合がある。

(参考)

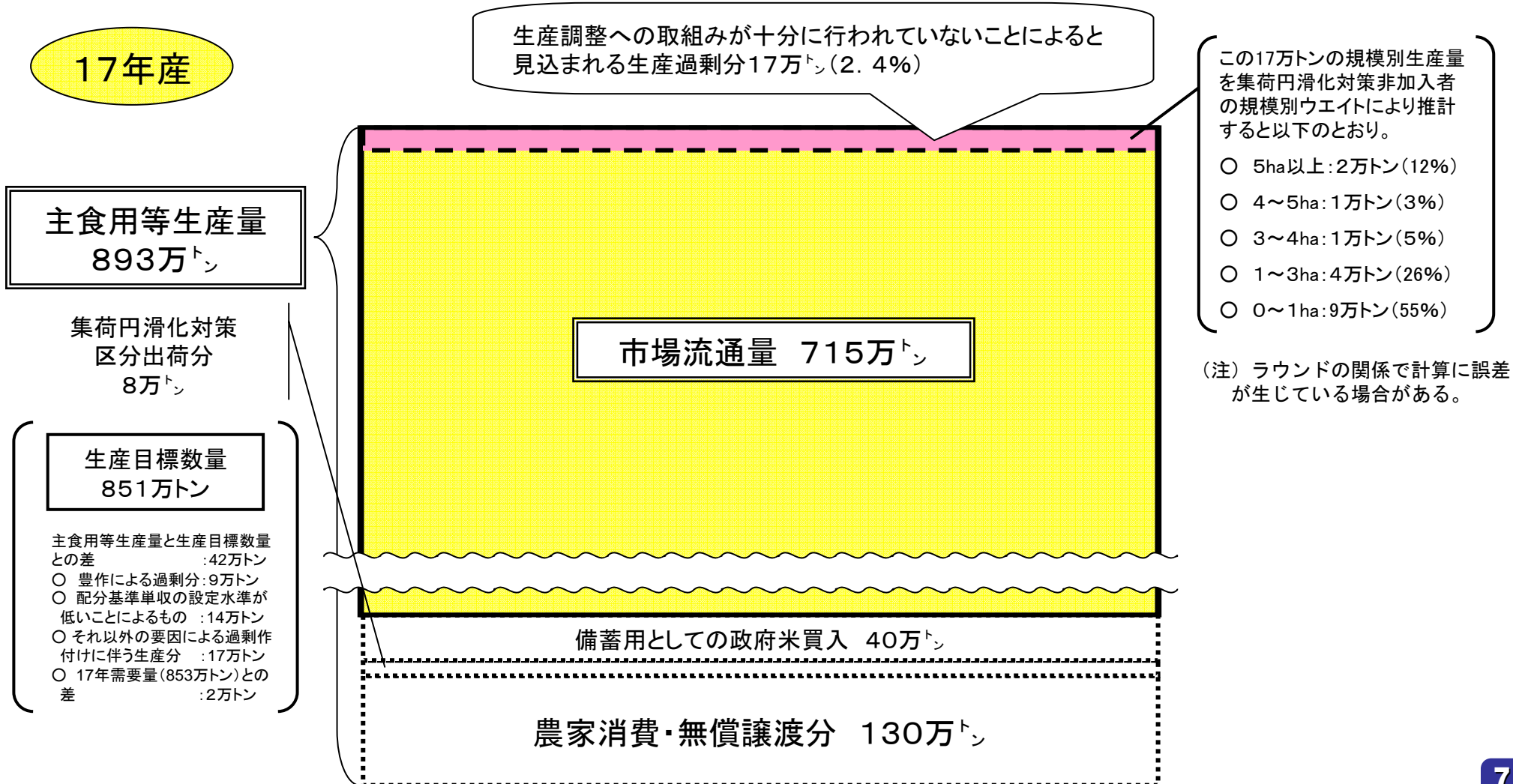
イメージ図 (17年産)



<市場流通量の側面からの分析>

(市場流通量715万トンを占める生産過剰分17万トンの割合は2%)

- 17年産については、主食用等生産量893万トンに対し、①農家消費、無償譲渡分130万トン、②集荷円滑化対策による区分出荷8万トン、③備蓄用としての政府米買入40万トンを勘案すると、市場流通は715万トン。
- 市場流通量に占める生産調整への取組みが十分に行われていないことによると見込まれる生産過剰分17万トンの割合は2.4%。

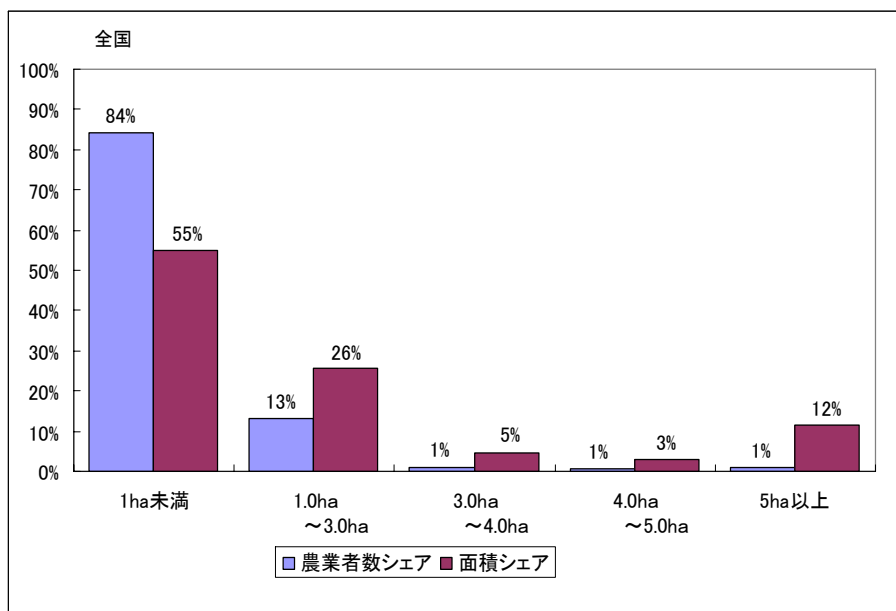


(3) 規模別の集荷円滑化対策の非加入者の分布状況

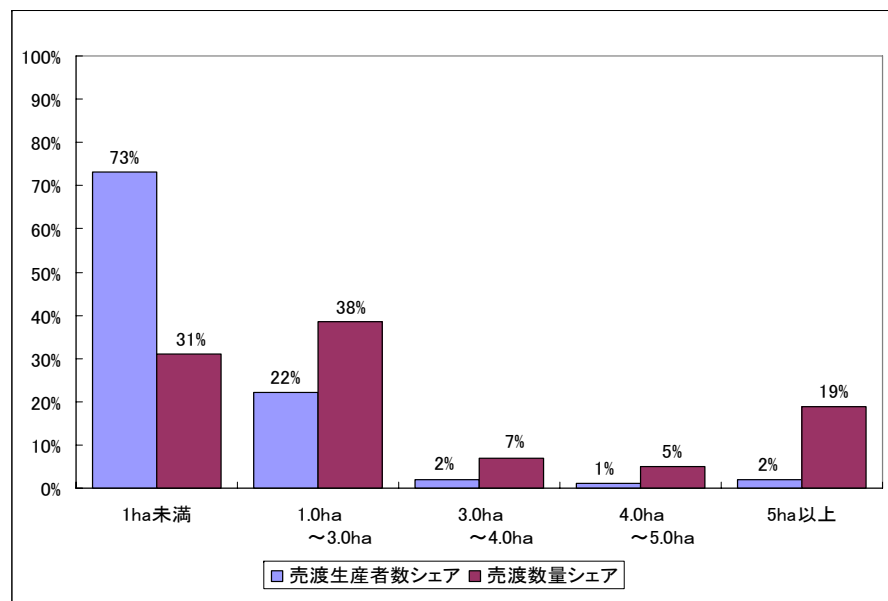
(集荷円滑化の非加入者は各階層に幅広く分布している)

- 規模別の水稲作付農業者の状況と集荷円滑化対策の加入者の状況から、集荷円滑化対策の非加入者の規模別の分布状況を推計してみると、農業者数、作付面積ともに、全国の平均的な水稲作付農家数、その生産量（推計）の規模別分布と同様の傾向を示している。

○ 集荷円滑化対策非加入者の規模別の分布状況(全国)



○ 米穀生産者の規模別売渡生産者数及び売渡数量シェアの状況



資料：農林水産省「平成15年産米米穀生産者の階層別売渡状況調査結果表」

(参考)

$$\text{○ 農業者数シェア} = \frac{\text{当該階層の集荷円滑化対策非加入者数}}{\text{全階層の集荷円滑化対策非加入者数}}$$

$$\text{○ 面積シェア} = \frac{\text{当該階層の集荷円滑化対策非加入者面積}}{\text{全階層の集荷円滑化対策非加入者面積}}$$

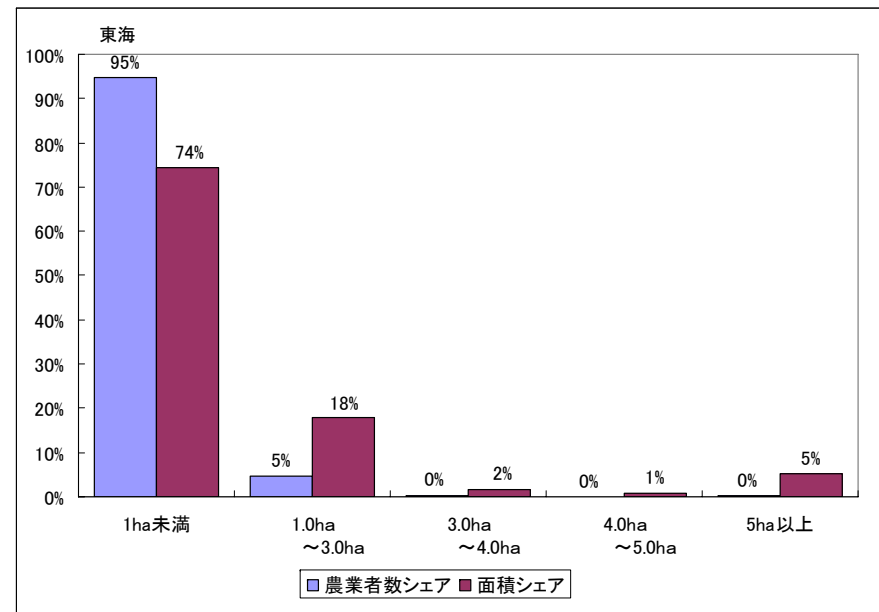
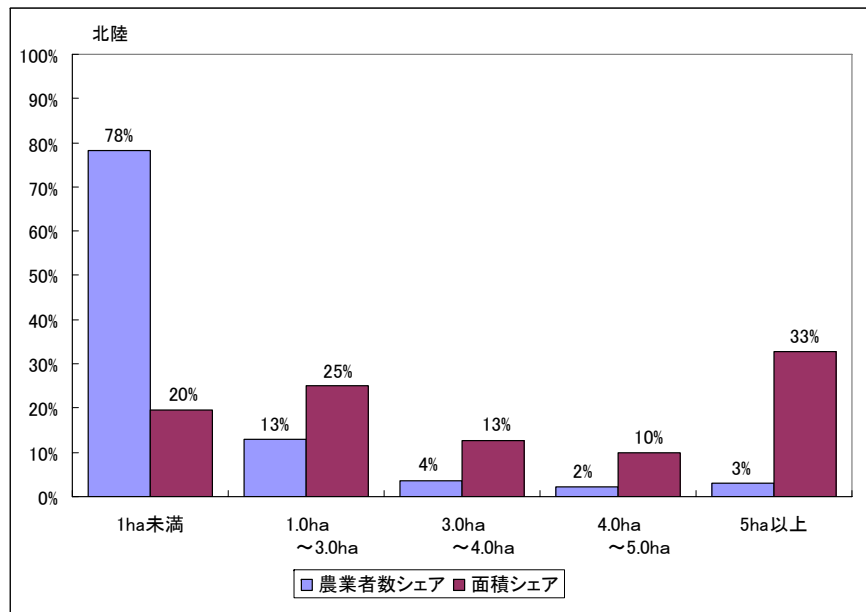
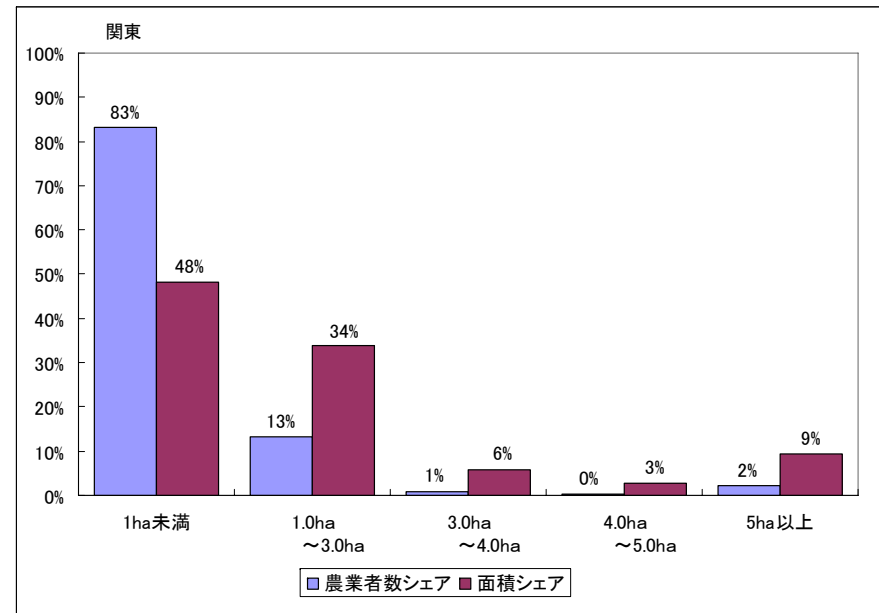
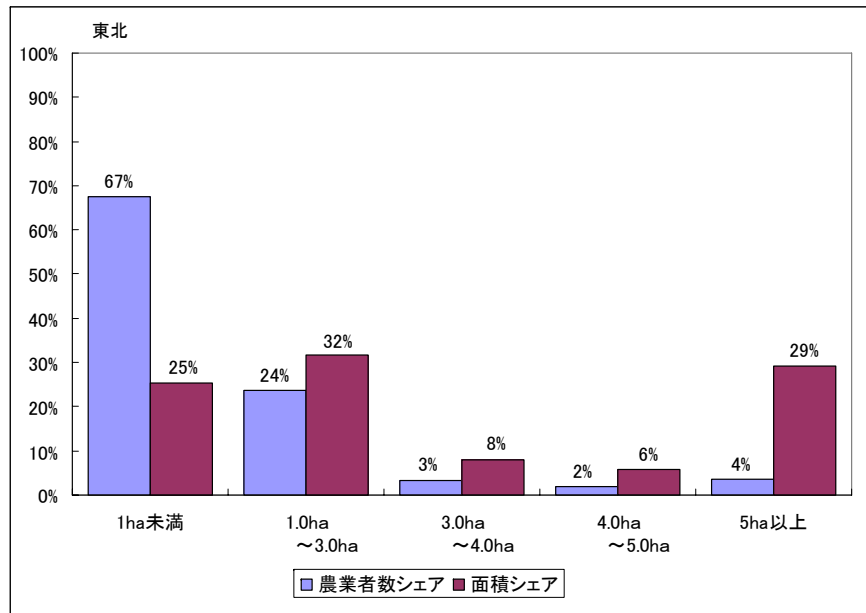
※集荷円滑化対策非加入者数＝農業者数－集荷円滑化対策加入者数

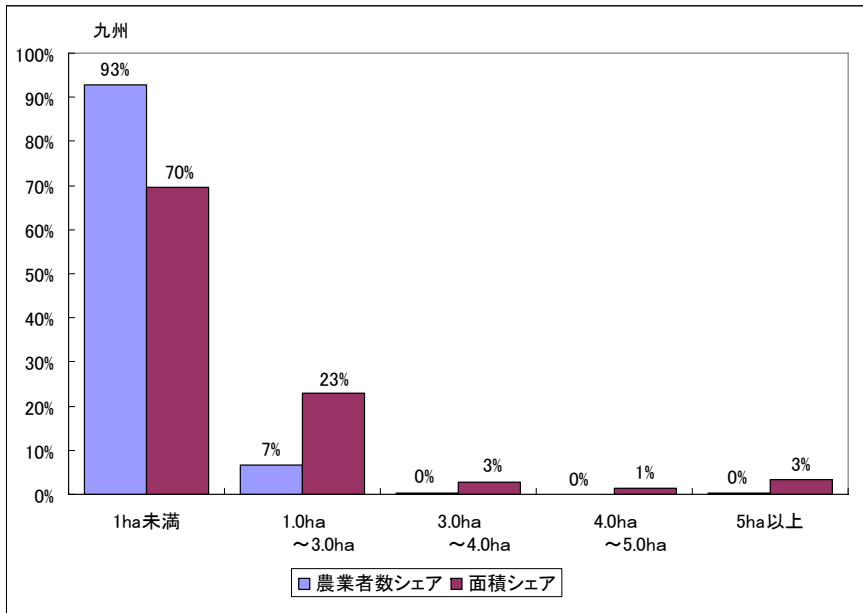
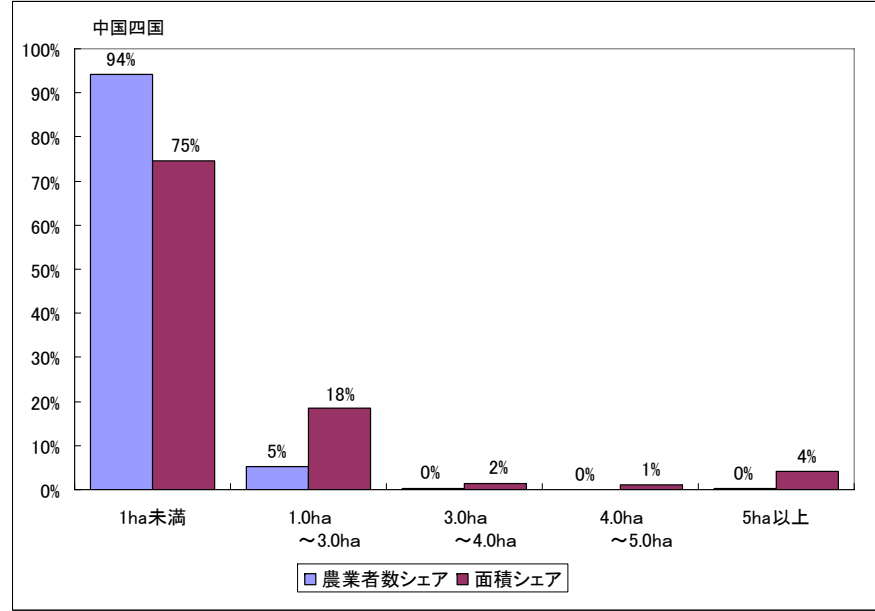
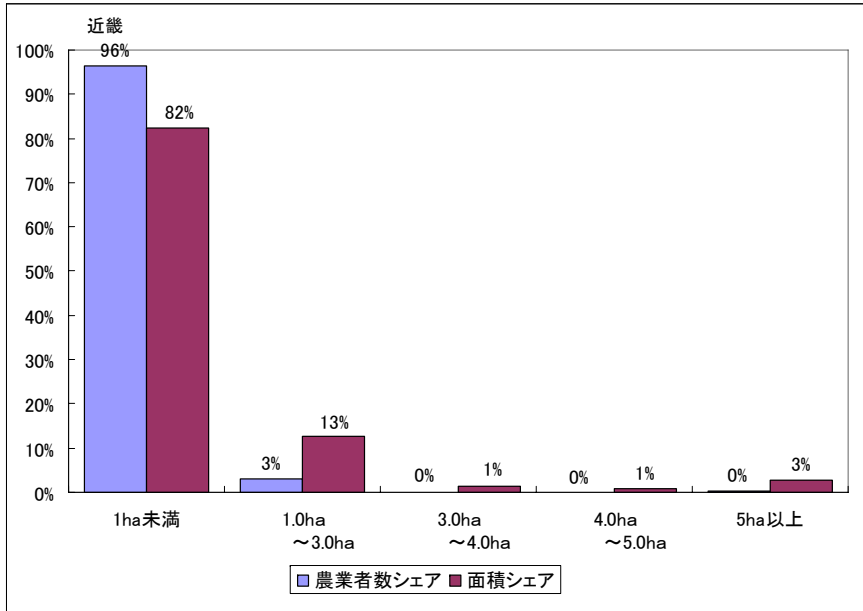
※集荷円滑化対策非加入者面積＝作付面積－集荷円滑化対策加入者面積

注) 「農業者数」及び「作付面積」は、「米麦の出荷等に関する基本調査」(17年11月現在)によるものとする。

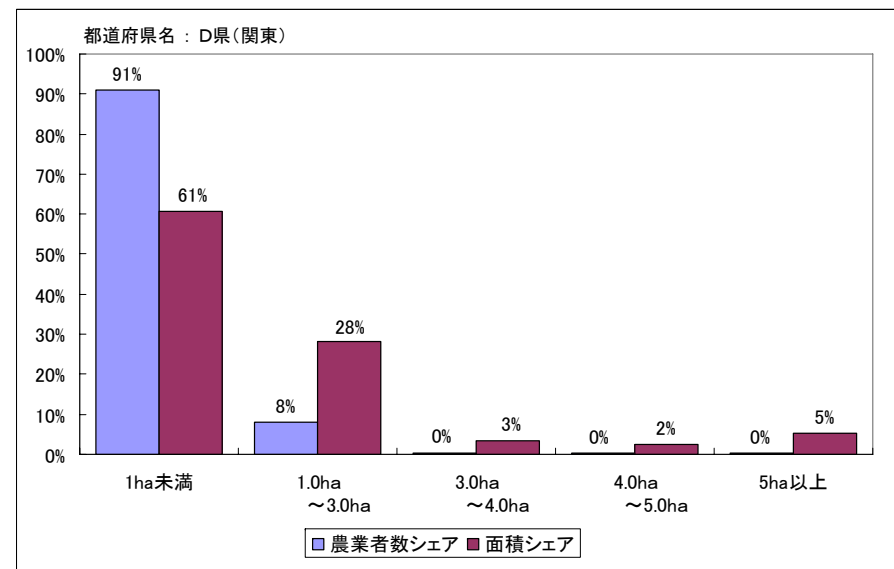
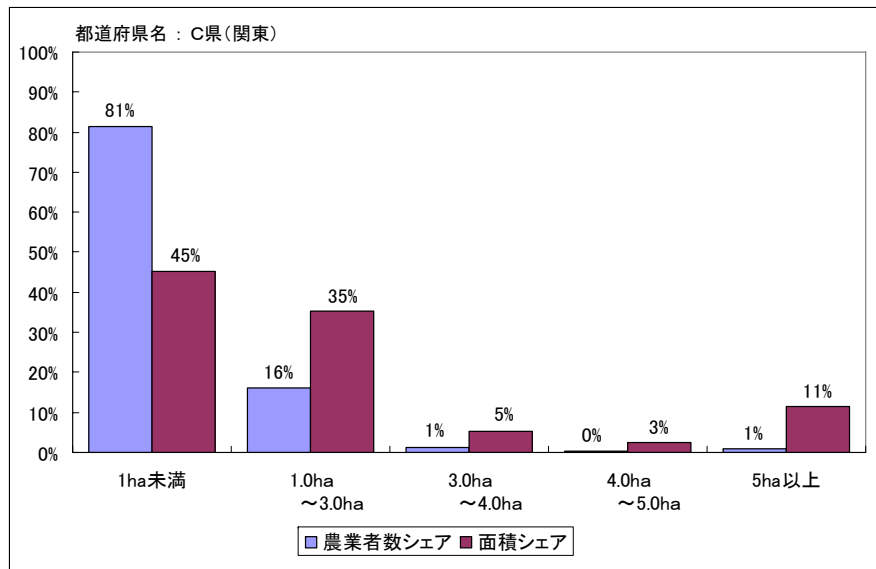
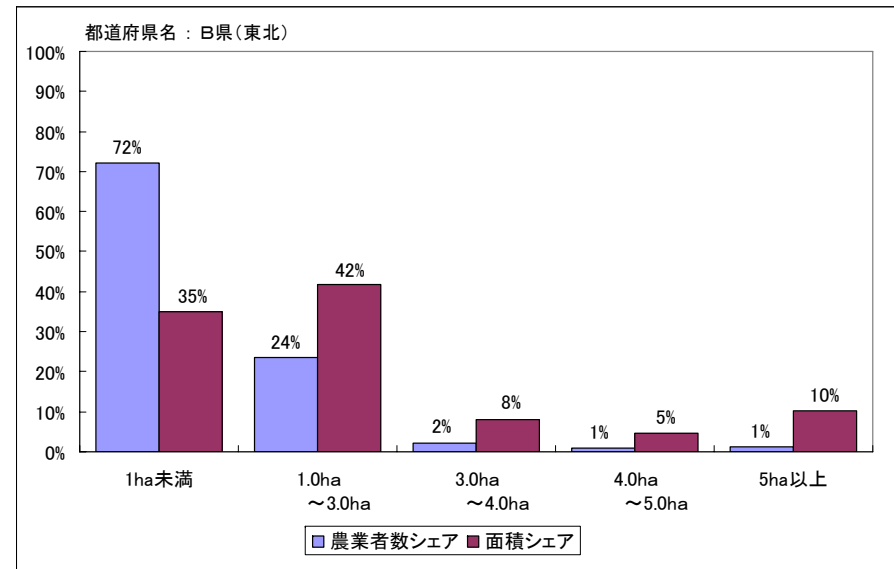
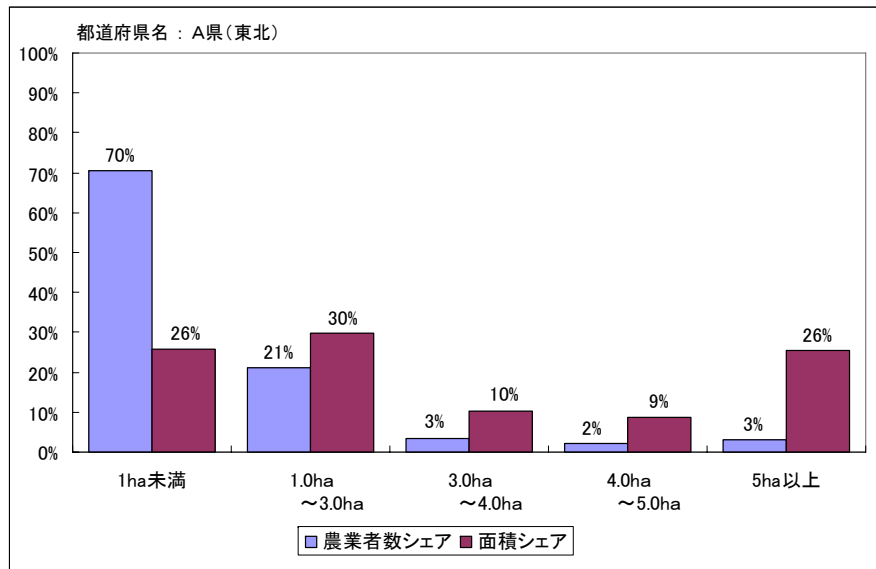
注) 「集荷円滑化加入者」及び「集荷円滑化対策加入者面積」は、「集荷円滑化対策電子申請システム」の「主食用等水稻作付面積」によるものとする。

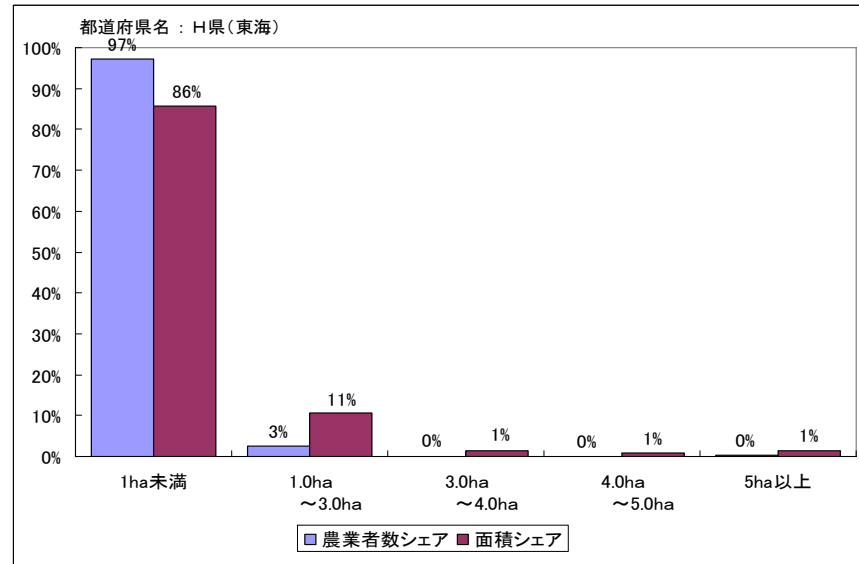
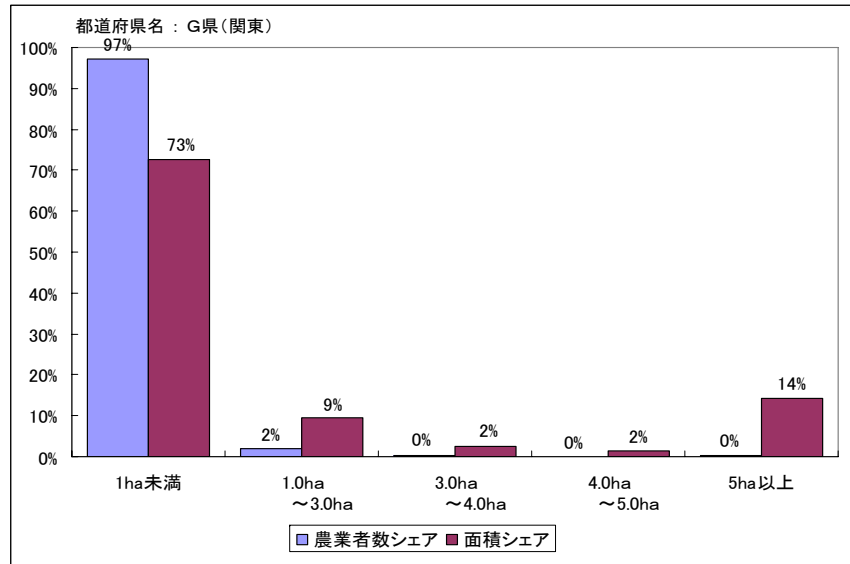
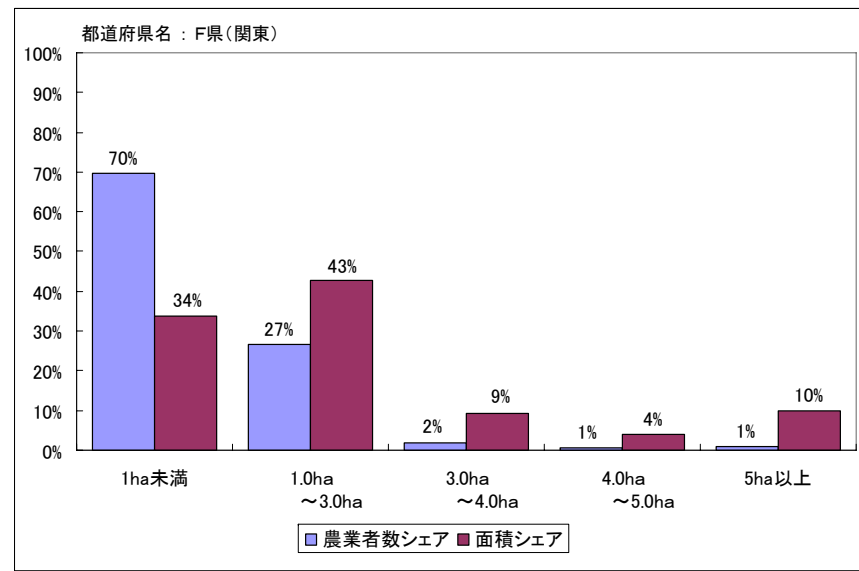
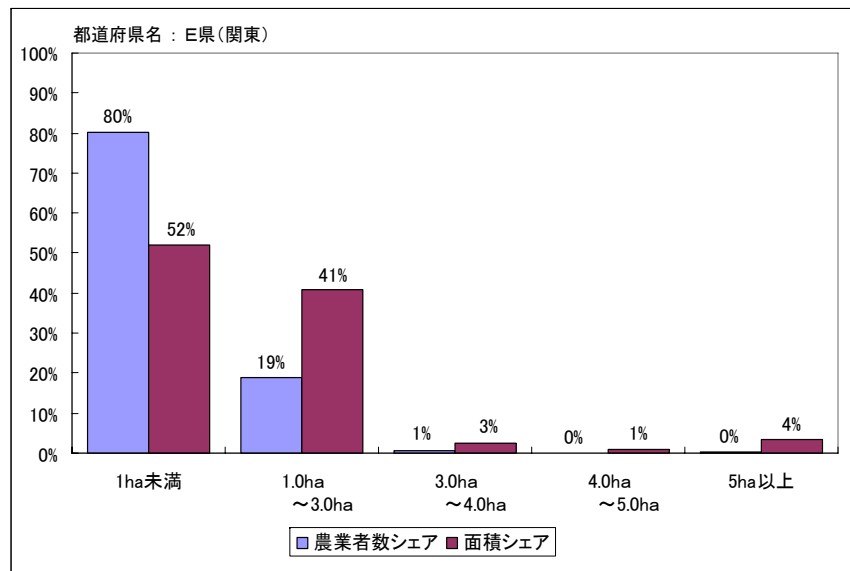
○ 各ブロックにおける集荷円滑化対策非加入者の規模別の分布状況

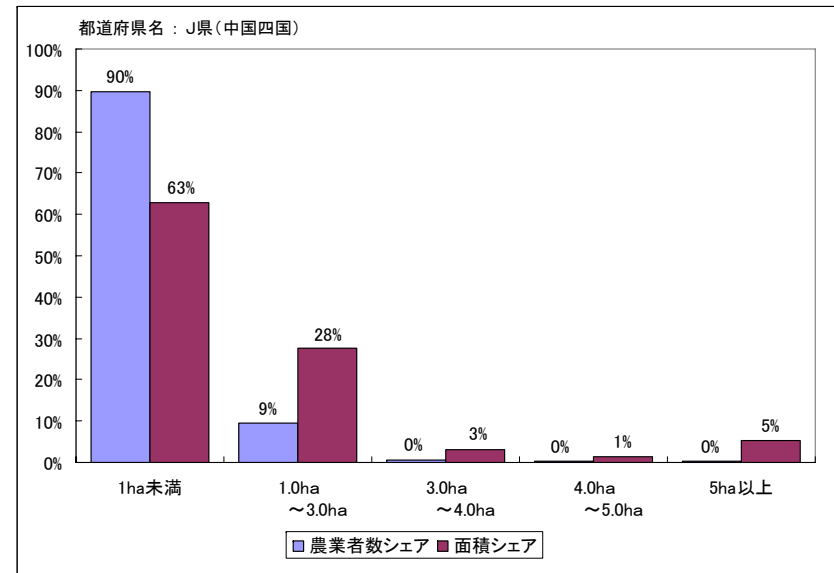
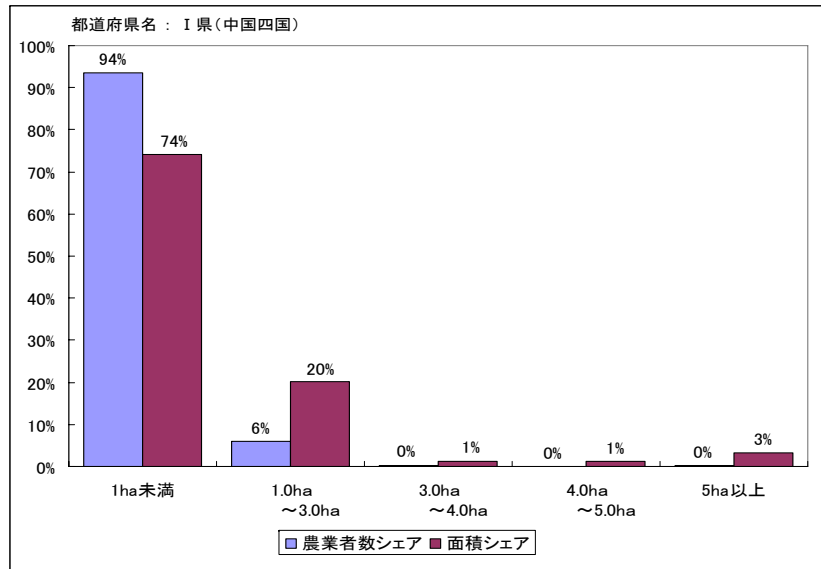




○ 17年度において生産目標を上回る作付の度合いが大きかった県における集荷円滑化対策非加入者の規模別の分布状況





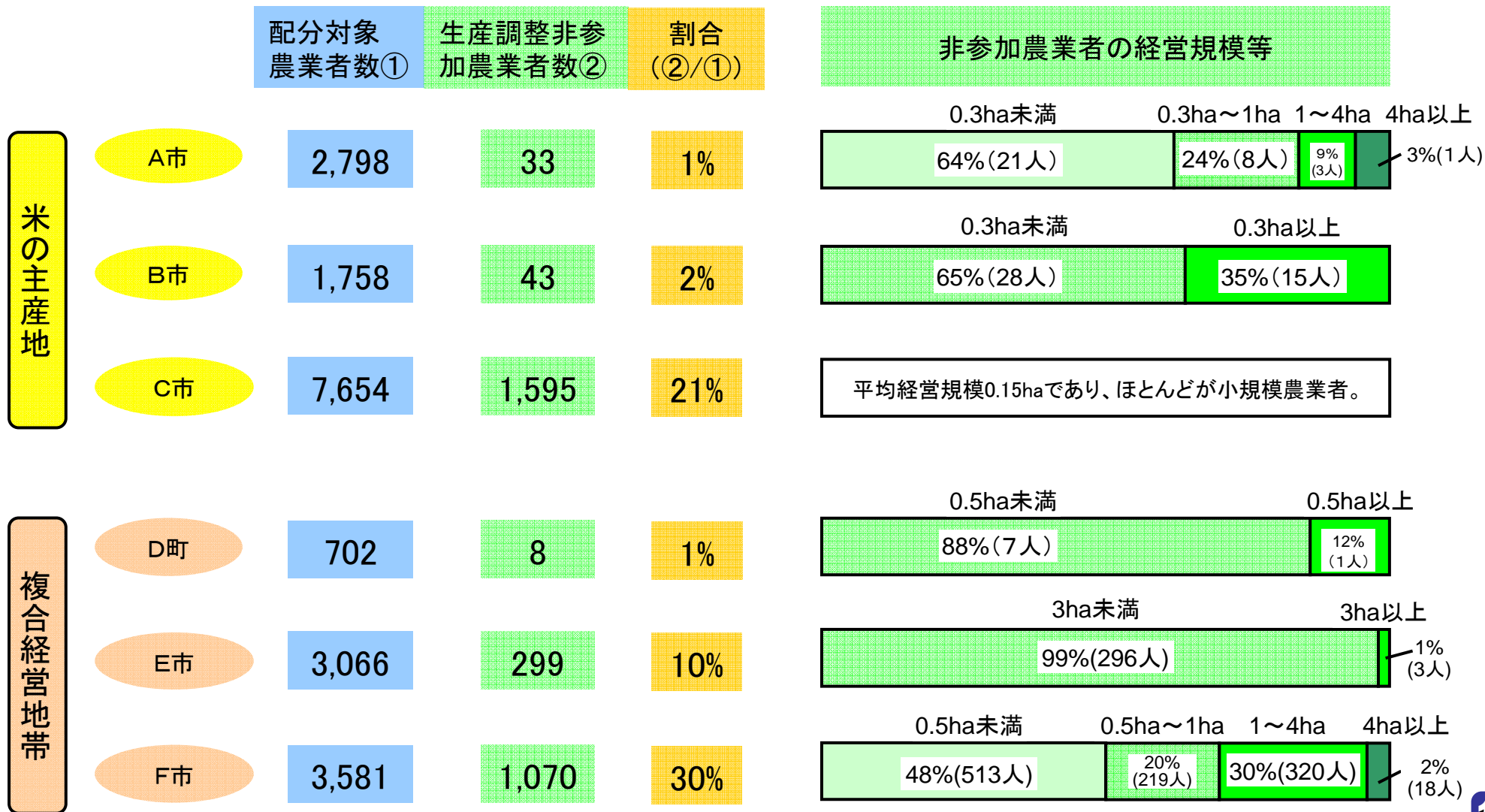


(4) 地域における生産調整の実施状況

(生産調整非参加者の割合が高い地域においても、小規模農業者層のウエイトが高い)

○ 生産調整への非参加者の経営規模分布を把握可能な市町村レベルの事例についてみると、生産調整非参加者の割合が相当高い例も見受けられるが、生産調整非参加者は、全国、都道府県別の状況と同様に、小規模農業者層のウエイトが高い。

○ 生産調整非参加者(水稻生産実施計画書未提出者)の状況

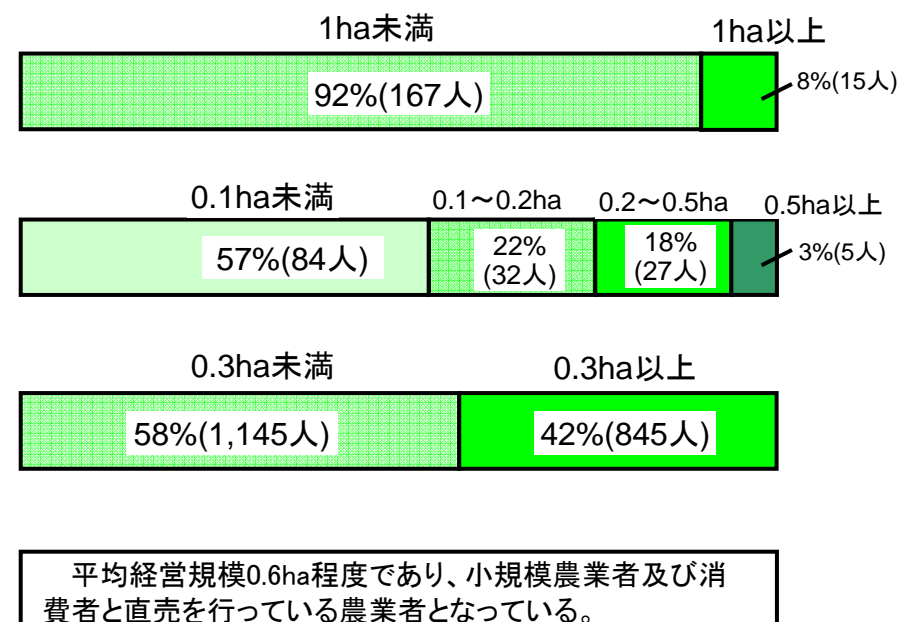


○ 生産調整非参加者(水稻生産実施計画書未提出者)の状況(つづき)

大消費地近郊

	配分対象 農業者数①	生産調整非参 加農業者数②	割合 (②/①)
G町	1,567	182	12%
H町	710	148	21%
I市	5,765	1,990	35%
J町	1,938	844	44%

非参加農業者の経営規模等

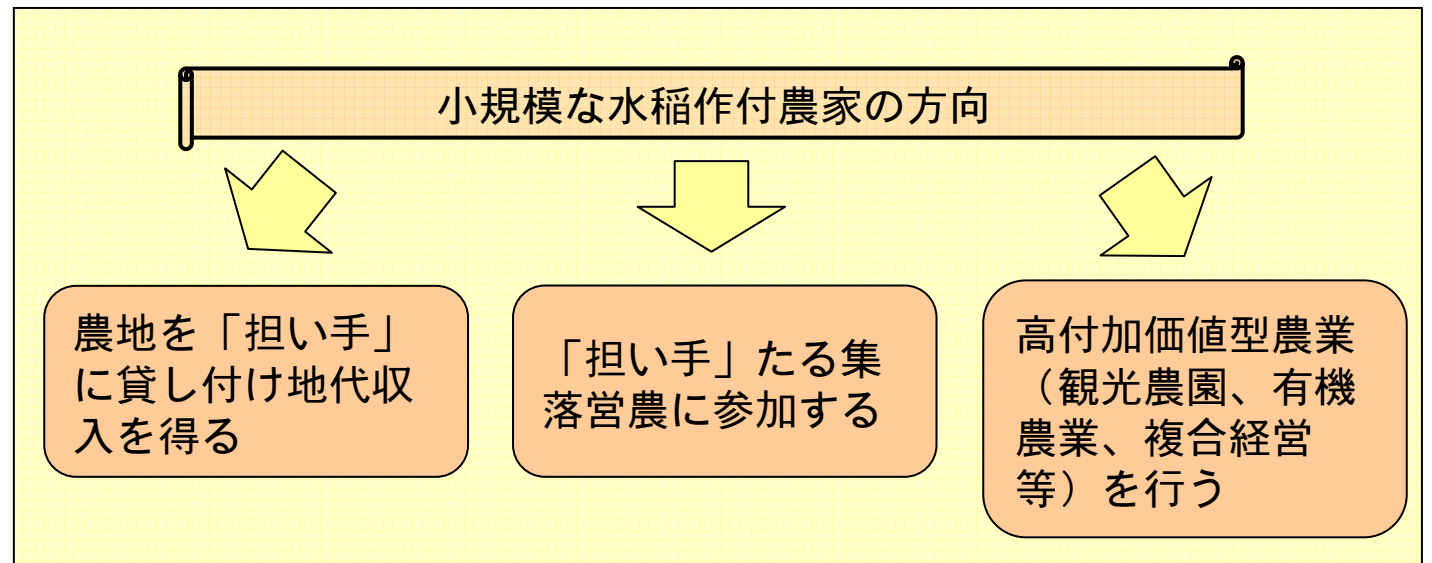


(経営規模別にみると、生産調整非参加者は小規模層により多く分布)

- 以上のとおり、全国におけるマクロ推計、都道府県における規模別状況、市町村における事例のいずれをみても、生産調整非参加者の経営規模は、水稻作付農家の全体的な経営規模分布と同様に、農業者数としては小規模層により多く分布しており、数量をみても小規模層が多い。
- 今後の水田農業の構造改革を見通す限り、いずれにしても、経営規模4ha未満での水稻単作農家というのは、所得水準からみても、労働時間からみても、経営改善の取組を一切行わないままでは効率的かつ安定的な農業経営へ発展していくことは期待できない。このため、
 - ① 農地を担い手に貸し付ける
 - ② 集落営農に参加する
 - ③ 非土地利用型の高収益作物との組み合わせや有機農業、観光農園等の高付加価値型農業により営農を展開する等の取組を行うことが適当と考えられる。

- 平成17年産における、生産調整への取組が十分に行われていないことによると見込まれる生産過剰分(17万トン)の内訳(推計)

水稻作付規模	生産過剰数量
1.0ha未満	9万トン
1.0~3.0ha	4万トン
3.0~4.0ha	1万トン
4.0~5.0ha	1万トン
5.0ha以上	2万トン
合計	17万トン



(担い手の育成・確保と生産調整の的確な推進のため、生産現場での取組を進めていくことが重要)

- したがって、担い手の育成確保と生産調整の的確な推進という観点から、特に、効率的かつ安定的な経営の確立という視点をもって営農に取り組んでいる大規模農業者層や複合的経営を目指す農業、あるいは集落営農の育成・確保に焦点を当てて、18年産に向けて、この冬から、行政及び農業者団体等が一体となって推進しているとおり、生産現場において
 - ① 担い手育成・確保運動と連携した生産調整の実効性の確保
 - ② 地域水田農業ビジョンの点検・見直しと産地づくり交付金の効果的活用
 - ③ 地域協議会における全生産調整方針作成者の実効ある参画等による機能強化等の取組を進めていくことが重要である。
- また、担い手への集積を早急に進めていく過程にある現段階での稲作農業の生産構造に照らせば、以上のような活動を通じて、生産調整は担い手を含めた大多数の農業者が参加するシステムであるという安心感を醸成、定着させていくことが必要（移行期にある我が国の生産調整の場合は、生産調整への参画に対する経営としての合理的判断に加え、大多数の者が参加するシステムであるという信頼感・安心感が存在することが必要）。

18年産に向けた取組

担い手育成・確保運動と連携した需給調整の推進

- ・ 担い手育成・確保運動と連携して、品目横断的経営安定対策の対象者である認定農業者等になるためには、生産調整の実施が実質的な要件となることを周知徹底。

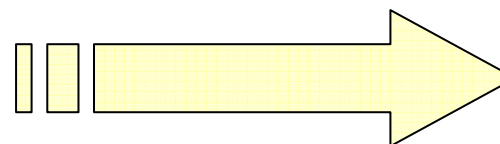
ビジョンの点検・見直しと産地づくり交付金の有効活用

- ・ 18年度の取組に向けてビジョンの点検・見直し活動を徹底。
- ・ ビジョンに掲げる地域の担い手への交付の重点化等、メリハリをつけた産地づくり交付金の活用を指導。

第三者機関的組織(地域協議会)の機能強化

- ・ ビジョンにリストアップされている担い手を認定農業者等へ誘導するとともに、生産調整方針の作成を指導。
- ・ その上で、地域の全ての生産調整方針作成者を、実効ある形で第三者機関的組織での生産目標数量の配分に係る議論に参画させるよう指導。
- ・ 19年度以降の担い手以外を対象とする米の価格下落影響緩和対策について、地域協議会を実施主体とする産地づくり対策と一体化することにより、地域協議会の機能を強化。

全ての生産調整方針作成者が実効ある形で地域協議会に参画した上で、ビジョンを実現(担い手育成・確保、需要に応じた生産)する観点を一層強化する必要。



新たな需給調整システム

地域の実情を踏まえて見直し、高度化した地域水田農業ビジョンを策定し、需要に応じた生産と水田農業の構造改革を促進

2. 協議会等の運営状況

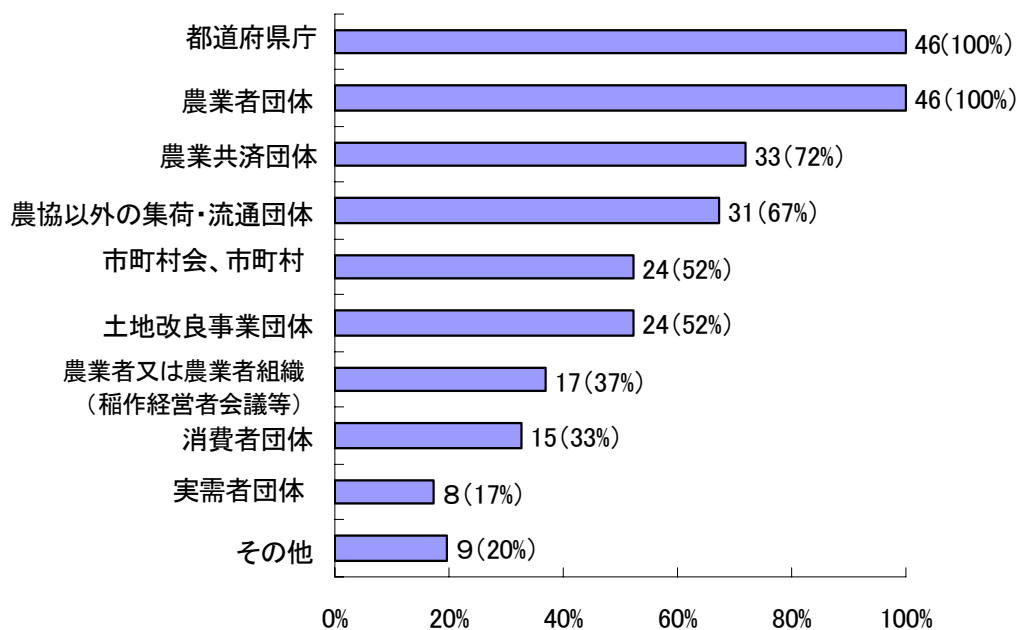
(1) 都道府県協議会の運営状況

① 都道府県協議会の設置数及び構成

(都道府県協議会は、東京都を除く46道府県で設置。)

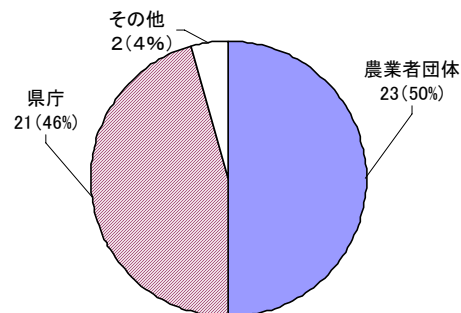
- 都道府県協議会は、東京都を除く46道府県で設置されている。全ての協議会において道府県、県中央会や全農県本部の農業者団体を構成員としているほか、7割の協議会が農業共済団体を構成員に加えている。一方、農業者又は農業者組織（稲作経営者会議等）、消費者団体、実需者団体を構成員に加えている協議会は、それぞれ約4割、3割、2割となっている。
- 都道府県協議会の会長は、行政と農業者団体で半々となっている。事務局は7割の都道府県協議会が農業者団体に設置している。

○ 都道府県協議会の構成員(16年度)



資料：農林水産省調べ

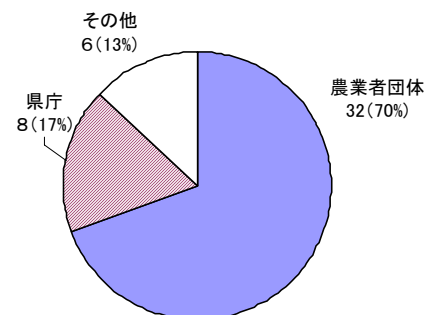
○ 会長の所属組織(16年度)



【農業者団体の内訳】

・県中央会	21
・全農県本部・経済連	2

○ 主たる事務所の設置場所(16年度)



【農業者団体の内訳】

・県中央会	30
・全農県本部・経済連	1
・農協	1

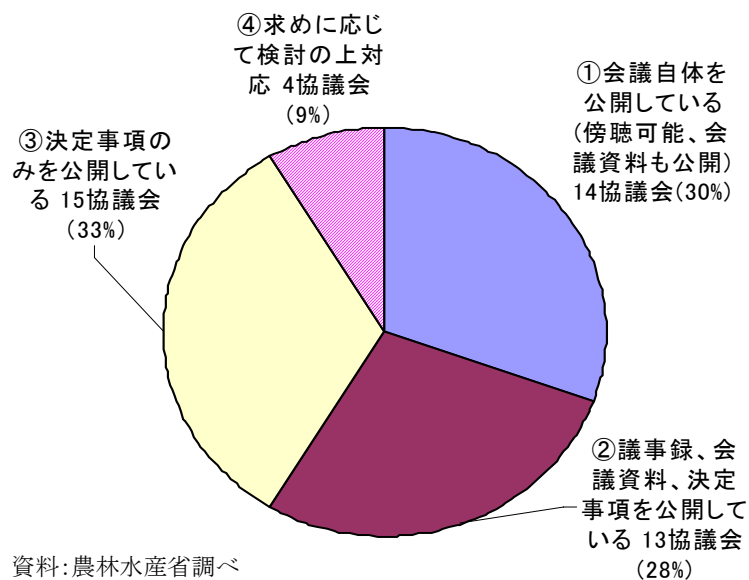
資料：農林水産省調べ

② 都道府県協議会の情報公開状況

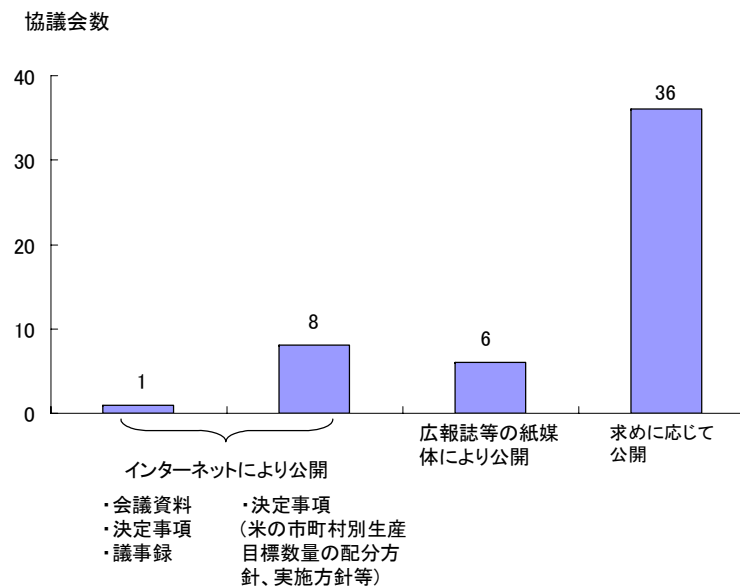
(協議会の方針決定にかかる会議自体を公開している都道府県協議会は全体の約30%)

- 都道府県協議会の方針決定にかかる会議（総会等）の公開状況は、会議自体を公開（傍聴可能）している協議会は30%、議事録、会議資料、決定事項を公開している協議会は28%、決定事項のみを公開している協議会が33%となっており、求めに応じて検討の上対応している協議会は9%となっている。
- 議事録や会議資料等の公開方法は、インターネットにより「会議資料」「決定事項」「議事録」などを公開している協議会が1協議会、インターネットにより「米の市町村別生産目標数量の配分方針」などの決定事項を公開している協議会が8協議会、広報誌等の紙媒体により公開している協議会が6協議会、求めに応じて公開している協議会が36協議会となっている（地域協議会に対しては、別途、通知により決定事項の伝達がなされている。）。

○ 協議会の方針決定にかかる会議（総会等）の公開状況（46協議会）



○ 議事録や会議資料等の公開方法（複数回答）



資料：農林水産省調べ

注：左の調査で①～③と回答した42協議会の公開方法である

<県協議会決定事項等のホームページ上での公開事例>

<http://www.f-suiden.jp/>

ホームページの公開内容

- 水田農業推進協議会の設立目的、会員など
- 水田農業構造改革対策の様式集
- 各地域協議会のビジョンの概要と交付金の使途

水田農業推進協議会とは

■ 設立の目的

地域における需要に応じた米の生産の推進を図るとともに、水田農業の構造改革の推進、水田を活用した作物の産地づくりの推進等に資すること。

■ 主な事業

1. 水田農業構造改革交付金(産地づくり対策)に関すること
2. 稲作所得基盤確保対策に関すること
3. 担い手経営安定対策に関すること
4. 麦・大豆品質向上対策に関すること
5. 耕畜連携推進対策に関すること
6. 集荷円滑化事業の推進に関すること
7. その他目的を達成するために必要なこと

■ 概要

1. 設立年月日 平成16年3月29日
2. 会員
福井県農業協同組合五連会長
福井県農林水産部長
福井県町村会事務局長

水田農業構造改革対策様式

■ 水田農業構造改革対策様式ダウンロード

◎ 注意事項
この様式は、各地域協議会から県協議会への提出書類を主体的に編集したものです。様式は変更する場合がありますのでご了承ください。

1. [水田農業構造改革対策実施要領](#) [14件]
2. [水田農業構造改革交付金\(産地づくり対策\)業務方法書](#) [5件]
3. [水田農業構造改革交付金\(稲作所得基盤確保対策\)業務方法書](#) [5件]
4. [水田農業構造改革交付金\(担い手経営安定対策\)業務方法書](#) [6件]
5. [麦・大豆品質向上対策費補助金および耕畜連携推進対策費補助金交付要領](#)

お知らせ 水田農業推進協議会とは 各地の水田農業協議会 水田農業構造改革対策様式

- 2005.10.11 各地の水田農業協議会の「水田農業構造改革交付金の使途」を公開します。
- 2005.10.11 「資料」のページを設置しました。
- 2005.7.12 水田農業構造改革対策様式がダウンロードできるようになりました。

福井県 水田農業推進協議会
Fukui Prefecture Rice field agricultural promotion conference

資料 お問い合わせ リンク

福井県 水田農業推進協議会 事務局 福井市大手3丁目2-18 TEL.0776-27-8223
Copyright 2005 Fukui Prefecture Rice field agricultural promotion conference All rights reserved

各地の水田農業協議会

■ 福井県内にある地域水田協議会

各地域ごとに水田協議会が設置されています。
地域の作物販売・販売、水田の利活用、担い手の育成等の将来方向を明確にした水田農業全体のビジョンを作成し、生産対策及び経営対策を一体的に実施するよう心掛けています。

協議会の名称	市町村名	所属	ビジョン	構造改革交付金の使途
福井市地域水田農業推進協議会	福井市	福井市農政企画課内	>> ビジョン	>> 交付金の使途 [PDF:164KB]
敦賀市水田農業運営協議会	敦賀市	JA敦賀市内	>> ビジョン	>> 交付金の使途 [PDF:68KB]
武生市水田農業推進協議会	武生市	武生市農政課内	>> ビジョン	>> 交付金の使途 [PDF:76KB]
小浜市水田農業推進協議会	小浜市	小浜市産業建設部農林水産課内	>> ビジョン	>> 交付金の使途 [PDF:48KB]
大野市産地づくり推進協議会	大野市	JAテラル越前指導販売部内	>> ビジョン	>> 交付金の使途 [PDF:66KB]
勝山市水田農業推進協議会	勝山市	JAテラル越前指導販売部内	>> ビジョン	>> 交付金の使途 [PDF:56KB]
鯖江市水田農業運営協議会	鯖江市	鯖江市農林政策課内	>> ビジョン	>> 交付金の使途 [PDF:66KB]

<県協議会議事録のホームページ上での公開事例>

http://www.niigatamai.info/



ホームページのメニュー

- ホーム
- お米の広場
 - 農政基本情報
 - 需給流通情報
 - 栽培技術情報
 - 米改革の助成措置
 - 産地づくり
 - 県米政策改革推進協議会
 - 規約・諸規定
 - 協議会情報
 - 地域間調整かわら版
 - 大豆・麦情報

●新潟県米政策改革推進協議会の諸規定等につ

新潟県米政策改革推進協議会の規約等を掲載しました。

[名簿はこちらを御覧ください。](#)

[規約はこちらを御覧ください。](#)

[規程はこちらを御覧ください。](#)

[事業計画はこちらを御覧ください。](#)

[予算書はこちらを御覧ください。](#)

新潟県米政策改革推進協議会委員名簿

平成17年8月現在

会長・・・新潟県農林水産部 部長 武藤 敏 明

副会長・・・新潟県農業協同組合中央会 専務 角山 富 衛

委員・・・担い手農業者代表（3）

新潟県農業生産組織連絡協議会 会長 竹田 香 苗

新潟県農業法人協会 会長 忠 聡

新潟県認定農業者ネットワーク 代表 池津 宏

消費者・実需者代表（5）

平成17年度第3回新潟県米政策改革推進協議会議事録（一部抜粋）

【第3回県協議会の様子】

今回の会議では、水田農業ビジョンの実践や的確な需給調整の推進など4項目を柱とした「平成18年産における米政策改革推進方針」と、「18年産米の市町村別生産目標数量配分」について協議されました。

焦点の「18年産米の市町村別生産目標数量配分」では、17年産の生産調整の取組が不十分なことによる生産目標数量の削減について活発な議論が交わされ、実効性や公平性に配慮する必要があるとの意見が大勢を占めました。

県と県農協中央会は、この会議の意見を踏まえ、12月20日に市町村配分を行う予定です。

議事概要は後刻掲載の予定ですが、主な資料を掲載しましたので御覧ください。

(2006.12.16掲載)

[次第はこちらを御覧ください。](#)

[名簿はこちらを御覧ください。](#)

[資料1「平成18年産における米政策改革推進方針\(案\)」はこちらを御覧ください。](#)

[資料1-2「地域間調整の取組\(案\)、加工用米生産予定数量\(案\)」はこちらを御覧ください。](#)

[資料2「平成18年産米の市町村別生産目標数量配分について\(案\)」はこちらを御覧ください。](#)

[資料2の説明参考資料はこちらを御覧ください。](#)

[協議会議事概要はこちらです。\(2006.11.10掲載\)](#)

担い手農家の発言

(1) 平成18年産における米政策改革推進方針(案)について
(JA県中央会農業対策部古木次長、別紙資料1及び資料1-2に基づき説明)
(武藤会長)

只今の事務局の説明のとおり、来年の米政策改革をどのような観点で推進していくか明確に示すためにこの方針を定めるもの。
4つに分けて検討いただきたい。
最初に水田農業ビジョンの推進についてのご意見をいただきたい。

(池津委員)

ビジョンの実践で基本になるのは、担い手(人)の確保・育成であると考えている。農業者一人ひとりが「水田農業の姿」を真剣に考えるように仕向けることが大切ではないか。

(忠委員)

担い手育成については、経営所得対策等大綱の内容が十分理解されるよう周知の徹底が必要である。
その上で、新たな組織育成に際しては、既存の組織や担い手との競合を招かない配慮と支援の継続を願いたい。

(武藤会長)

只今の忠委員の御意見に対して、県と団体の考えはどうか。

(小幡県地域農政推進課長)

これまでどおりに担い手への農地集積等の支援を継続すると共に、主業農家が

(2) 地域協議会の運営状況

① 地域協議会の設置数及び構成

(地域協議会数は全国で約2,200。約9割の地域協議会が農業者を構成員としている状況)

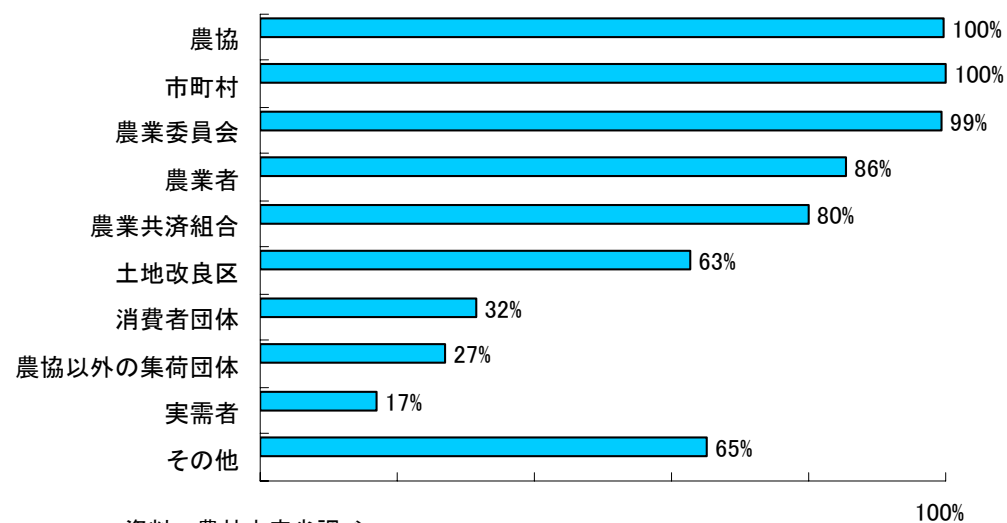
- 平成17年度における地域水田農業推進協議会（以下「地域協議会」という。）の設置数は、全国で2,227（市町村合併等により協議会の範囲が変更されたため、16年度に比べ263の減少。）。
- 約9割の地域協議会が市町村、農協、農業委員会のほか、農業者を構成員に加え、土地改良区を加えている地域協議会も6割を超えている。一方、農協以外の集荷団体、消費者団体、実需者を構成員に加えている地域協議会は、それぞれ3割、3割、2割となっている。

○ 地域協議会の設置数

地域区分	年度	北海道	東北	関東	東北	陸東	海近	畿中	国九	州沖	縄	全国計
地域水田農業推進協議会数	16	130	361	531	188	173	270	399	437	1		2,490
	17	129	340	483	160	153	244	323	394	1		2,227

資料：農林水産省調べ

○ 地域協議会の構成員(16年度)

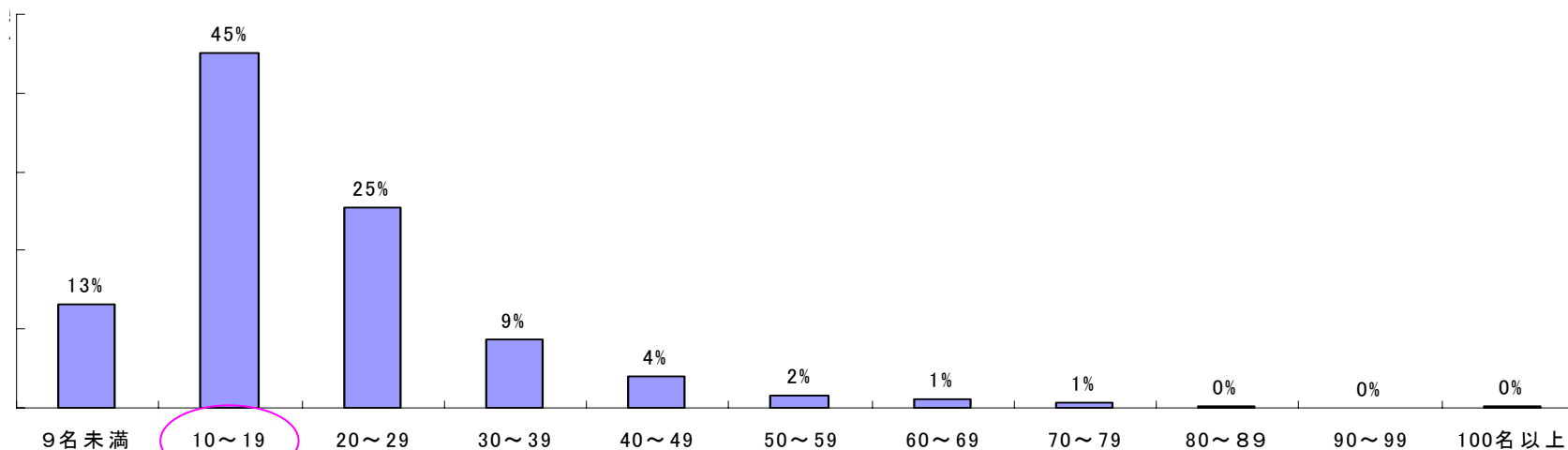


資料：農林水産省調べ

(地域協議会の多くは10~19名程度で構成、農業者は約4分の1を占める)

- 地域協議会の構成員数としては、10~19名の地域協議会が最も多く（45%）、次いで20~29名（25%）、9名以下（13%）となっている。
- このうち、最も分布が多い10~19名層の地域協議会の平均的な構成をみると、全体で約15名、そのうち農業者は約4名（約4分の1）という状況である。

○ 地域協議会構成員数の分布(16年度)



○ 地域協議会構成員数(10~19名)

(単位:人)

	構成員数	農業者	農協	市町村	農業委員会	土地改良区	農業共済組合	農協以外の集荷団体	消費者団体	実需者	その他
一地域協議会当たり	14.5	3.8	2.3	1.8	2.0	1.0	0.8	0.4	0.4	0.2	1.8
割合(%)	100%	25.9%	15.7%	12.6%	13.5%	6.7%	5.8%	3.1%	2.8%	1.7%	12.2%

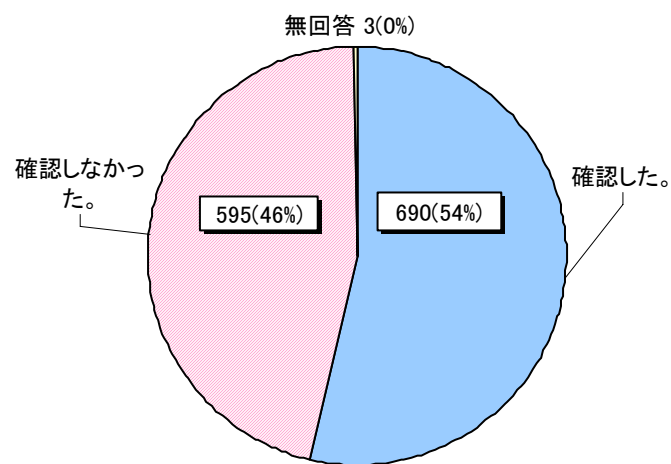
資料：農林水産省調べ

② 地域協議会における合意形成の状況

(地域協議会における合意形成について、例えば、ビジョンの見直しに当たって集落や農業者の意向を確認した協議会は54%)

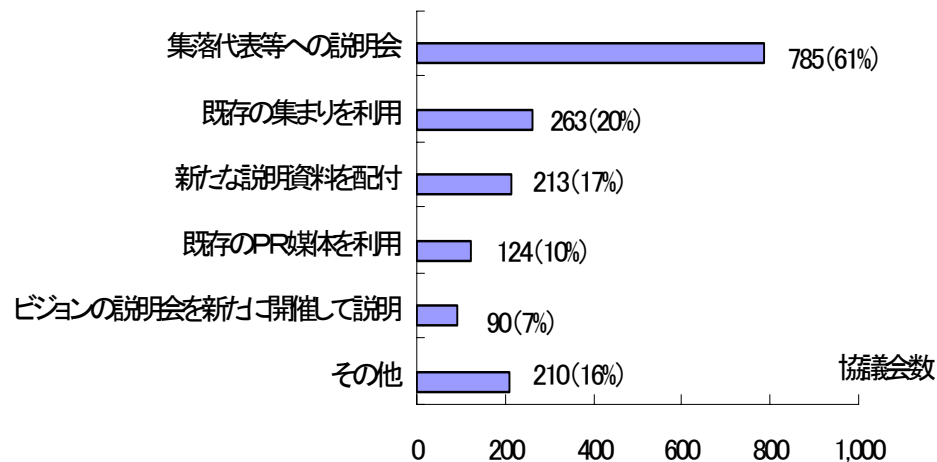
- 地域水田農業ビジョン（以下「ビジョン」という。）について、平成16年度から17年度に見直しを行ったのは、全体の58%の1,288協議会となっており、このうち、ビジョンの見直しに当たり、集落や農業者の意向の確認を行った協議会は、54%となっている。
- 見直しを行ったビジョンの農業者への周知方法は、集落代表等への説明会によるものが約6割を超えるほか、新たな資料を作成したり、新たに説明会を開催している協議会も見受けられる。

○ ビジョンの見直しにおける集落や農業者の意向の確認状況(H16→H17)



資料：農林水産省調べ
注：協議会数1,288

○ 見直したビジョンの農業者への周知方法

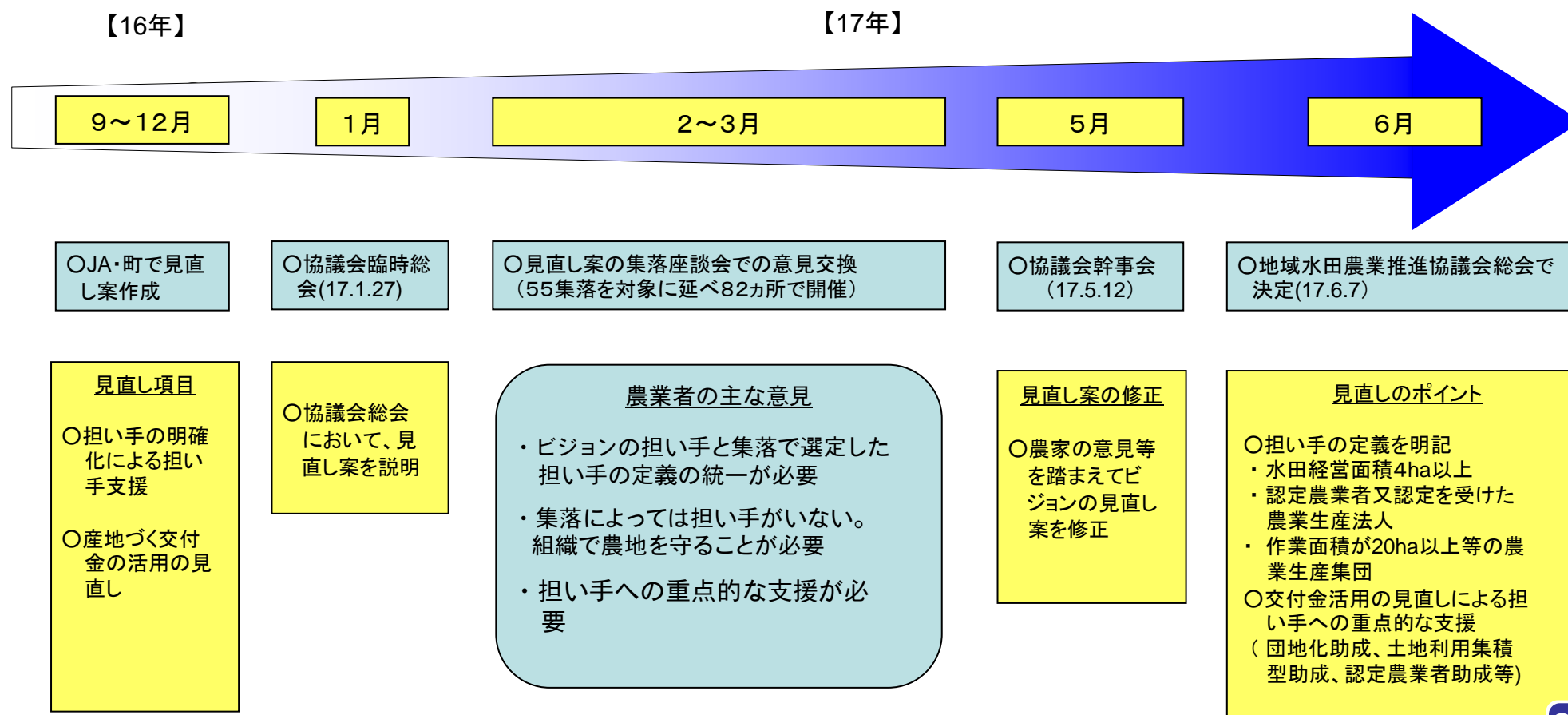


資料：農林水産省調べ
注：協議会数1,288（複数回答）

<地域水田農業ビジョン見直しの事例②>

(農家の意向を踏まえた地域水田農業ビジョンの見直し(C市地域水田農業推進協議会(D県)))

- C市地域水田農業推進協議会においては、17年度の地域水田農業ビジョンの見直しに当たり、市、JAが主体的に点検・見直し項目を抽出し、見直し案を作成。
- 農家意向の反映に当たっては、集落座談会の開催により農業者の意向を集約し、見直し案に反映。
- 17年6月の地域水田農業協議会総会において決定。



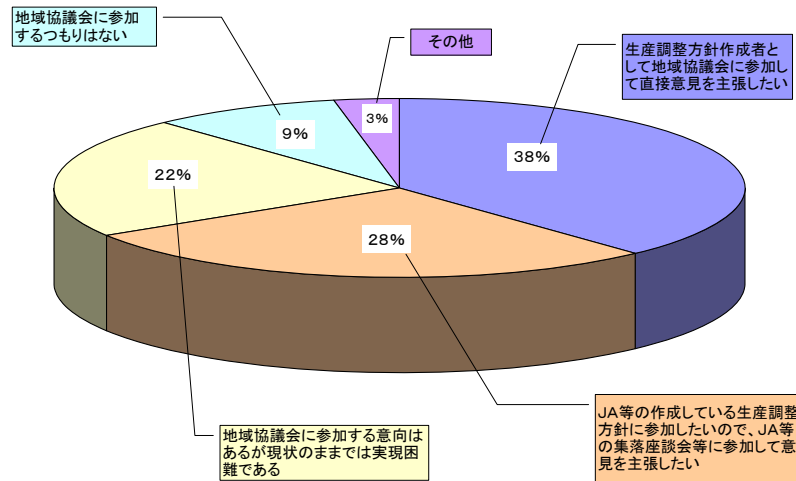
③ 大規模農業者の地域協議会への参画の意向

(ほとんどの大規模農業者は地域協議会等の議論に参画して、地域の方針決定過程に参画したいと考えている)

- 全国稲作経営者会議が実施したモニター調査（17年12月実施、87名回答）によると、約9割の大規模農業者は、地域協議会等の議論の参画を希望。
- また、約6割が、議論の結果、地域の取組として反映してもらえと思うと回答。
- 大規模農業者の方針作成者131のうち、45が地域協議会の構成員となっており、今後とも、地域協議会の機能強化を図る上で、大規模農業者を含む全方針作成者の参画を推進。

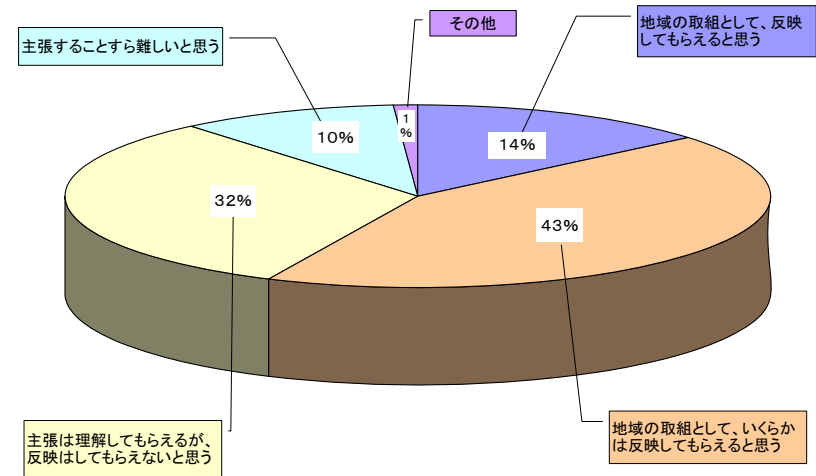
○ 大規模農業者の地域協議会等への参加意向

(全国稲作経営者会議のモニター調査結果(平成17年12月調査))



○ 大規模農業者の主張に対する地域協議会等の反応予想

(全国稲作経営者会議のモニター調査結果(平成17年12月調査))



○ 大規模農業者の方針作成者の地域協議会参画状況(平成18年2月末現在)

方針作成者のうち大規模農業者	
131	うち地域協議会へ参画 45(34%)

3. 18年産における需給調整の取組

(1) 18年産における生産目標数量の配分

(都道府県段階でも需要に応じた米づくりの進展状況等を反映する客観性・透明性のある手法が拡大)

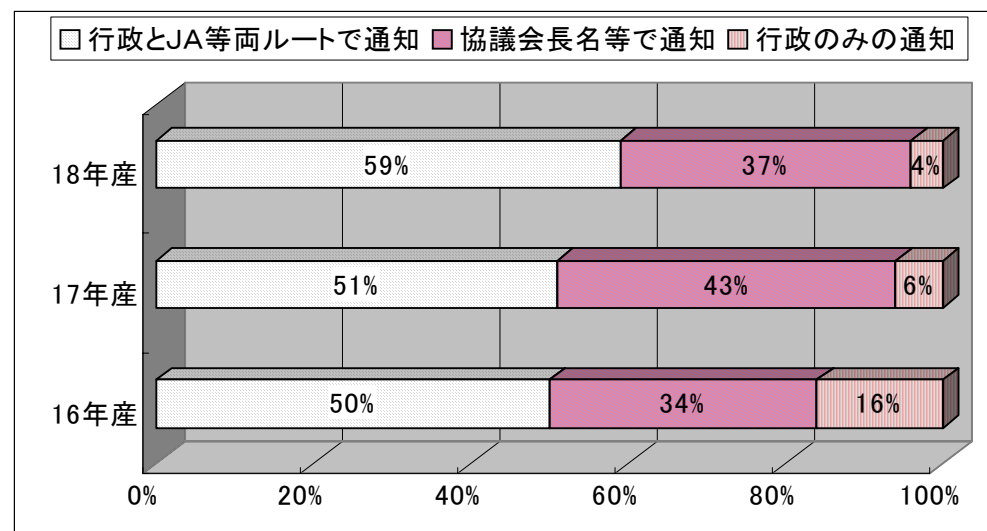
- 18年産の生産目標数量については、現在、都道府県段階から市町村段階への配分を経て、市町村段階から農業者段階に配分がほぼ終わりつつあるところ。
- 都道府県段階における生産目標数量の配分については、需要に応じた米づくりの進展状況等を反映する割合が増加するとともに、その設定手法も配分を行っているすべての都道府県で公表されているなど客観性、透明性ある設定手法が拡大。
- また、農業者への生産目標数量の配分・通知ルートを見ると、行政のみの通知は4%にすぎず、両ルートでの通知が59%、JAが参画する地域協議会からの通知が37%を占める状況。

○ 都道府県から市町村への生産目標数量の主な設定要素

		16年産米	17年産米	18年産米
た 需 米 要 づ に く 応 じ	一等米比率	13	22	22
	需要先との結びつき	2	5	11
	有機・特別栽培米	1	10	13
担い手育成(大規模農家配慮等)		6	17	18
一律配分(100%)		17	6	4

(注) 表中の都道府県数は、一律配分(100%)以外の設定要素については重複しているため、合計が47都道府県と一致していない。
また、表中以外の設定要素としては、「単収の安定度」「種子更新率」等がある。

○ 農業者への生産目標数量の通知ルート(18年2月末日現在)



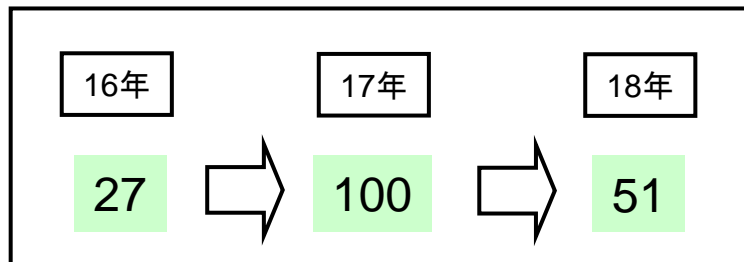
資料: 農林水産省調べ

<都道府県段階における数量配分の事例①(新潟県)>

方針作成者数が拡大した数量配分の取組

- 新潟県では、17年産の市町村別生産目標数量の配分要素に、「多様な品揃え枠」（コシヒカリ以外のこしいぶき等の生産・販売の拡大）を設定。
- 「多様な品揃え枠」を受けるためには、
 - ① 生産調整方針に参加する農業者又は自ら生産調整方針を作成する農業者
 - ② コシヒカリ以外の対象品種の生産・出荷（基準年より検査数量が増加していること）
 - ③ 生産調整の実施
 - ④ 集荷円滑化対策に係る拠出を行うことが必要。
- こうした中で、配分枠を受けるため、自らが生産調整方針作成者になる農業者が拡大。
- なお、17年産において取り組んだ一部の生産調整方針作成者は18年産から他の生産調整方針へ参加し、取り組むこととしたため生産調整方針作成者そのものの数は減少。

○ 新潟県における生産調整方針作成者数(農業者等)



○ 新潟県における市町村別生産目標数量の配分基準 —新潟県の配分方針より抜粋—

<米政策改革要素による18年産米の市町村別生産目標数量の配分基準>

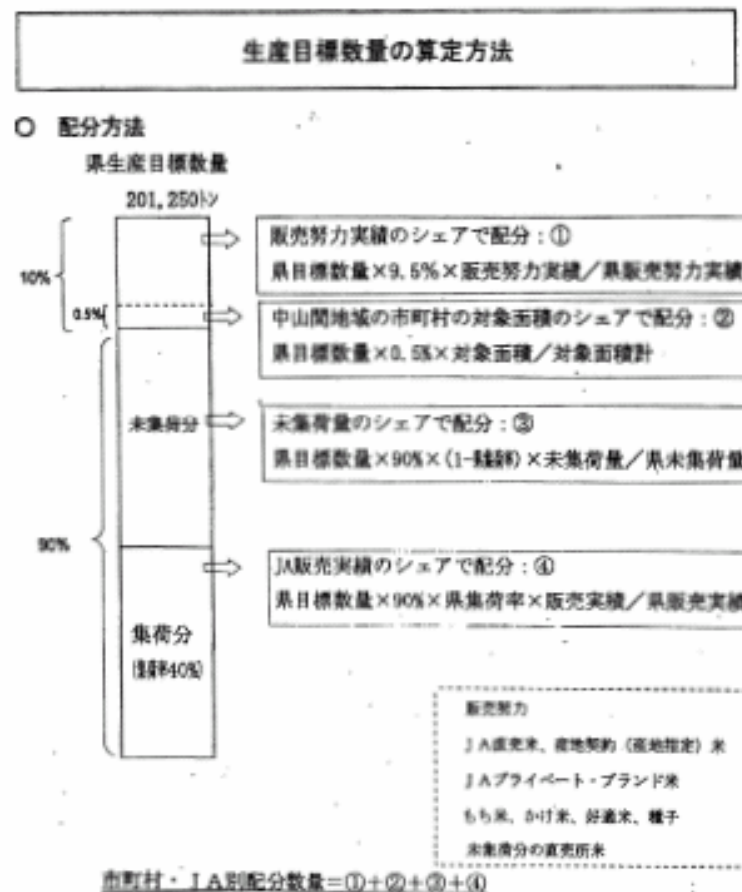
配分要素	配分要素と割合の考え方	⑩割合
改革全体	○ 改革の早期実現を図るため、60%以上に設定（18年産は目標年次の9割まで高める観点（70%×9割=63%程度））	63% (375,020t)
①需要実績	○ 改革要素の基幹である観点（8割） ○ 算定データは、⑩～⑪需要実績の3年平均	49% (290,490t)
多様な品揃え	○ 需要に応じたこしいぶき等の販売・生産を拡大 ○ 本県への配分数量を踏まえ、17年産配分数量から1割程度の増加で設定	0.5% (3,000 t)
②品質の状況	○ 16年産→17年産の増加程度に応じて設定 ○ ⑩～⑪の直近5年中的上位3年平均（災害年に配慮）	10% (59,520t)
③実需者との結びつき	○ 食品産業と農業者・農業者団体のニーズを踏まえ設定 ○ 本県への配分数量を踏まえ、18年産申請数量の1割相当分の増加で設定	0.7% (4,200 t)
④担い手の状況	○ 16年産→17年産の増加程度に応じて設定 ○ ビジョンの担い手経営面積で、認定農業者に重点	3% (17,850t)
⑤環境保全型農業の状況	○ 16年産→17年産の増加程度に応じて設定 ○ 農薬・化学肥料を3割以上減じた水稲作付面積	0.3% (1,800 t)
⑥中山間地域対策	○ 従来配分では積雪日数を基準に中山間地域に一定の配慮 → 米政策改革を踏まえて従来の配分要素の割合を削減 ○ 中山間地域水田の多面的機能を維持・保全する観点 (18年産は従来配分が63%削減→1,838 t×63%=1,160 t)	0.2% (1,160 t)
従来ベース	○ 15年産のガイドライン数量により算定	37% (220,240t)

<都道府県段階における数量配分の事例②(福岡県)>

販売努力実績を反映させる数量配分の取組

- 福岡県では、18年産の市町村別生産目標数量の配分に当たり、販売努力実績を反映させる数量配分を実施。
- 需要に応じた売れる米づくりを推進する観点から、16年産米の販売実績シェアで配分（販売努力及び中山間地域に配慮するため、県生産目標数量の一部を傾斜配分）することを基本に算定。

- 福岡県における市町村別生産目標数量の算定方法
—福岡県の配分方針より抜粋—



○ 作況補正

集荷実績、販売実績及び販売努力実績に補正係数を乗じる
補正係数：市町村別平均単収(7中5)/16年市町村別単収

○ 調整方法

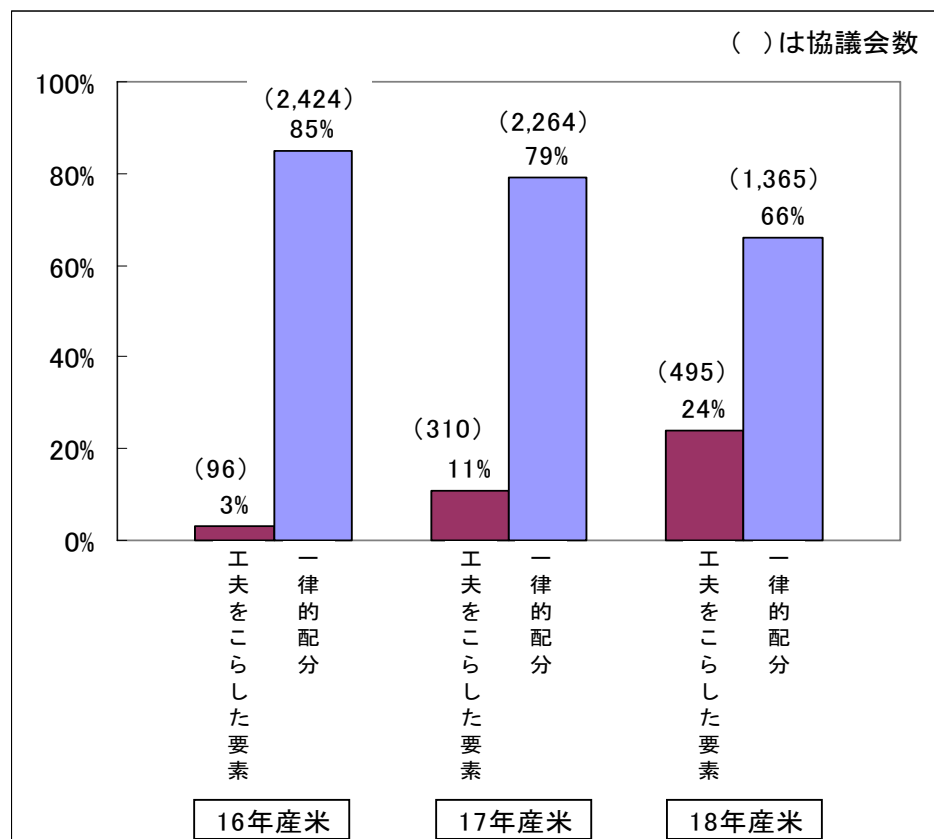
平成17年産米生産目標数量に対して95%より低くなる市町村について、95%になるよう追加する。追加に必要な数量については、100%を越える市町村から一定割合で減じる

(2)市町村段階における農業者への配分状況

(市町村段階で創意工夫を活かした配分が進展)

- 市町村段階から各農業者への生産目標数量の配分の設定方法について、18年産米についてみると、18年2月末現在では全国2,239地域において、設定手法が明らかになった2,058地域のうち、約24%の地域において創意工夫を生かした設定が行われている状況にある。

○ 市町村段階での農業者別生産目標数量の設定手法(18年2月末現在)



<設定方法の内訳>

設定方法	18年産米 (%)	協議会数
担い手に重点化	48%	(43%)
需要先との結びつき等	22%	(調査なし)
有機・特別栽培米	16%	(16%)
一等米比率	7%	(10%)
その他(検査実績、中山間地配慮等)	7%	(23%)

(注) ()内は、17年産米。複数回答。

(注) 設定要素のうち工夫をこらした要素と一律的配分のほか、生産希望数量(18年産では198協議会)がある。

資料:農林水産省調べ

<地域段階における数量配分の事例①(北海道浦臼町)>

【地域の概要】

- 浦臼町は、北海道のほぼ中央に位置し、全耕地面積の約7割を水田が占める平地農業地域。
- 水稻を主とした基幹産業とし、高品質米調製と良食味米の品質・数量を確保できる産地銘柄として販売・向上を促進。

水田面積 2,355ha
 水稻面積 1,651ha
 生産調整面積 704ha (麦221ha、大豆54ha等)
 農家数 248戸

工夫をこらした数量配分の取組

- 実需者が求める高品質・安定供給体制の推進を図るため、生産目標数量の配分については、全農業者の過去5年間の実績（1等米比率、高整粒米比率、低タンパク米比率、収量の安定性、良食味米作付比率など）を基にランク付けを行い、下位から上位ランクに移動する傾斜配分を実施。

○ 情報誌による生産者への周知

一、具体的な配分方法
 過去5年間連続した全面転作者を除く農業者の、平成十一年～十五年までの五年間の実績から、一定の評価基準により順位をつけ、順位により七～一ランクにグループ分けし配分する。

二、評価基準
 ①一等米比率 (50%)
 ②高整粒米比率 (50%)
 ③低タンパク米比率 (100%)
 ④計画出荷比率 (50%)
 ⑤収量の安定性 (100%)
 ⑥良食味米作付比率 (50%)
 *ほしのゆめ・ななつぼしの作付

三、ランクごとの配分率
 平成十七年ガイドライン配分面積に、本年の水稻作付希望者の水田認定面積で割った率(七八、六%)を基本ライオンとし、一ランクから五%、二ランクから三%、三ランクから一%を減じて、七ランクに五%、六ランクに三%、五ランクに一%を加え、農業者個々の認定面積(かい麻・転換畑・境外地を除く

浦 臼 町

J A ピ ン ネ

生産目標数量の配分

配分方法

過去5年間連続して全面転作している者を除く農業者に対して、平成11～15年までの5年間の実績から、一定の評価基準により順位をつけ、当該順位により7ランクに分類し、生産目標数量を配分。

評価基準(400点満点)

- ①一等米比率 (50点)
- ②高整粒米比率 (50点)
- ③低タンパク米比率 (100点)
- ④計画出荷比率 (50点)
- ⑤収量の安定性 (100点)
- ⑥良食味米作付比率 (50点)

等級ごとの配分率

- 1ランク・・・5%減
- 2ランク・・・3%減
- 3ランク・・・1%減
- 4ランク・・・増減なし
- 5ランク・・・1%増
- 6ランク・・・3%増
- 7ランク・・・5%増

農 業 者

<地域段階における数量配分の事例②(栃木県藤岡町)>

【地域の概要】

- 藤岡町は、栃木県の南部に位置し、全耕地面積の約8割を水田が占める平地農業地域。
- 需要動向に応じた米の計画的な生産体系を確立すべく、「あさひの夢」等の高品質な生産への転換を推進。

水田面積 1,729ha
 水稻面積 1,030ha
 生産調整面積 699ha
 (麦377ha、飼料作物13ha等)
 農家数 1,807戸

工夫をこらした数量配分の取組

- 3haを超える中核農家の育成を推進するため、3haを超える面積については2割増での配分を実施。
- また、認定農業者への支援として、3ha未満の認定農業者については、1割増での配分を実施。

○ 藤岡町地域協議会提出資料

米の生産目標数量の配分方針について

藤 岡 町
下野農業協同組合

1. 米の生産目標数量
 - ・平成18年度米の生産目標数量 4,744トン
 - ・水稻作付目標面積 9,488,000㎡
 - ・基準単収 500kg/㎡
統計・情報センターが発表する単収(過去7年中の最高と最低を除いた5か年の平均)に県より発表された補正係数を乗じたもの。
2. 農業者別生産目標数量配分方針

平成18年は、農業者に米の生産目標数量及び作付目標面積を配分します。生産目標数量の配分については、対象水田面積(畦畔を除いた実利用面積)が20a未満の自給的農家には、全面積を配分します。対象水田面積が20aを超える農家へは、対象水田面積から家族1人当たり250㎡の消費分を控除した面積(以下純対象面積)により均等配分、市街化区域内の水田へは、1割減で配分をします。

そして、純対象面積3haを超える中核農家の育成を推進するため、純対象面積3haを超える面積について2割増で配分をします。

また、認定農業者への支援措置として、純対象面積3ha未満の認定農業者には、1割増で配分をします。
3. 地域内調整

農業者の間で協議が整い、農業者別生産目標数量と異なる数量を定める場合には、藤岡町長及び下野農業協同組合長に対し、生産目標数量(作付目標面積)農業者間調整報告書を提出する。
(注) 栃木県水田農業推進協議会のスケジュールによる
4. 加工用米の扱いについて

加工用米については生産目標数量の外数として扱います。

藤 岡 町

JALしもつけ

生産目標数量の配分

配分要素

- ① 3haを超える大規模農業者・・・2割増
- ② 3ha未満の認定農業者・・・1割増
- ③ 市街化区域・・・1割減
- ④ 20aを超える農業者・・・自家消費分を控除し均等配分

農 業 者

<地域段階における数量配分の事例③(新潟県上越市大潟区)>

【地域の概要】

- 上越市大潟区は、新潟県の南西部に位置し、全耕地面積の約8割を水田が占める平地農業地域。
- 有機の取組が盛んな良質米地域であり、大規模生産組織が形成されている。

水田面積	577ha
水稻面積	452ha
生産調整面積	125ha (大豆44ha、そば14ha等)
農家数	260戸

工夫をこらした数量配分の取組

- 担い手の努力が報われる生産目標数量の配分とするため、食品産業との結び付きがある農業者や学校給食用米の生産に取り組む農業者に対して別枠による配分を実施。

○ 上越市大潟区の実産目標数量

単位:トン

	18年産	17年産	増減
生産目標数量	2,309	2,263	46
結び付き枠	105	93	12
多様な品揃え枠	36	19	17

○ 大潟区水田農業推進協議会提出資料

第2号 生産目標数量の配分方法について (案)

1. 単収の設定について
 上越農業共済組合基準単収 (kg/10a) を用いる
 ※h17については、16年度単収 (624 kg) + 1.7mmふるい目換算 (0.98150) = 633 kg

17年度単収 + 1.7mmふるい目換算 (628kg) (0.98100)	536 kg	⇒	538 kg
--	--------	---	--------

※別紙参照

■単収を伴う級別方法について

直播栽培 (15%級)	有機栽培 (80%級)
457 kg	490 kg

・ 出作農業者の単収設定については、ほ場を中山間地のみ所有している等の事由による場合、出作先 (旧市町村単位) の単収を用いる

2. 生産数量の配分方法について

- ・ 水田面積に作付け目標面積率を掛け「作付け目標面積」と「生産目標数量」を算出し、集落へ配分する。
- ・ 配分目標の単位については、アール単位で配分。この際、0.1a未満の端数があるときは四捨五入により端数を整理し、小数点第1位までで配分を行う
- ・ なお、担い手の努力が報われる農業者別生産目標数量配分基準の設定として、学校給食への供給米 (10,690 kg) を、担い手リストに登録された者の中で取り組みを希望する者に別枠で配分する。

上越市

JAえちご上越

生産目標数量の配分

配分要素

- ① 需要実績 (多様な品揃え枠) 1.5%
- ② 実需者との結び付き (食品産業との結び付き枠) 4.3%
- ③ 担い手の状況 (学校給食用) 0.4%
- ④ 従来の配分数量 93.8%

農業者

あさご

<地域段階における数量配分の事例④(兵庫県朝来市)>

【地域の概要】

- 朝来市は、兵庫県のほぼ中央に位置し、全耕地面積の約9割を水田が占める山間農業地域及び中間農業地域。
- 地域の気象条件等の特性を踏まえ、重点作物の生産振興を図る中、特に、黒大豆と岩津ねぎ（平成15年商標登録）を地域の特産品として産地化を積極的に推進。

水田面積	1,602ha
水稻面積	1,036ha
生産調整面積	566ha
	(黒大豆71ha、岩津ねぎ20ha等)
農家数	3,949戸

工夫をこらした数量配分の取組

- 朝来市農林業振興対策審議会は、地域水田農業ビジョンを踏まえ、配分対象農業者を3ha以上、2～3ha、販売農業者、保有米農業者の4つに区分。
- 朝来市農林業振興対策審議会の検討を踏まえ、大規模農業者等の担い手により傾斜した配分を実施。

○ 朝来市農林業振興対策審議会提出資料

(2) 保有米農家の水稻作付率を95%（転作率5%）、大規模農家1の水稻作付率を70%（転作率30%）、大規模農家2の水稻作付率を75%（転作率25%）とし水稻作付面積を算出し、各集落の基準単収を用いて数量を計算する。

ただし、保有米農家について、水田面積の多くが改廃または永年性作物作付により、配分面積が水稻作付可能面積より多い場合は、配分面積から水稻作付可能面積を減じた面積を販売農家へ配分する。

(例) 配分単収 500kg 水田面積 1,000㎡ うち永年性作物 500㎡の場合

配分面積 1,000㎡×95%=950㎡ 水稻作付可能面積 500㎡
 $950㎡ - 500㎡ = 450㎡$ $4.5a / 10a \times 500kg = 225kg \rightarrow$ 販売農家へ

(3) 残りの数量を販売農家に配分する。

市内の販売農家の水田面積に占める各集落の販売農家の水田面積の割合で各集落に配分する。

各農家へは集落内の販売農家の水田面積に占める農家の水田面積の割合で配分する。

配分された数量を各集落ごとの基準単収で面積に換算する。

朝来市

JAたじま

生産目標数量の配分

配分要素

作付面積比率の上乗せ

- | | |
|---------------------|----------|
| ① 大規模農業者(3ha以上) | 12.8%上乗せ |
| ② 大規模農業者(2ha～3ha未満) | 7.8%上乗せ |
| ③ 販売農業者等平均作付面積比率 | 62.2% |

農業者

<地域段階における数量配分の事例⑤(広島県東広島市)>

【地域の概要】

- 東広島市は、広島県のほぼ中央に位置し、全耕地面積の約9割を水田が占める中間農業地域。
- 広島県の生産目標数量配分要素の「担い手育成米別枠配分」を他市町に先駆けて農業者の配分に採用するなど、売れる米づくりを積極的に推進。

水田面積 6,549ha
 水稻面積 3,970ha
 生産調整面積 2,579ha (野菜・地力増進作物等)
 農家数 10,928戸

工夫をこらした数量配分の取組

- 広島県から「担い手育成米」として別枠配分された実需者との結びつきが確保された水稻種子、酒造好適米、こだわり米、JA直売米、販売先が確保された担い手リスト掲載者の販売数量について、農業者を特定できるものを別枠で配分。

○ 東広島地域協議会提出資料

配分調整措置について(案)

生産調整実施者かつ、集荷円滑化対策への加入することを要件に次のとおり、配分調整措置を決定する。

- ① 水田面積が10ha以上の大規模農業者については、水田面積の10%を上乗せ配分する。また、水田面積が5ha以上の農業者については、水田面積の5%を上乗せ配分する。
- ② 生徒の体験学習を目的として、学校等へ水田を無償で貸しつけ、かつ収穫物を無償で提供する水田の面積について、作付目標面積に上乗せ配分する。
- ③ 直播栽培については、栽培面積の15%を減収相当面積として作付目標面積に上乗せ配分する。
- ④ 広島県の認証制度「安心！広島ブランド」に化学合成農薬及び化学肥料の無使用で申請した面積について、市として奨励するため栽培面積の20%を作付目標面積に上乗せ配分する。
- ⑤ 「売れる米づくり」の推進に配慮するため、広島県より「担い手育成米」として別枠で配分された、実需者と結びつきが確保された水稻種子、酒造好適米、こだわり米等については、これらを生産する農業者に別枠で配分を行う。

東広島市

JA広島中央

生産目標数量の配分

配分要素

担い手(10ha以上)	10%上乗せ
担い手(5ha以上)	5%上乗せ
特別栽培米等 (「安心！広島ブランド」に基づくもの)	20%上乗せ
学校用への無償貸付等	相当分上乗せ
販売先確保米	別枠で配分

農業者

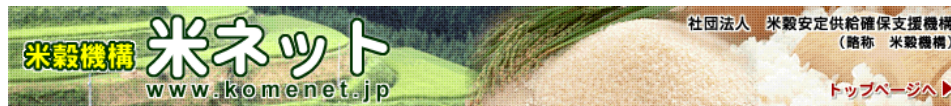
4. 情報提供の状況

(1) 全国段階での情報提供の状況

(全国段階において、生産調整方針作成者等に対する情報提供を実施)

- (社) 米穀安定供給確保支援機構においては、生産方針作成者等に対する需要に応じた売れる米づくりの視点に立った需給情報の提供、消費者、販売事業者に対する生産から消費に至る様々な情報をインターネットにより提供（「米ネット（URL：<http://www.komenet.jp>）」）。

○ 「米ネット」 提供情報の例



お米生産・流通・価格ゾーン

お米生産・流通・価格情報

お米の生産・流通・価格についての情報をご提供しています

全国の米穀卸販売事業者の窓
全国の米穀卸販売事業者をご紹介します。取扱商品もご紹介しています

「もち米」に関する情勢

もち米の生産・流通（需給）・価格・輸入に関する最新の統計情報です

お米の需給情報データベースゾーン

お米の需給情報データベース
お米の消費、生産、需給、価格動向等についての情報をご提供しています

お米・ごはん食データベースゾーン

お米・ごはん食データベース
「お米と健康」、「ごはんヘルシーメニュー」、「お米と文化」についてのデータベースです

米穀の生産・流通及び消費の動き
「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」要約版

II 米の生産関連情報

2 水稻うるち玄米の検査数量及び等級別比率

更新日	データ名	ファイル形式
2006/2/22	水稻うるち玄米の検査数量、等級別比率（平成16・17年産/18年1月末日）	Excel
2006/1/24	水稻うるち玄米の検査数量、等級別比率（平成16・17年産/17年12月末日）	Excel
2005/12/21	水稻うるち玄米の検査数量、等級別比率（平成16・17年産/17年11月末日）	Excel
2005/11/22	水稻うるち玄米の検査数量、等級別比率（平成16・17年産/17年10月末日）	Excel
2005/10/21	水稻うるち玄米の検査数量、等級別比率（平成16・17年産/17年9月末日）	Excel
2005/9/26	水稻うるち玄米の検査数量、等級別比率（平成16・17年産/17年8月末日）	Excel
2005/8/23	水稻うるち玄米の検査数量、等級別比率（平成16・17年産/17年7月末日）	Excel
2005/7/22	水稻うるち玄米の検査数量、等級別比率（平成15・16年産/17年6月末日）	Excel
2005/6/24	水稻うるち玄米の検査数量、等級別比率（平成15・16年産/17年5月末日）	Excel
2005/5/25	水稻うるち玄米の検査数量、等級別比率（平成15・16年産/17年4月末日）	Excel
2005/3/24	水稻うるち玄米の検査数量、等級別比率（平成15・16年産/17年2月末日）	Excel

II-2 水稻うるち玄米の検査数量、等級別比率（18年1月末日現在）

(単位:千トン、%)

年産	等級	検査数量		等級別比率 (%)			
		検査数量	対前年同期比	1等	2等	3等	規格外
17年産		4,393.7	105.5	74.7	20.3	3.5	1.5
16年産		4,163.7	-	71.2	22.4	4.0	2.5
17年 - 16年(ポイント)				3.5	-2.1	-0.5	-1.0

資料:農林水産省調べ

注:平成17年産米の表中の平成16年産米の検査数量前年同期の検査数量である。

注:ラウンドの関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

（米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（要約版）の提供）

- インターネット以外の媒体として、農業者に対しては、国が毎年7月に策定し、11月及び3月に見直し、改訂されている「基本指針」を要約版として伝えやすい形にとりまとめ、道府県の水田農業推進協議会・米集荷団体・地方公共団体等を通じて3万部を配布。
- 都道府県協議会や地域協議会に対する情報伝達については一定程度進んできていると考えられるが、インターネットの活用を含め、農業者に対する情報伝達をどのように充実していくかが今後の課題。

○ 基本指針（要約版）の提供状況



米穀機構では、米ネット以外の情報提供として「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」を国が策定及び見直し、改訂した際に、要約版として伝えやすい形にとりまとめ、提供を行っている。

配布先として、道府県水田農業推進協議会、米集荷団体、行政に対して約3万部を配布。

道府県水田農業推進協議会から傘下地域協議会に配布している比率は、91%（17年10月調査）となっている。



傘下地域協議会及びその構成員に対する情報伝達の充実が引き続き課題。

○ 「米ネット」及び「基本指針（要約版）」のアクセス状況

	アクセス件数	
	全 体	基本指針要約版 (内数)
平成16年		
7月	54,618	—
8月	38,358	—
9月	67,479	—
10月	92,876	—
11月	74,893	—
12月	53,871	94
17年1月	71,755	267
2月	123,361	268
3月	37,726	250
4月	68,156	385
5月	145,895	438
6月	127,757	328
7月	70,655	345
8月	55,272	557
9月	74,667	413
10月	73,902	367
11月	84,335	351
12月	58,486	495
18年1月	64,213	821
2月	72,443	232

※ 基本指針のカウントは、平成16年12月から開始。

○ 基本指針要約版（概要）

目 次

はじめに

第1 動向編

Ⅰ 米の消費に関する動向----- 1

1 米の消費量の動向----- 1

2 米消費をめぐる動き----- 1

Ⅱ 米の生産に関する動向----- 2

Ⅲ 米の需給に関する動向----- 4

1 米の出荷・販売の動向----- 4

(1) 米の出荷の動向----- 4

(2) 米の販売の動向----- 5

2 政府米の販売状況----- 5

3 在庫の状況----- 6

(1) 政府及び民間流通における在庫の状況----- 6

(2) 流通在庫の状況----- 6

4 価格の動向----- 7

(1) コメ価格センターの入札価格の動向----- 7

(2) 卸売・小売価格の動向----- 8

Ⅳ 米政策改革の推進について----- 9

1 新たな需給調整システムへの移行に向けた取組----- 9

2 現行の米政策改革推進のための対策----- 13

(1) 集荷円滑化対策----- 13

(2) 稲作所得基盤確保対策----- 13

(3) 担い手経営安定対策----- 13

(4) 産地づくり対策----- 13

Ⅴ 米の輸入等に関する動向----- 14

1 米の輸入の管理・販売状況----- 14

2 国内産米の輸出について----- 14

(1) 米の輸出状況----- 14

(2) 米の輸出促進に向けた国の支援体制について----- 14

第2 需給見通し編

Ⅰ 平成17/18年及び18/19年
(各年、当年7月から翌年6月までの1年間)の需給見通し----- 15

Ⅱ 平成17/18年の需給見通し----- 16

Ⅲ 平成18年産米の全国の生産目標数量等----- 16

1 全国の生産目標数量----- 16

2 政府買入れ予定数量----- 16

Ⅳ 平成18年産米の都道府県別の生産目標数量----- 17

第3 国の方針編

Ⅰ 米政策改革の推進----- 20

(具 体 例)

Ⅱ 米の生産に関する動向

平成17年産米の生産状況

- 平成17年産米は全国で作況101、予想収穫量は906万トン
- 17年7月～18年6月までの需給は概ね均衡する見込み

17年産米の10月15日現在における作柄は、9月上旬に接近、上陸した台風第14号による被害に加え、その後の高温やウンカ等病虫害の影響により、九州を中心に被害が発生したものの、それ以外の地域では登熟が概ね順調に推移したことから、全国では、作況指数「101」、10a当たり収量は532kg、予想収穫量は906万トンが見込まれています(表Ⅱ-1、図Ⅱ-1)。

表Ⅱ-1 平成17年産米の作付面積及び予想収穫量(全国農業地域別)

全国農業地域	作付面積 ha	前年産との比較		10aあたり		作況 指数	予想収穫量 t
		対差 ha	対比 %	予想収量 kg	当たり 平均収量 kg		
全 国	1,702,000	5,000	100	532	527	101	8,068,000
北 海 道	119,100	△ 1,400	99	573	528	109	682,600
東 北 陸	442,900	3,200	101	563	557	101	2,495,000
北 陸 道	217,600	1,800	101	534	532	100	1,163,000
関 東 甲 山	311,900	200	100	543	531	102	1,694,000
東 海 道	109,100	700	101	500	501	100	546,000
近 畿 道	116,700	700	101	516	506	102	601,700
中 国 道	121,500	△ 800	100	517	517	100	628,300
四 国 道	59,400	0	100	489	483	101	290,200
九 州 道	202,300	400	100	474	503	84	959,800
沖 縄 県	1,060	△ 40	96	281	309	81	2,580

資料：農林水産省「平成17年産米の作付面積及び予想収穫量(10月15日現在)」

図Ⅱ-1 平成17年産米の都道府県別作況指数



資料：農林水産省「平成17年産米の作付面積及び予想収穫量(10月15日現在)」

(2)JA段階での情報提供の状況

(JA段階においても農業者への情報伝達が進展)

- 農林水産省では、米政策改革の進展状況を把握するため、毎年度、地域協議会の実施状況、地域段階の配分状況、JA等の情報提供の情報等について、地方農政局・農政事務所が実態把握調査を実施。
- 当該調査の本年2月末時点の報告によると、各JAから農業者への情報伝達については、17年2月時点から進展し、ほぼすべてのJA（95%）で実施されている状況。また、月1回以上の頻度で情報提供を行っているJAは3割程度あるなど、情報提供の頻度、内容について充実が図られている状況。

○ 情報伝達の頻度、内容

<頻度>

- ・ 月1回以上 224JA (32%)
- ・ 2～3ヶ月に1回 108JA (16%)
- ・ 4～6ヶ月に1回 164JA (23%)
- ・ 年に1回 31JA (4%)
- ・ 不定期等 176JA (25%)

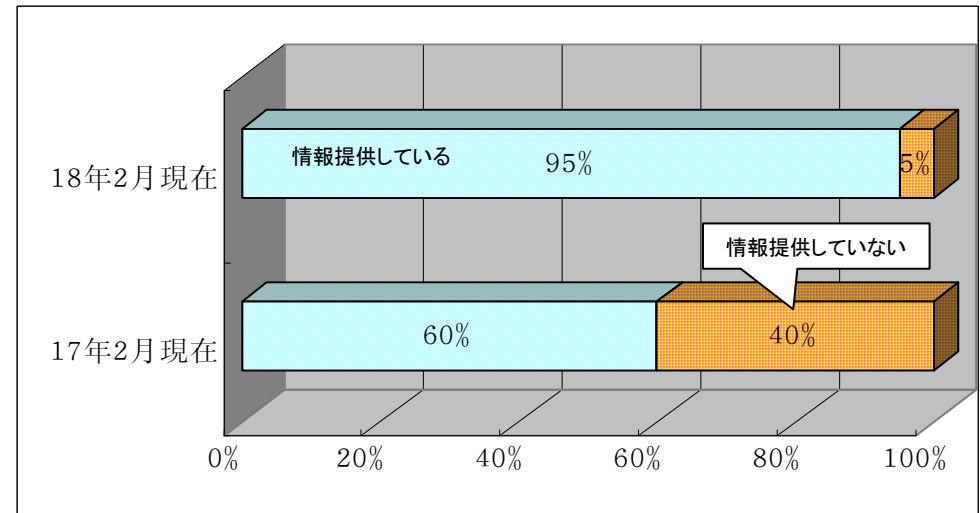
<内容>

- ・ 米政策関連 80%
 - ・ 集荷状況 47%
 - ・ 販売価格情報 36%
 - ・ 販売数量情報 29%
 - ・ 生産目標数量の設定要素について 31%
 - ・ 販売先情報 18%
- (複数回答)

<媒体>

- ・ 広報誌等紙面による 100%
 - ・ 集落座談会、直接訪問等 34%
 - ・ ホームページ、メルマガ等を活用 7%
- (複数回答)

○ 各JAから農業者への情報伝達の割合(18年2月末現在)

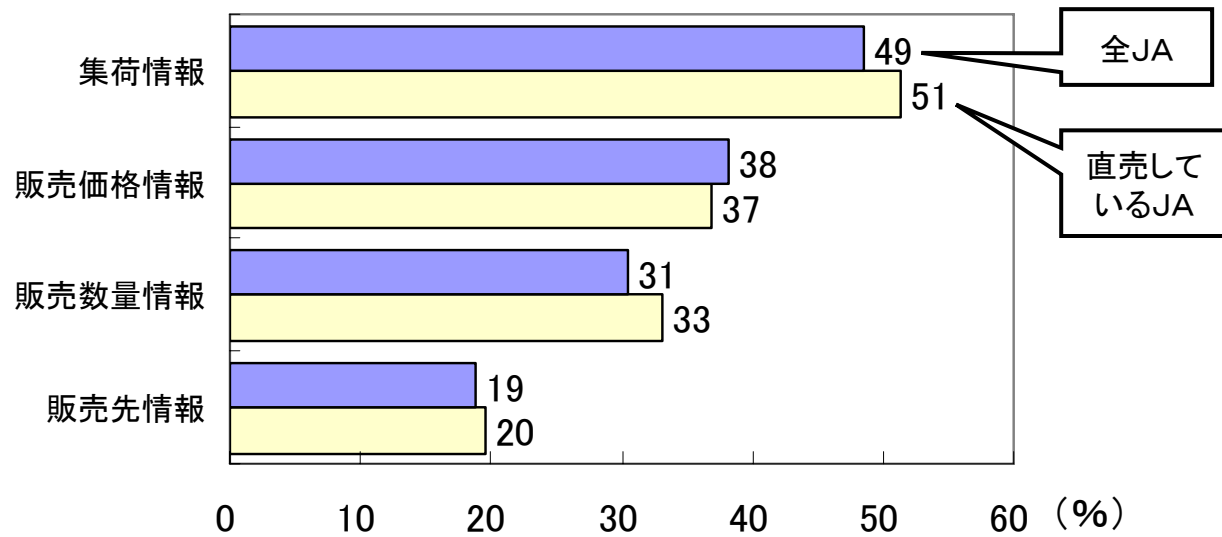


資料：農林水産省調べ

(55%のJAは直売を行っているが、販売情報を充実させていく必要)

- 直売を行っているJAは全体の55% (423JA) となっており、消費者・実需者から評価・ニーズを直接把握していると考えられるが、農業者への情報提供の内容については、直売を行っていないJAとほぼ同様となっていることから、消費者・実需者からの販売情報を充実させていく必要。

○全JAと直売を行っているJAの販売情報の提供内容



資料：農林水産省調べ

<特徴的な情報伝達の取組事例①(JA津軽尾上(青森県))>

【地域の概要】

- J A津軽尾上管内は、青森県南部、津軽平野の南端に位置し、全耕地面積の約7割を水田が占める平地農業地域。
- 愛知県の米卸業者や生協と連携した農薬節減米の取組を契機に、健康・安全な米づくりを拡大。

水田面積 896ha
 水稻面積 658ha
 生産調整面積 238ha (リンゴ37ha、大豆29ha等)
 農家数 1,064戸

農業者への情報伝達の取組

- 集落座談会等の各種集会、農協だより(パンフレット)等により、県連の情報をもとにした銘柄毎の販売・価格動向、J Aから出荷米の栽培方法、販売先、販売数量、販売価格、用途等の情報を伝達。

○ 販売数量等の情報提供の事例
 (JA津軽尾上広報誌「つがるおのえ」より)

結び付きの相手方 (実需者)名	実需者の区分	契約等の時期 確認方法	連絡先	品種	栽培方法	結び付き数量		
						市町村名	数量(t)	米の種類
■	生協	契約書	別紙	つがるロマン	農薬節減栽培 (青森県タイプ)	尾上町	1382.4	玄米
						計	1382.4	
■	スーパー	契約書	別紙	つがるロマン	農薬節減栽培 (青森県タイプ)	尾上町	108.0	玄米
						計	108.0	
■	スーパー	契約書	別紙	つがるロマン	農薬節減栽培 (青森県タイプ)	尾上町	108.0	玄米
						計	108.0	
■	スーパー	契約書	別紙	つがるロマン	農薬節減栽培 (青森県タイプ)	尾上町	108.0	玄米
						計	108.0	
■	スーパー	契約書	別紙	つがるロマン	農薬節減栽培 (青森県タイプ)	尾上町	108.0	玄米
						計	108.0	
■	スーパー	契約書	別紙	つがるロマン	農薬節減栽培 (青森県タイプ)	尾上町	54.0	玄米
						計	54.0	
■	スーパー	契約書	別紙	つがるロマン	農薬節減栽培 (青森県タイプ)	尾上町	27.06	玄米
						計	27.06	
■	スーパー	契約書	別紙	つがるロマン	農薬節減栽培 (青森県タイプ)	尾上町	540.0	玄米
						計	540.0	
■	コンビニ	契約書	別紙	つがるロマン	農薬節減栽培 (青森県タイプ)	尾上町	388.8	玄米
						計	388.8	
■	スーパー	契約書	別紙	つがるロマン	農薬節減栽培 (青森県タイプ)	尾上町	108.0	玄米
						計	108.0	
合計						計	3040.26	

<特徴的な情報伝達の取組事例②(JA岩手ふるさと(岩手県))>

【地域の概要】

- JA岩手ふるさと管内は、岩手県の南部に位置し、全耕地面積の約7割を水田が占める水稻と畜産の複合農業地域。
- 需要を先取りした米づくりを推進するとともに商品性が高く需要のある減農薬・減化学肥料栽培米の作付を拡大。

水田面積 15,060ha
 水稻面積 10,532ha
 生産調整面積 4,528ha (大豆649ha、麦136ha等)
 農家数 10,019戸

農業者への情報伝達の取組

- 取引卸・消費地等への巡回や産地懇談会等を開催するほか、集落座談会を通じて生産者に対する情報提供を実施。

- 出荷実績等の情報提供の事例
(JA岩手ふるさと広報誌「岩手ふるさと」より)

平成16年産米販売結果・平成17年産米販売状況について

衣川地域の16年産米の販売は、主要出荷先米卸業者[]を通じた[]の「すこやか米」・「蔵米」や、[]を通じた[]向け「限定ふるさと米」を中心に販売し、その他として米の流通制度が変わったためにJA岩手ふるさと独自の個別販売米の取引先として新たな業者[]への販路拡大を行い全て完売致しました。

17年産米については、ご承知の通り[]の「すこやか米」が無くなった事から、衣川地域独自の特別栽培米が無くなってしまいましたが、16年産と同様の主要取引業者への順調な取引で推移しております。消費者からの更なる食に対する安全性・信頼が問われておりトレーサビリティシステム(生産履歴)をより確固たるものとし有利販売に繋げ早期全量販売に努めます。

- 平成16年産米主要米卸業者別出荷実績

(単位:60kg/俵)

販売先	ひとめぼれ	あきたこまち	ササニシキ	合計
[]	11,195.0		199.0	11,394.0
[]	11,133.0	2,690.5		13,823.5
[]	10,106.0			10,106.0
[]	4,763.0			4,763.0
その他	11,185.0	278.5		11,463.5
合計	48,382.0	2,969.0	199.0	51,550.0

<特徴的な情報伝達の取組事例③(JA加美よつば(宮城県))>

【地域の概要】

- JA加美よつば管内は、宮城県の大崎平野の西側に位置し、全耕地面積の約8割を水田が占める中間農業地域。
- 実需者の要望が高い品種（もち、価格訴求米）や差別化（有機・特別栽培）により「買ってもらえる米づくり」に切り替え、作付けを誘導。

水田面積	5,193ha
水稻面積	3,642ha
生産調整面積	1,551ha (飼料作物499ha、大豆413ha等)
農家数	2,798戸

農業者への情報伝達の取組

- 集落座談会等の開催や農協だより等を活用し、県産米の銘柄別の販売・価格状況の推移や品質状況等の情報提供を実施。

- 専用米袋の情報提供事例
(JA加美よつば広報誌「Yume(夢)」より)

産地指定専用米袋の完成
「加美よつば産の米」で売り込む

平成16年産の「JA加美よつば産のひとめぼれ」が専用米袋がこの程完成し、店頭で販売される事になりました。

JAのひとめぼれを「加美よつば産米」として専用米袋を作り、管内のスーパーで販売される事になりました。

米加美社と、今年9月にJAの産地指定袋に決り、JAのひとめぼれに列する取組みやカンパニーレベーターの推進を決定しました。

今後は「産地指定のひとめぼれ」としてはなすべし、「加美よつば産のひとめぼれ」として、JA加美よつば管内で生産される事になり、今までのように産地指定の責任が明確になります。

高品質で良食味のひとめぼれ米が売られるようになってから、JAとしても産地指定の売場を確保して下さる。

11月上旬には、フレッシュユミスの産地指定もキャンペーンを始行いたしました。今後も、JA加美の販路拡大のために米穀課を中心に生産者が産地指定の販路を広く行うためのキャンペーンを展開し、産地PRに努めます。

また、全農安心システム米も加美よつば専用米袋で販売される予定です。

＜特徴的な情報伝達の取組事例④(JAグリーン近江(滋賀県))＞

【地域の概要】

- JAグリーン近江管内は、琵琶湖の東部地域に位置し、全耕地面積の約9割強を水田が占める平地農業地域。
- 集落営農の特定農業団体化により、兼業農家主体の農業地帯における担い手育成を加速化。

水田面積	11,500ha
水稻面積	8,400ha
生産調整面積	3,100ha
	(麦2,000ha、大豆350ha等)
農家数	9,772戸

農業者への情報伝達の取組

- 18年1月～2月にかけて各地域で農業者全員を対象とする「農談会」を開催しパンフレットを配布し、地域の農業戦略（売り切れる米づくり）について米の販売現場からの情報等を提供。

- 販売状況等の情報提供の事例
(JAグリーン近江「農談会」資料より)

米の販売現場からの情報

平成17年産米の販売状況

◎16年産米

台風などの影響により、検査等級は2、3等が多い年で、平年作を下回る結果となりました。そのような状況で滋賀県は他県に比べ品質・等級・収量が安定し、買い手として数字が読める県として、かなりの評価を得られる事ができた16年産米でした。

◎17年産米

厳しい状況の中において、JAグリーン近江のお米は、15年産より皆さんのご協力とご理解のもと区分け集荷しています。こだわり米・高品質米・栽培日誌など細かな品質区分けしている評価がようやく販売現場に浸透してきました。
一見無駄すぎる区分けのように思われますが買い手から見れば、JAグリーン近江から出荷されるお米は、当たりはずれが少なく安心して使えると言う信頼をいただき、滋賀県産JAグリーン近江のお米で欲しいと指定されて買っていただけの様になって来ました。

実需者からの要望（意見集約）

- ・ 地場米の引き取り毎にあったバラツキはかなり無くなった。
- ・ JAグリーン近江の施設コシヒカリは早く無くなる為、一年間供給できる量が欲しい。
量販店、生協に使用するときDNA・残留農薬・カドミウムなどの検査結果を付けて販売しなくてはならないため生産現場が検査結果を付けて出荷して欲しい。
- ・ 精米現場では昇降機などに残米が無い様に、品種を変える時は掃除をしているが生産現場でも品種切り替え時は注意しているのか。(コンバイン、乾燥機、籾摺機など)
- ・ ポジティブリスト制(残留農薬規制)にどのような対応をしているのか。
- ・ 滋賀県は種子更新が何故進まないのか。
「17年産米は全国で滋賀、岡山、香川、大分、宮崎だけがJA米として入札取引されていない」

米穀クレーム情報（17年産米）

- ・ 異物混入「石」が多い為、精米機が故障する恐れがあり。返品交換
- ・ 着色粒「カメムシなど」が多い為、精米歩留まりが悪い。次回より出荷場所変更
- ・ 油の付着したバレットに米を積んでいたため玄米に臭いが移る。出荷前に発見
- ・ 虫（蛾の幼虫、コクゾウムシ）などが、お米（包装）に付いている為、返品交換。

■流通現場からのお願い

- ・ 農作業前の機械の掃除は徹底してください。(コンバイン・乾燥機・籾すり機)
- ・ 倒伏田の刈り取り作業時は土を一緒に脱穀しないよう十分気を付けてください。
- ・ 農業散布時は該当圃場以外に飛散しないよう十分気を付けて散布してください。

<特徴的な情報伝達の取組事例⑤(JAれいほく(熊本県))>

【地域の概要】

- JAれいほく管内は、熊本県の天草半島の西北端に位置し、全耕地面積の約4割を水田が占める中間農業地域。
- 温暖な気候を活かし、水稻以外にも、みかん、びわ、すいかや冬レタス等の生産を推進。

水田面積 330ha
 水稻面積 222ha
 生産調整面積 108ha
 (飼料作物29ha、野菜15ha等)
 農家数 606戸

農業者への情報伝達の取組

- JA広報誌や集落座談会等の中で、集荷や検査の状況、仮渡金等の情報を伝達。銘柄ごとの販売・価格動向等の情報は、経済連がJAを通じて行う月1回の情報により、集会等で説明。

- 出荷実績等の情報提供の事例
 (JAれいほく「出荷部会資料」より)

平成17年産 出荷実績・仮渡・精算金額

単位:袋/30k、円

品種	類別	等級数量				仮渡金額				精算金額				備考	
		1等	2等	3等	規格外	1等	2等	3等	規格外	1等	2等	3等	規格外		
きらり宮崎	計画流通米(経済連販売)	641	787	257	160										
	計画流通米(他販売)			17											
	小計	641	787	274	160										
コシヒカリ	計画流通米(経済連販売)	7,778	2,333	469											
	計画流通米(他販売)	14	58	81	40										
	小計	7,792	2,391	550	40										
全体計		8,429	3,178	824	200										

●計画流通米(他販売)については、ライスセンターの余剰米分です。
 ●仮渡金については、過剰米処理対策費 500円を差し引いた金額を口座振込みしております。

5. 個人情報保護法との関係

(市町村が保有する既存の個人情報の取扱いについては、農業者個々の同意を得ることが原則)

- 市町村が保有する既存の個人情報の取扱いについては、その活用方法について農業者個々の同意を得ることが原則。また、同意を得ずに活用することについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）や行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）等では規定されていないことから、各市町村が制定する条例に基づいて対応することとされている。

○ 国が、行政機関以外の者に保有する個人情報を提供をする場合

本人の同意を得ることが原則

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（抜粋）
（平成15年5月30日法律第58号）

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二～三 略

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

○ 国の行政機関が、同意を得ずに行政機関以外の者に提供する場合の例

国の行政機関が、行政機関以外の者に提供することについては、農業者個々の同意を得ることが原則ではあるが、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）第8条第2項第4号に基づき、

- ① 行政機関以外の者に提供することが、行政機関に提供する場合と同程度の公益性があること
- ② 提供を受ける側が自ら情報を収集することが著しく困難な場合

等の特別な理由がある場合に限って例外的に認められる。

【参考】総務省HP「法制度の概要とよくある質問」より抜粋

「特別な理由」としては、本来行政機関において厳格に管理すべき個人情報について、行政機関等以外の者に例外として提供することが認められるためにふさわしい要件として、「相当な理由」よりも更に厳格な理由であることが必要です。具体的には、1) 行政機関に提供する場合と同程度の公益性があること、2) 提供を受ける側が自ら情報を収集することが著しく困難であるか、又は提供を受ける側の事務が緊急を要すること、3) 情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であることなどの正に特別の理由が必要とされます。

(参 考) 水田台帳の地域協議会における活用

水田農業構造改革対策実施要領（平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知）（抜粋）

第4 水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）

1～2 〔略〕

3 水田情報の整理

水田農業経営確立対策において整備を進めてきた水田台帳は、地域の水田の利用状況を把握し、ビジョンの策定並びに実施状況の点検及び見直しを行う際の基礎データとして有効であるとともに、助成水田の把握、産地づくり事業の要件確認等幅広く活用できるものであることから、市町村が水田情報の整理をさらに進めること、市町村が保有している情報を農業者の了解を得て地域協議会に提供し、地域協議会において再整理すること等により、積極的な活用を図るものとする。

【参考1】 現行の需給調整システムと新たな需給調整システム

○ 現行の需給調整システムと新たな需給調整システムとの違いのポイントは、新たなシステムでは、生産目標数量の設定・配分が、国をはじめとした行政ではなく、客観的な需要見通し等の情報提供に基づき農業者・農業者団体によって主体的に実施されること。

現行の需給調整システム

【国】

- ・ 全国及び都道府県別の生産目標数量を設定・通知

【都道府県】

- ・ 都道府県協議会に参画し、市町村別の生産目標数量設定方針等について検討・助言
- ・ 市町村別の生産目標数量を設定・通知

【市町村】

- ・ 地域協議会に参画し、農業者別の生産目標数量設定方針等について検討・助言
- ・ **農業者別の生産目標数量を策定・通知**

【地域協議会】

- ・ 地域協議会は、農業者別生産目標数量の設定方針等について検討・助言

【JA】

- ・ 地域協議会に参画し、生産目標数量設定方針等について検討・助言
- ・ 行政と両ルートで生産目標数量を策定・通知

【支援策】 担い手

- ・ 担い手経営安定対策
- ・ 稲作所得基盤確保対策

担い手以外

- ・ 産地づくり対策
- ・ 集荷円滑化対策

- ・ 稲作所得基盤確保対策
- ・ 産地づくり対策
- ・ 集荷円滑化対策

新たな需給調整システム

【国】

- ・ 全国及び都道府県別の需要量に関する情報を算定し、情報提供

【都道府県】

- ・ 都道府県協議会に参画し、市町村別の需要量に関する情報等について検討・助言
- ・ 市町村別の需要量に関する情報を算定し、情報提供

【市町村】

- ・ 地域協議会に参画し、方針作成者別の需要量に関する情報等について検討・助言
- ・ 地域別の需要量に関する情報を算定し、地域協議会に提供

【地域協議会】

- ・ 地域協議会は、地域の生産調整への取組の基本方針を設定するとともに、管内の方針作成者ごとの需要量に関する情報の算定、方針作成者間の調整、方針参加農業者への配分の一般ルールの設定

JA等の方針作成者
を支援

【JA等方針作成者】

- ・ 地域協議会に参画し、方針作成者別の需要量に関する情報等について検討・助言
- ・ 地域協議会で算定され提供される方針作成者ごとの需要量に関する情報を踏まえ、**方針作成者自らの生産目標数量を決定**
- ・ **当該方針に参加する農業者へ配分**

【支援策】 担い手

- ・ 品目横断的経営安定対策（ナラシ）

- ・ 産地づくり対策
- ・ 集荷円滑化対策

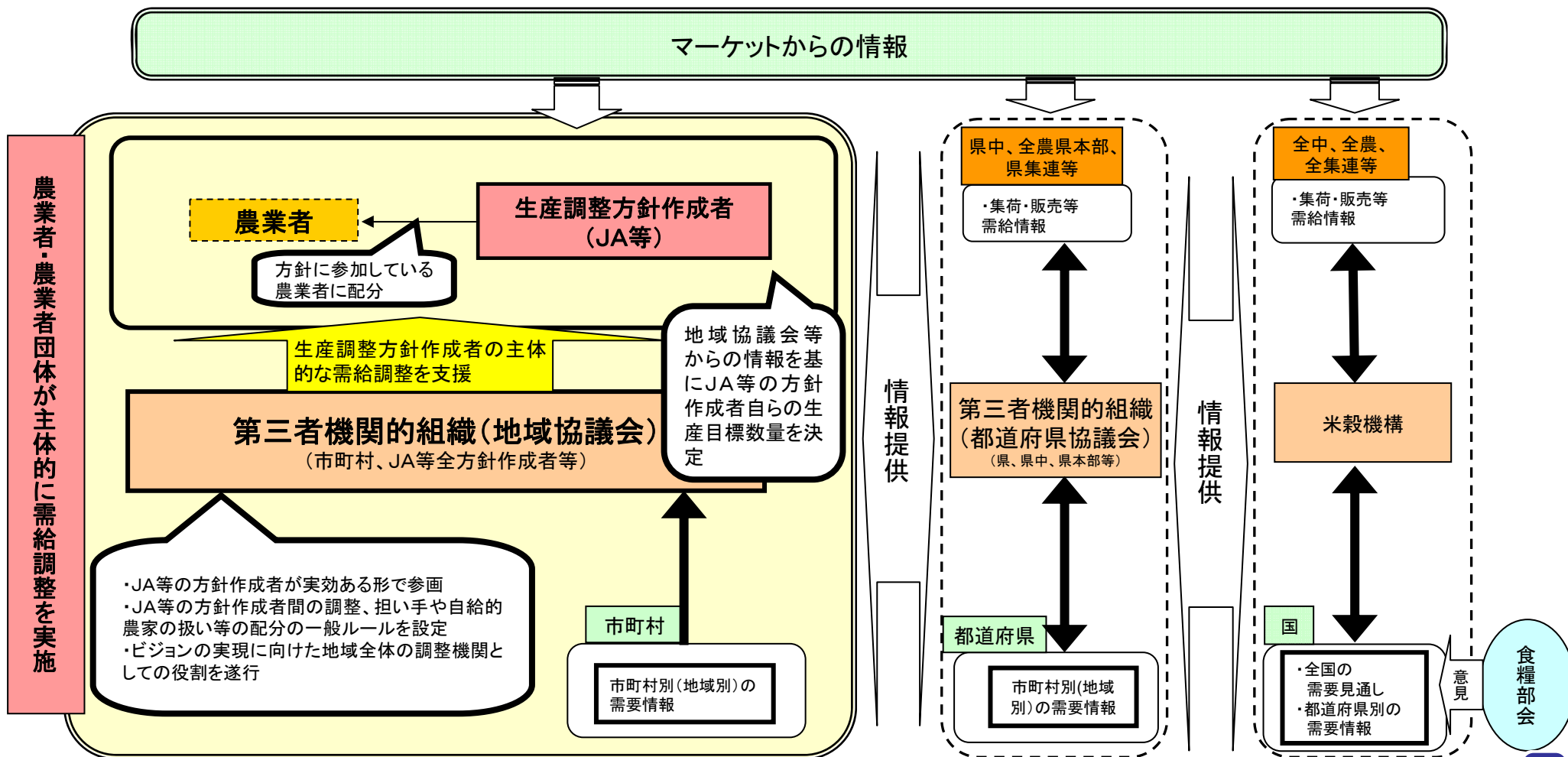
担い手以外

- ・ 産地づくり対策
(メニューとして価格下落等に応じた支払が行えるよう措置)
- ・ 集荷円滑化対策

・ 産地づくりとの一体化により、地域協議会の機能強化、産地づくりへの融通を一層円滑化
・ 担い手への移行促進を重視

(参考) 新たな需給調整システムの大枠(平成17年10月経営所得安定対策等大綱で決定)

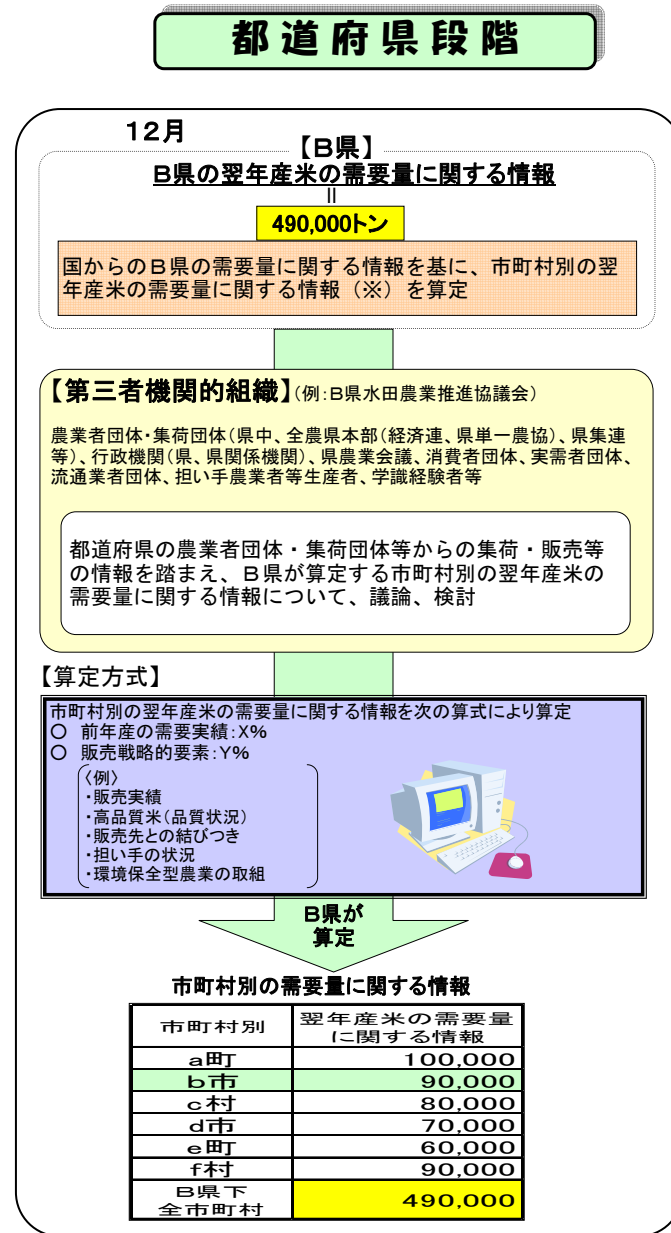
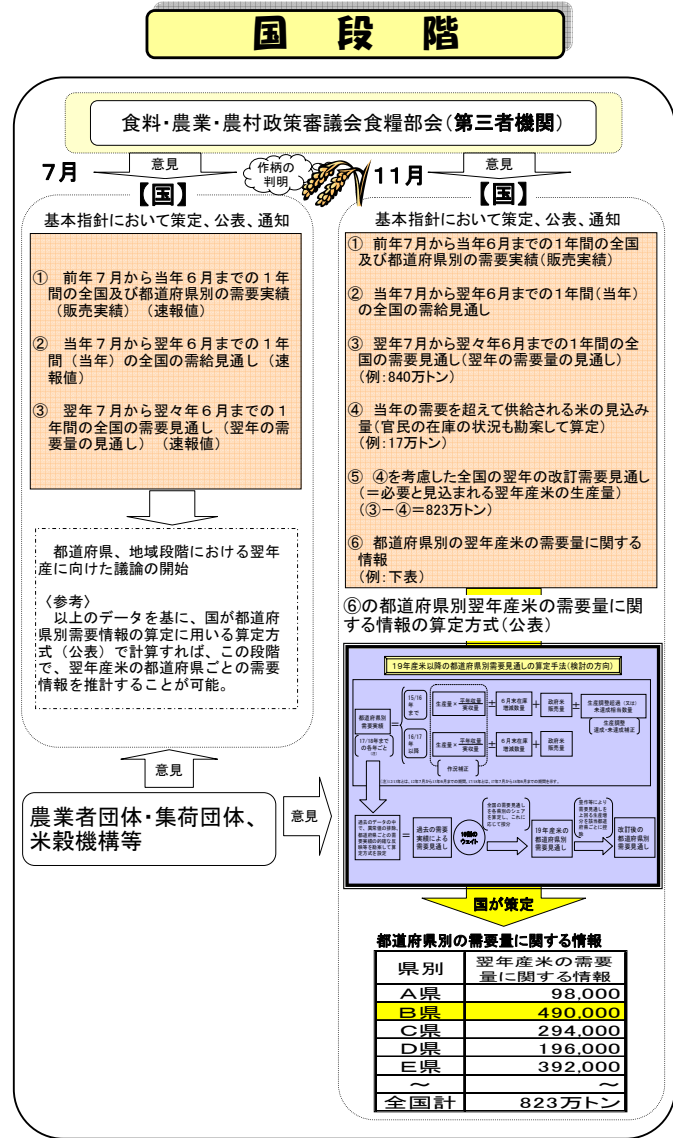
- ① 国をはじめ、行政による生産目標数量の配分は行わないが、国による需要見通し等の需給に関する情報提供に基づき、農業者・農業者団体が主体的に需給調整を実施
- ② JA等の生産調整方針作成者(方針作成者)がシステムの中核となり、地域協議会等から提供される情報等を基にJA等の方針作成者自らの生産目標数量を決定するとともに、当該JA等の生産調整方針に参加する農業者に対し、生産目標数量を配分
- ③ 地域協議会は、行政、関係機関及びJA等の方針作成者の実効ある形での参画の下、方針作成者間の調整、配分の一般ルールの設定等により方針作成者の主体的な需給調整を支援し、地域全体の調整機関としての役割



(参考) 新たな需給調整システムの具体的な流れの考え方

(平成17年11月食料・農業・農村政策審議会 総合食料分科会食糧部会に提示)

新たな需給調整システムの具体的な流れの考え方



※市町村別の需要量に関する情報については、必要に応じてこれを更に細分化し地域別に提供

市町村段階

1~2月 【b市】

b市の翌年産米の需要量に関する情報

90,000トン

B県からのb市の需要量に関する情報を基に、地域別の翌年産米の需要量に関する情報を算定

情報提供

【例:b地区地域水田農業推進協議会】(第三者機関的組織)

生産調整方針作成者(JA、集荷業者、農業者等)、行政機関(市町村、都道府県の出先機関等)、農業委員会、消費者団体、実需者団体、流通業者団体、学識経験者等

b市が算定する地域別の需要量に関する情報を基に、生産調整方針作成者(方針作成者)からの集荷・販売等の情報を踏まえ、

- ① 地域としての生産調整への取組の基本方針の設定(地域水田農業ビジョンと整合)
- ② 管内の方針作成者ごとの翌年産米の需要量に関する情報の算定、JA等方針作成者間の調整
- ③ 管内の方針作成者から傘下の方針参加農業者への、生産目標数量の配分の一般ルール(算定方式)の設定

【算定方式】

方針作成者ごとの翌年産米の需要量に関する情報を次の算式により算定

- 農業者の水田面積:X%
- 前年産の需要実績:Y%
- 販売戦略的要素:Z%(例)販売先との結びつき、一等米比率、特別栽培米等の取組、担い手の状況)

b地区地域水田農業
推進協議会が算定

JA等の方針作成者別の需要量に関する情報

い方針作成集荷業者	ろ方針作成JA	は方針作成農業者	～	b市合計
30,000	48,000	10,000	～	90,000

第三者機関的組織で算定され提供される方針作成者ごとの需要量に関する情報を踏まえて、JA等の方針作成者自らの生産目標数量を決定

決定!

例えば ろ方針作成JA ||

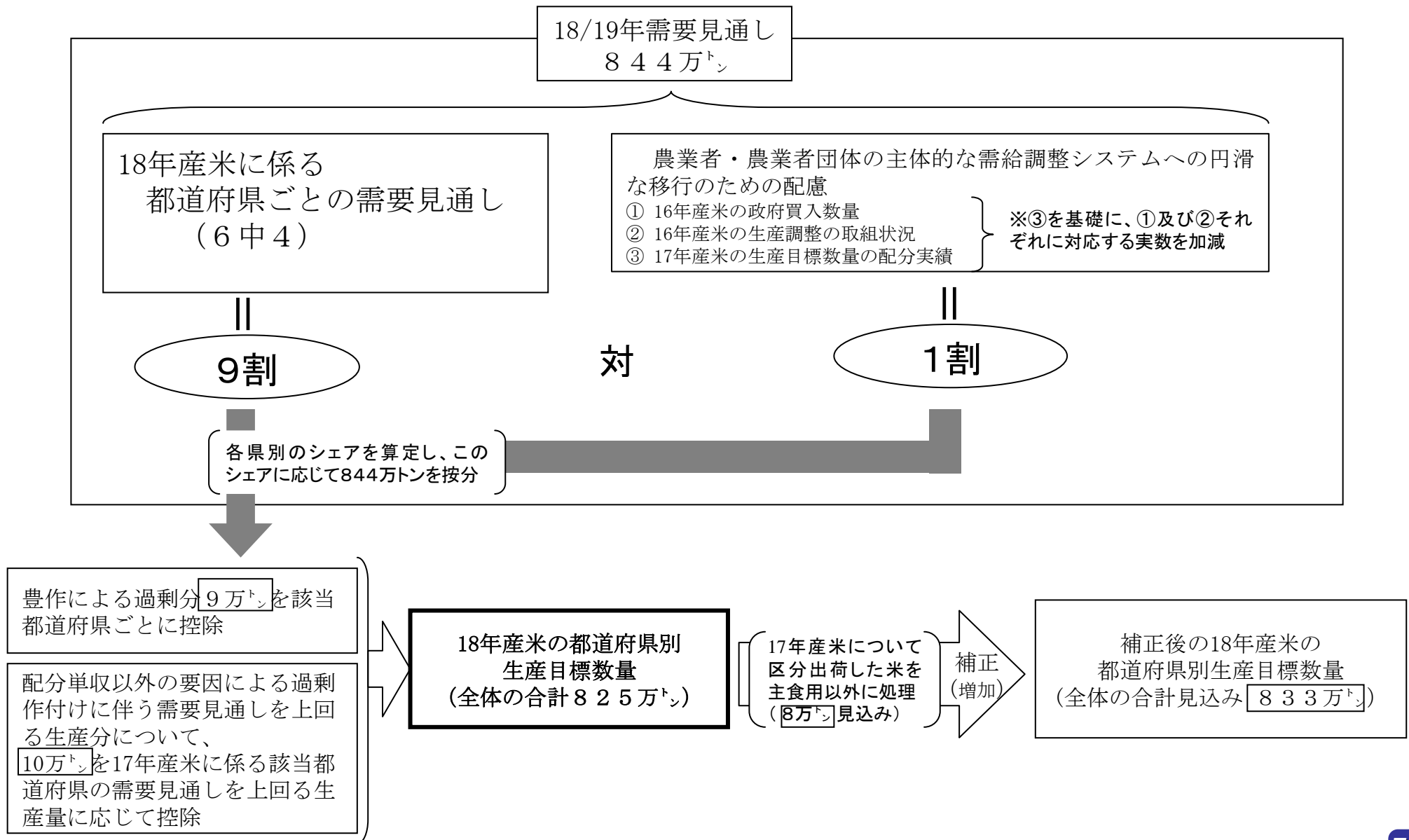
48,000トンに決定

方針に参加
する農業者へ
配分

第三者機関的組織で設定された、傘下の方針参加農業者への生産目標数量の配分の一般ルール(算定方式)に則して、JA等の方針作成者自ら算定方式を決定の上、配分

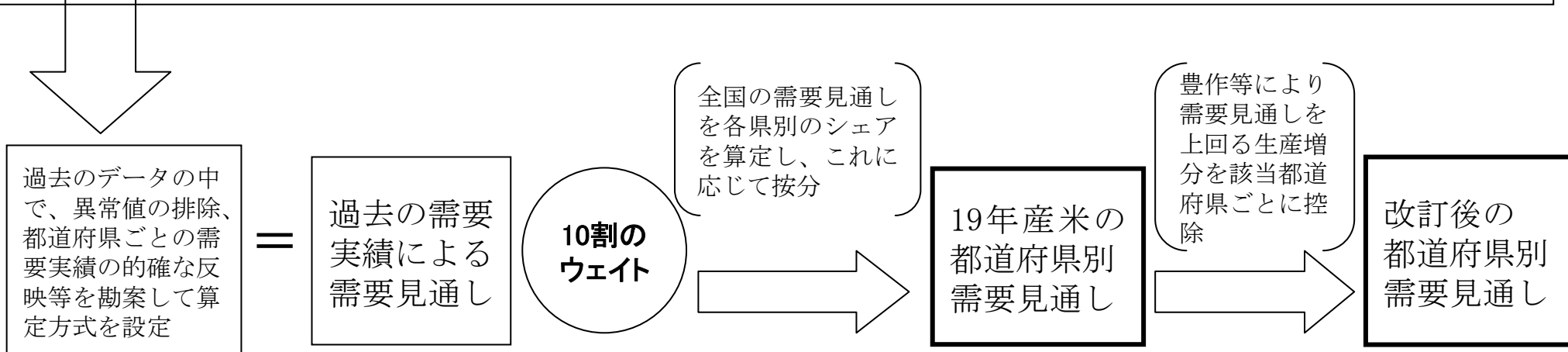
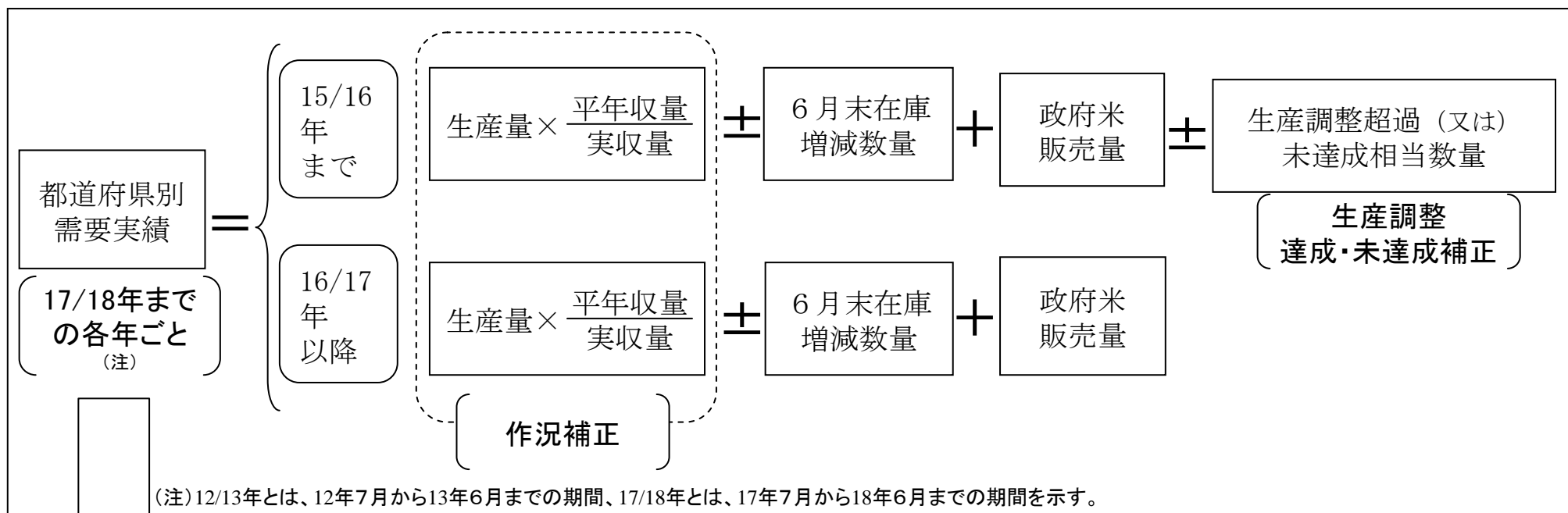
方針参加農業者 i	方針参加農業者 ii	方針参加農業者 iii	方針参加農業者 iv	方針参加農業者 v	...	方針参加農業者計
150	220	510	50	360	...	48,000

(参考) 18年産米の都道府県別生産目標数量の算定手法



(参考)

19年産米以降の都道府県別需要見通しの算定手法(検討の方向)



2. 米政策改革推進対策

(経営所得安定対策等大綱より抜粋)

これまでの経緯

- 米については、平成14年12月に平成22年度を目標とする米政策改革大綱を決定し、米を取り巻く環境の変化に対応して、消費者重視・市場重視の考え方に立った需要に即応した米づくりの推進を通じた水田農業経営の安定と発展を図るため、需給調整対策、流通制度、関連施策等の改革に整合性をもって取り組んでいるところである。望ましい水田農業の生産構造をできるだけ早期に実現するためには、この米政策改革大綱に定められた道筋に沿って着実に取組を進めていくことが重要である。

本対策の必要性

- こうした中、平成19年産から水田において米も含めた品目横断的経営安定対策が導入されることを踏まえ、平成16年度から18年度までの3ヶ年の対策として現在講じている産地づくり対策、稲作所得基盤確保対策、担い手経営安定対策及び集荷円滑化対策について、品目横断的経営安定対策との整合性を図りつつ、米政策改革大綱の趣旨に沿った所要の見直しを行う。
- また、米の需給調整について、水田における品目横断的経営安定対策の導入とも併せ、平成19年産から農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムへ移行することを目指すこととするが、この新たな需給調整システムについては、上記の見直しを行った米政策改革推進のための対策等を活用しつつ、農業者・農業者団体が国・都道府県等から提供される需給に関する情報や市場のシグナルを基に、自らの販売戦略に即して、生産を実行していくシステムとすることが必要である。

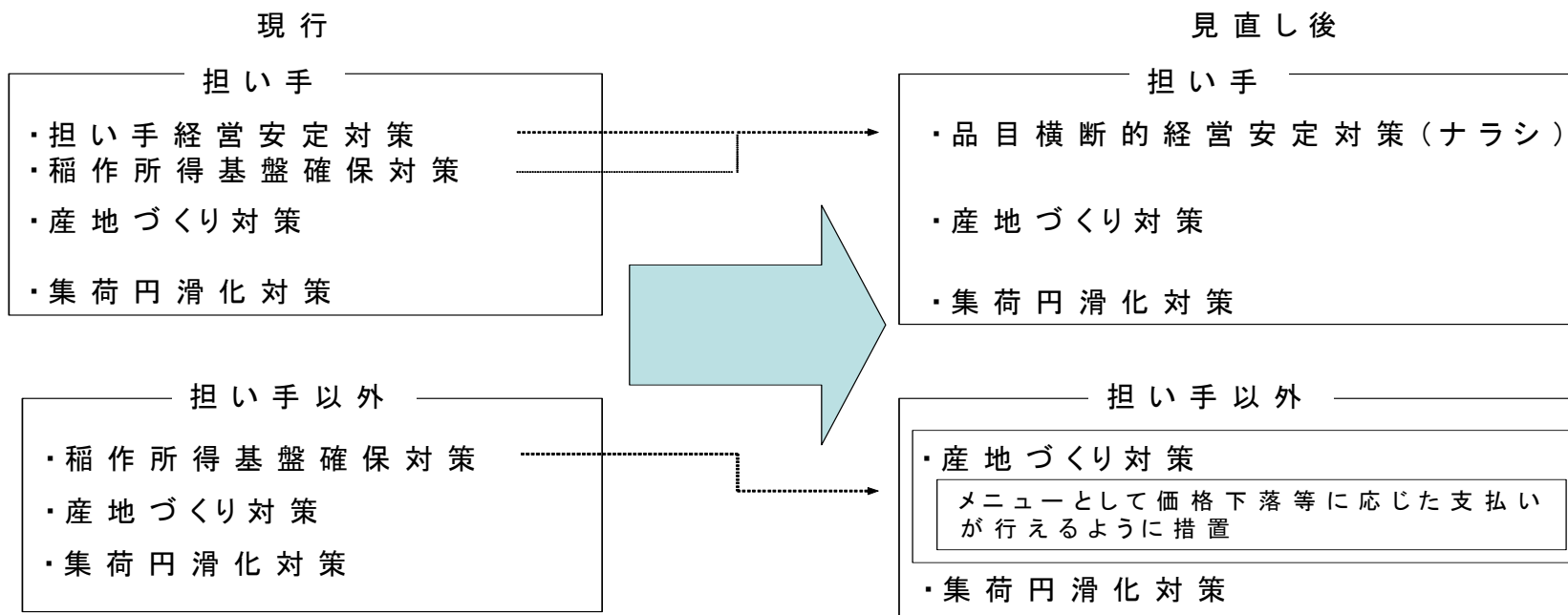
今後の進め方

- 支援措置のあり方については、詳細（予算規模等）は平成19年度予算の概算要求の決定時までには決定する。
- 平成18年度に移行への条件整備等の状況を検証した上で、平成19年産から新たな需給調整システムへ移行することを目指す。

(参考) 1 平成19年度からの国の支援策の大枠

- 平成19年度以降の米政策改革を推進するための対策については、水田において米を含めた品目横断的経営安定対策が導入されることに伴い、また、平成19年産から新たな需給調整システムへの移行を目指すことをも踏まえ、需要に応じた生産を促進し、水田農業の構造改革を進める観点から、見直し、再編整理を行う。
- ① 産地づくり対策については、地域の実情を踏まえ見直し、高度化された地域水田農業ビジョンの実現に向けて活用されること及び需要に応じた生産を的確に実施することをその交付要件とした上で、最近の米・麦・大豆・飼料作物をめぐる状況、現行対策の実施状況などを踏まえた見直しを行う。なお、産地づくり交付金の都道府県配分については、より効果的な活用を促進する観点から、現行対策期間中の麦・大豆・飼料作物の作付状況、需給調整の実施状況、担い手の育成・確保状況及び直近の米の需要見通しなどを踏まえて行う。
- ② 担い手経営安定対策については品目横断的経営安定対策に移行する。
- ③ 稲作所得基盤確保対策の需要に応じた米の生産を支援する機能は、産地づくり対策と一体化し、新たな産地づくり対策の中のメニューとして、米の産地銘柄ごとの需要に応じた生産を誘導しつつ、担い手への集積を促進するため、当面の措置として、都道府県の設計により、米の価格下落等の影響を緩和するための対策(品目横断的経営安定対策の加入者は対象から除く。)を行えるよう措置する。
- ④ 集荷円滑化対策については、その実効性を確保し、実施する。

品目横断的経営安定対策の導入等に伴う 米政策改革推進対策の見直しの考え方

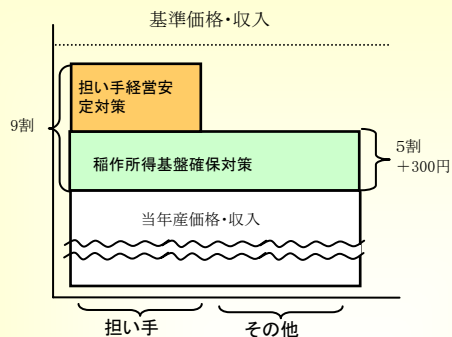


(参考)

品目横断的経営安定対策の導入等に伴う米政策改革推進対策の見直しの考え方

現行の米政策改革 関連施策

米価下落の影響緩和



米の需要に応じた生産を支援

産地づくり対策

○ 基本的仕組み

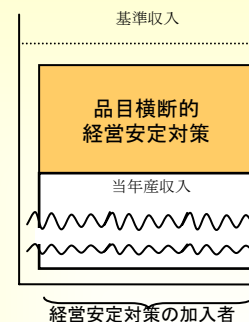
- ・ 転作物の作付面積や担い手の状況等に応じて、対策期間中、あらかじめ定められた一定額を毎年地域に交付
- ・ 地域での助成の用途や水準はガイドラインの範囲内で地域の主体的判断により決定

豊作による過剰米処理を支援

集荷円滑化対策

品目横断的政策の 導入等に伴う見直し

担い手を対象とする経営安定対策 (収入変動緩和対策)



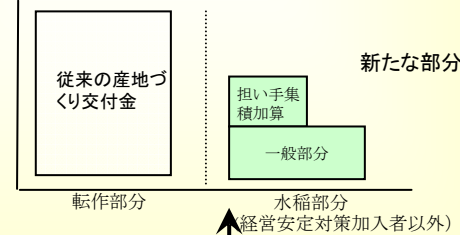
- ※ 生産者メリットを拡大
- ・ 米・大豆に加え、麦等も対象
- ・ 基準期間は5中3
- ・ 補てん割合は9割
- ・ 国と生産者の拠出は3:1
- ・ 拠出率 10%

米の需要に応じた生産を支援 (担い手への移行促進を重視)

新たな産地づくり対策の中のメニューとして、担い手以外の者に対して米の価格下落等に応じた支払が行えるよう措置

○ 地域への交付金の算定の考え方

- ※ 産地づくり対策は所要の見直しを行いつつ、引き続き実施
- 〔対策の詳細は平成18年の夏に決定〕



豊作による過剰米処理を支援

集荷円滑化対策は実効性を確保し、実施

(参考)

新たな産地づくり対策(平成19~21年度)の中のメニューとしての米の価格下落等に応じた支払いの大枠

国

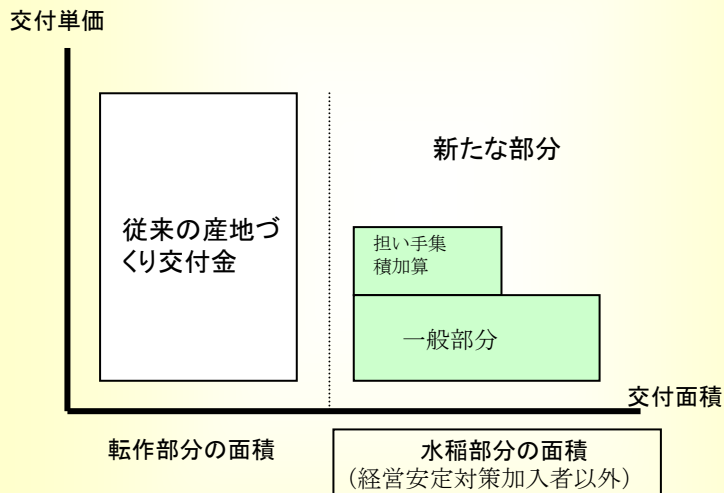
都道府県協議会

地域協議会

生産者

【地域への交付金の算定の考え方】

- 産地づくり対策と一体化することにより、対策期間中、あらかじめ定められた額の交付金を毎年地域に交付



※ 交付金算定上の水稲部分の面積については、担い手の育成・増加の見通し等を踏まえて、対策の当初に予め算定し、期間中漸減。

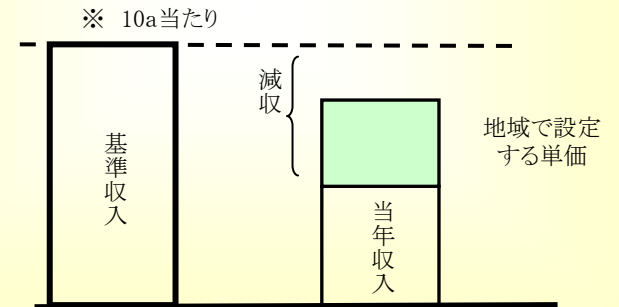
【地域の創意工夫】

地域はガイドラインの下で、新たな部分に係る交付金を、

- 米価下落による稲作の収入減に対する支援(右図)に使用するか
 - 産地づくりとして転作部分や担い手育成等の支援に使用するか
- 等を決定

【米価下落等に応じた支払のイメージ】

- 生産者抛出なし
- 稲作の収入減に対し面積当たりの定額補てん(ただし、減収が定額以下の場合は減収の9割まで)
- 補てんの単価は地域で設定(その中で、担い手への集積に取り組んだ場合の割増単価を設定可能)



【転作部分や担い手育成等への助成】

- 転作物物の振興、担い手の育成、加工用米等への支援など従来の産地づくり交付金のメニューに活用

(参考)

米政策改革推進対策の見直し

現 行

見直し後

◎ 産地づくり対策

○産地づくり交付金

メニュー

- ・米の生産調整の推進
- ・水田を活用した作物の産地づくり
- ・水田農業構造改革の推進(担い手の育成)

特別調整促進加算(超過達成 等)

○麦・大豆品質向上対策

○耕畜連携推進対策

○畑地化推進対策

◎ 稲作所得基盤確保対策

[米価下落の一部を補てんする]

◎ 担い手経営安定対策

[一定の要件を満たす担い手を対象にした稲得の上乗せ]

◎ 集荷円滑化対策

[豊作による過剰米を区分出荷・保管]

新たな産地づくり対策(平成19年度～平成21年度)

○新・産地づくり交付金

メニュー

- ・米の生産調整の推進
- ・水田を活用した作物の産地づくり
- ・水田農業構造改革の推進(担い手の育成)
- ・米の価格下落等に応じた支払い(品目横断的経営安定対策加入者は対象から除く)※

※従来の産地づくり交付金部分と積算を分けて提示

注) 麦・大豆品質向上対策、耕畜連携推進対策、畑地化推進対策、特別調整促進加算(産地づくり交付金)については、引き続き検討

米価下落対策の基本的な仕組み

- ・面積による定額払いとし、生産者拠出金を廃止。価格変動方式ではなく、固定方式を基本としての支払(ただし、経営安定対策による補てんの範囲内)
- ・交付単価について、担い手への集積に取り組む場合の加算を設けた二階建て
- ・交付面積は担い手の育成・増加の見通し等を踏まえて、期間中に漸減するようあらかじめセットし、経営安定対策への移行を誘導

当面の措置

[品目横断的経営安定対策へ移行]

[その実効性を確保し、実施]

米政策改革の検証にあたって検討すべき課題（メモ）

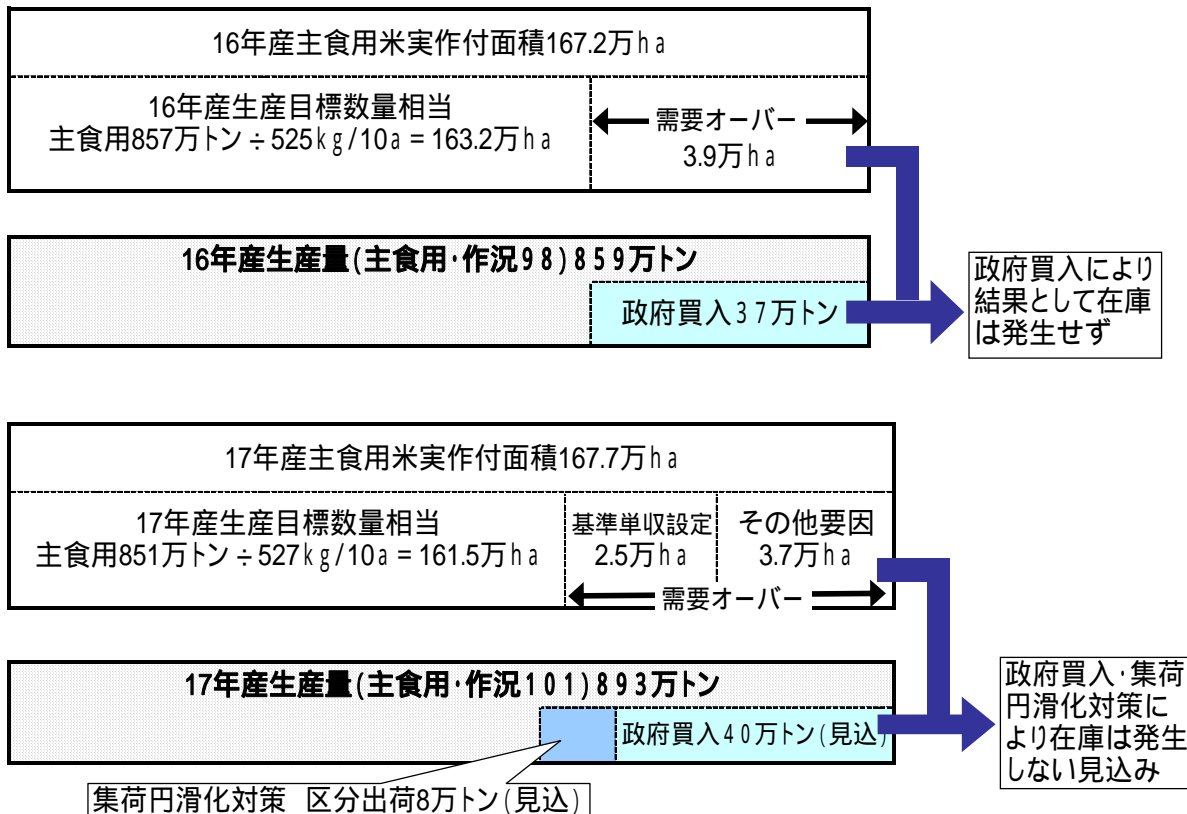
平成18年3月28日
全国農業協同組合中央会

1. 需要減少にもかかわらず主食用米の作付は減っていない状況

米政策改革大綱において、「需要に即した米づくり」をめざすこととされたが、米の需要が減少するなかで、米の作付は減っておらず、過剰作付はむしろ固定化して、今後、拡大する恐れもあるのではないか。

16・17年産は大幅な作況変動はなく、需要をオーバーした作付分は政府買入によって、結果として需給は均衡しているのであって、政府買入が限定的になり、今後の作柄いかんでは、大きな課題を抱えかねない。

15年産の作柄が悪く、政府備蓄米を放出したため、16年産・17年産は政府買入等によって結果的には需給が均衡



2. 生産調整の実効は確保されているのか

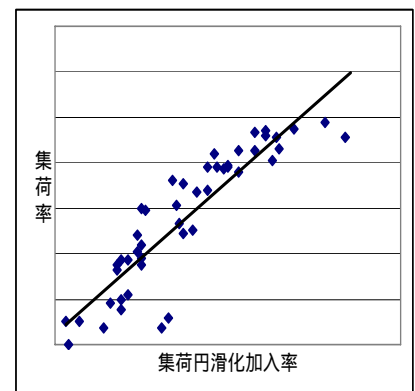
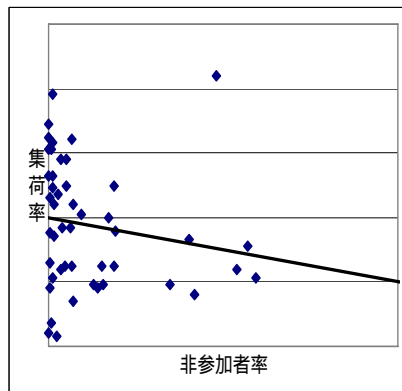
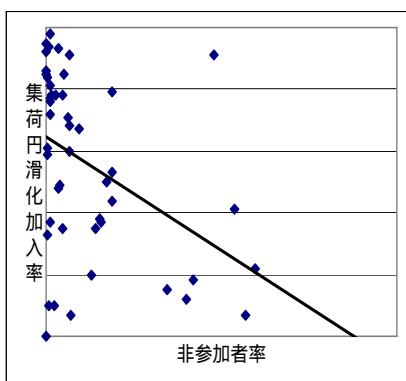
米を自ら販売する近郊の小規模農家や主産地の一部大規模農家等は、計画生産に参加していないが、今後の需要減に応じて、さらに生産目標数量を削減せざるをえないとなれば、問題はさらに顕在化しかねない。

非参加者は近郊地域の県や主産地の一部の未達成県に多く存在

県名	17年産目標数量オーバー分(トン)	17年産配分対象農業者数(A)	水稻実施計画書未提出者数(B)	計画書未提出者割合(%) B/A	集荷円滑化加入率(%)	JAグループ集荷率(%)
A (消費地近郊)	48,903	113,342	64,599	57.0%	7	31
B (主産県)	40,428	114,964	19,878	17.3%	50	40
C (消費地近郊)	24,165	153,656	23,448	15.3%	38	25
D (主産県)	21,545	130,809	6,624	5.1%	85	58
E (主産県)	21,153	81,418	5,371	6.6%	91	64
F (消費地近郊)	14,433	85,504	4,175	4.9%	78	50
G (消費地近郊)	13,395	87,173	36,492	41.9%	18	16
H (消費地近郊)	9,263	116,208	62,601	53.9%	41	24
I (主産県)	8,435	68,003	2,346	3.4%	93	58
J (主産県)	8,196	73,693	13,863	18.8%	79	50
K (主産県)	7,549	153,533	10,499	6.8%	68	44
L (早期米県)	6,754	43,807	26,062	59.5%	22	21
M (消費地近郊)	6,335	67,743	9,475	14.0%	35	18
N (消費地近郊)	5,561	120,995	5,651	4.7%	35	25
O (消費地近郊)	4,405	83,766	10,798	12.9%	20	19
P (消費地近郊)	2,984	43,472	15,069	34.7%	15	19
Q (主産県)	1,894	90,374	784	0.9%	94	61
R (早期米県)	1,776	44,321	17,792	40.1%	12	33
S (主産県)	1,400	91,151	82	0.1%	92	61
T (消費県)	1,233	42,206	953	2.3%	10	3
U (消費県)	662	35,120	277	0.8%	10	7
V (消費県)	50	18,884	1,335	7.1%	7	14
未達成県計	250,520	1,860,142	338,174	18.2%	45	34
達成県計	0	1,517,014	76,003	5.0%	88	57
全国計	250,470	3,377,156	414,177	12.3%	68	46

全中作成

非参加者が多い県ほど集荷円滑化対策加入率や集荷率が低く、集荷率が高いほど集荷円滑化対策加入率も高い

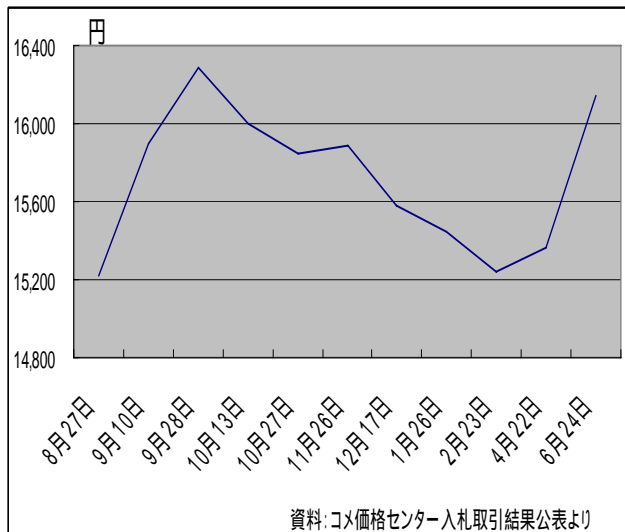


全中作成

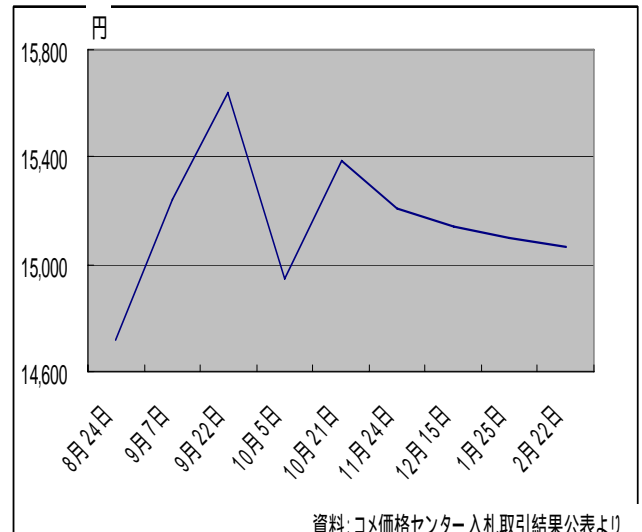
米全体にかかる需給と価格の安定は、計画生産実施者によって支えられているが、非参加者42万人の生産オーバー分が先に出回り、結果として遅く出回る地域の計画生産実施者の在庫増となったり、価格の下落要因となるといった問題を抱えている。

米価は入札時期が遅いほど低下する傾向

< 16年産米の入札価格の推移 >



< 17年産米の入札価格の推移 >



在庫率は北海道・東北で高いが、主産地であること、出回りが遅いことが影響している

	北海道・東北	関東・甲信	北陸	東海	近畿	中・四国	九州・沖縄	全国
16年産生産数量 (A)	2,749,079	1,651,780	1,041,398	537,474	566,218	833,806	848,299	8,228,057
17年6月末在庫 (B)	673,403	259,399	203,235	100,796	107,900	156,274	171,852	1,715,709
B / A	24.5%	15.7%	19.5%	18.8%	19.1%	18.7%	20.3%	20.9%

生産調整の未達成県ほど在庫が少ない傾向

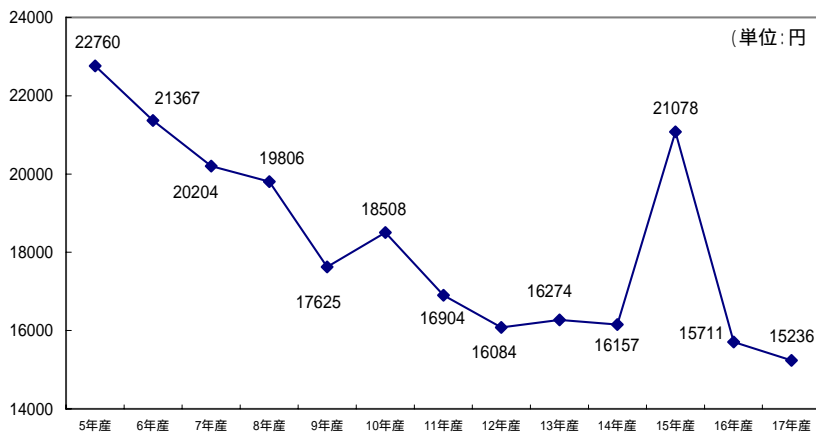
	未達成県計 22県	達成県計 25県
16年産生産数量 (A)	5,050,667	3,177,387
17年6月末在庫 (B)	971,426	701,433
B / A	19.2%	22.1%

3. 水田農業の担い手の経営をどう支えるか

16年産・17年産の米価下落傾向はとまらず、稲作収入が経営における比重の高い担い手ほど経営が困難な状況が深刻化。

コスト低減に努力しても収入・価格の下落によって担い手の所得は下落するなか、地域の水田農業を支える担い手の将来不安が高まっている。計画生産を実施する担い手への経営確保対策の充実が必要。

米価の下落傾向は継続



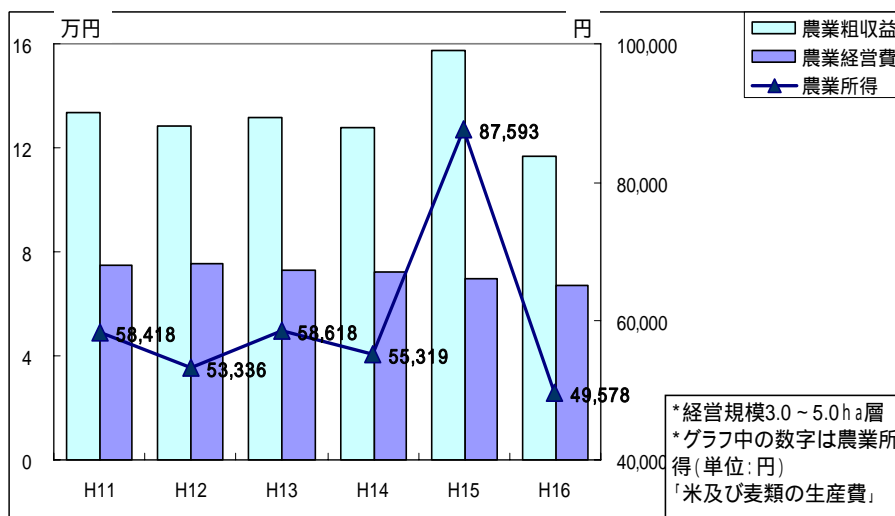
注. 5年産は不作のため第3回以降入札は中止。
資料: コメ価格センター入札取引結果公表より

コスト削減を上回る米価下落が担い手の経営を圧迫

< 稲作経営規模 3.0 ~ 5.0 ha 層の経営動向 (10 a あたり) >

		H11	H12	H13	H14	H15	H16
全国	農業粗収益	133,370	128,681	131,781	127,849	157,389	116,674
	農業経営費	74,952	75,345	73,163	72,530	69,796	67,096
	農業所得	58,418	53,336	58,618	55,319	87,593	49,578

* 16年産については別に稲得・担経 (10 a あたり 3,000 円程度) の交付金がある (拠出金相当は控除)



・ 仮に 4ha の米を作付した場合、所得は 16 年度では 49,578 円/10 a × 4 ha = 約 198 万円

・ 米 3ha、大豆 1ha の場合、所得は米 49,578 円/10 a × 3 ha = 約 149 万円、大豆 6,989 円/10 a × 1 ha = 約 7 万円 で計 158 万円 (産地づくり対策、麦・大豆品質向上対策を加算した場合 200 万円前後)

* 経営規模 3.0 ~ 5.0 ha 層
* グラフ中の数字は農業所得 (単位:円)
「米及び麦類の生産費」

4. 今後、水田の有効活用をはかるためにも主食用米以外に何を作付するか

今後も米の需要減少が継続すると予想されるなか、主食用米にかわってどのような作物を作付し、水田の有効活用をはかっていくのか、担い手の経営安定にとっても、自給率向上や水田農業の振興にとっても大きな課題。

天候による作況変動による不安定性に加えて、産地づくり対策の転作助成金単価の減額、主産地の米の目標数量の増加等もあって麦・大豆・飼料作物の作付は減少傾向

< 麦・大豆の田への作付面積の推移 >

	麦		大豆	
		前年差		前年差
15年産	177,500		129,000	
16年産	173,900	3,600	114,800	14,200
17年産	167,100	6,800	110,500	4,300

(単位：ha)

< 飼料作物の作付面積（水田）の減少 >

	平成2年	7	12	13	14	15 (うち田)	16 (うち田)
全国	1046.0	980.2	944.7	940.4	934.6	929.4	914.4
(対前年)	(0)	(1)	(2)	(0)	(1)	(1)	(2)
北海道	613.4	621.7	613.3	611.1	610.4	611.2	606.9
(対前年)	(1)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)
都府県	432.1	358.5	331.4	329.3	324.2	318.2	307.5
(対前年)	(1)	(3)	(3)	(1)	(2)	(2)	(3)

資料：農林水産省「作物統計」、「耕地及び作付面積統計」より作成

(単位：千ha、%)

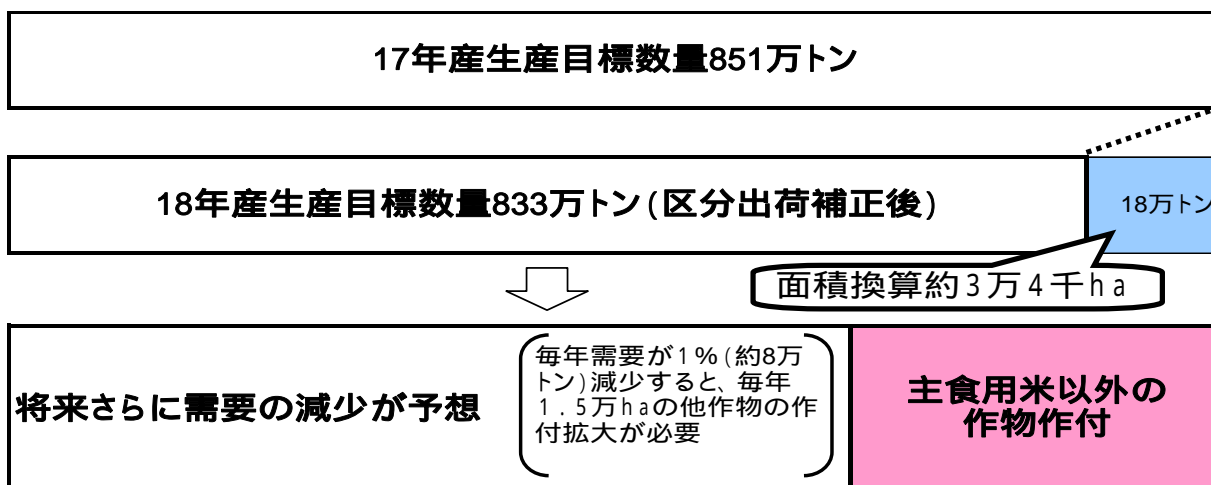
< 稲発酵粗飼料（WCS）の作付面積の推移 >

	昭和60年度	平成2年度	7	10	11	12	13	14	15	16
作付面積	309	223	23	48	73	502	2,378	3,593	5,214	4,375

資料：農林水産省生産局調べ

(単位：ha)

今後、主食用米を減らしていった場合、米にかわって何を作付するのが大きな課題



5. 豊作時の対策や在庫対策の充実が必要ではないか

17年産ではじめて豊作分の集荷円滑化対策が発動され、加入率の高い県が豊作であったことで、結果的にはほぼ達成されつつあるが、仮に加入率が低い県が豊作であったらその分は出回ることでなくなりかねず、さらに実効を確保する対策が必要。

政府買入の役割が限定されるなかで、非参加者の生産オーバー分や豊作分の区分出荷ができない分が市場に出回るとなれば、出回り時期が遅い産地は価格の低迷と在庫の発生に苦しむこととなり、これに対する対策が必要。

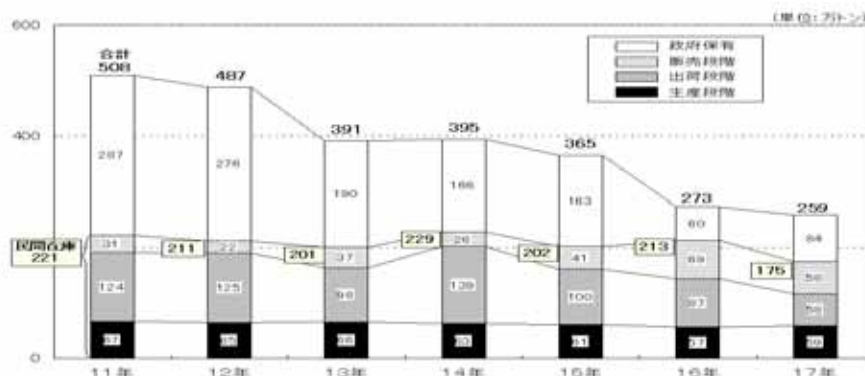
現行の集荷円滑化の加入率で、仮に全県で101であったら、豊作分の過剰8万トンのうち約2万トンが市場に出回る可能性

	17年産米生産確定数量 A	作況指数 (10月15日現在) B	対策加入農業者積み上げによる区分出荷見込数量 C	集荷円滑化加入率 D	全県が作況101の場合の区分出荷見込数量 E=D*A/101	17年産区分見込と仮定(全県で作況101)の差 F=C-D
	トン		トン	%	トン	トン
全国	8,510,362	101	77,184	68	57,300	19,900

集荷円滑化対策の県別加入率

90%以上	70%～90%	50%～70%	30%～50%	30%未満
北海道、岩手、宮城、秋田、山形、富山、沖縄 7県	青森、栃木、新潟、石川、福井、岐阜、滋賀、鳥取、島根、山口、香川、佐賀 13県	福島、長野、三重、京都、兵庫、福岡、宮崎 7県	茨城、群馬、山梨、愛知、岡山、広島、愛媛、長崎、大分、鹿児島 10県	埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡、大阪、奈良、和歌山、徳島、高知 10県

政府米の役割は限定的なものとなれば、生産出荷在庫が主産地に



注：18年2月末時点の政府保有米のうち、約7割が北海道・東北産(北海道27.7%、東北41.1%)

出回りが相対的に遅い北海道・東北の米

< 16年産米の販売進度(連合会委託米の月ごとの累積割合) >

		7-10月		11-2月		3-6月		7月以降		合計	
		トン	(シェア)	トン	(シェア)	トン	(シェア)	トン	(シェア)	トン	(シェア)
販売量	北海道・東北	99,604	27.5%	335,733	43.0%	677,740	46.8%	229,036	55.0%	1,342,115	44.6%
	その他	262,927	72.5%	445,245	57.0%	769,959	53.2%	187,241	45.0%	1,665,374	55.4%
	計	362,531		780,979		1,447,700		416,277		3,007,486	
販売進度	北海道・東北	7.4%		25.0%		50.5%		17.1%		100.0%	
	その他	15.8%		26.7%		46.2%		11.2%		100.0%	
	計	12.1%		26.0%		48.1%		13.8%		100.0%	

米政策改革の検証

現行制度の仕組み・効果・課題

- (1) 地域水田農業ビジョンの取り組みと課題
 - 地域水田農業ビジョン策定の効果
 - 産地づくり対策交付金の効果
 - 担い手育成の取り組みと、19年に向けた品目横断の「担い手づくりの取り組み」
 - 「担い手経営安定対策」の効果と19年産以降の「収入変動緩和対策」に向けた課題
 - 担い手への農地の利用集積の実施状況
 - 作物振興対策の効果と課題
- (2) 需給調整の取り組みと課題
 - 数量配分への転換の効果
 - 目標数量の配分方式の効果
 - 都道府県・地域協議会の需給調整機能についての役割と効果
 - 稲作所得基盤確保対策の効果と19年産以降の「米価下落対策」についての課題
 - 豊作時の過剰米対策（集荷円滑化対策）の効果
- (3) 米の流通・JAグループ米事業改革の取り組みと課題
 - 集荷・販売・流通の状況変化と課題
 - 政府の役割や価格形成についての評価
 - 検査・表示など安全確保の取り組み状況と課題

改善

条件整備

- 計画生産に取り組む担い手づくりと経営所得確保対策
- 水田において担い手等が一定の所得を実現できる主食用米以外の作物対策
- 過剰米対策と、主産地での需給調整（生産・販売調整）の取り組みを支える支援対策

新たなシステム への移行

米政策改革大綱に定められた「米づくりの本来あるべき姿」に向けた取り組みの推進

「米政策改革」の検証に関する課題と対策

平成 1 8 年 3 月

全国農業協同組合中央会

1. 米政策の検証にあたって（基本的考え方）

平成14年12月に決定された米政策改革大綱では、消費者重視・市場重視の観点から需要に応じた米づくりの推進と水田農業経営の安定化をめざすこととされた。

しかし、新たな米政策がスタートして2年を経たが、需要は減少しているにもかかわらず米の作付は減っていないなかで、米価の下落傾向が水田農業の担い手の経営を一層圧迫している状況。

大綱で18年度に行うこととされている「検証」では、こうした現状を徹底的に検証し、その改善をはかることが新たな需給調整システムへの移行にあたって必要不可欠な条件整備。

（1）米政策改革がめざすもの、そして、これまでの動き

14年12月に決定した「米政策改革大綱」は、22年に「農業構造の展望」と「米づくりの本来あるべき姿」の実現をめざすことをねらいにし、16年産から各種施策を措置してスタート。

「米政策改革」では、「地域水田農業ビジョン」の策定・実践の取り組みを基本に、生産目標数量による需給調整への転換、産地づくり交付金、過剰米処理対策、稲得・担経対策などを措置する一方、流通は届出制以外ほぼ自由化。

結果としてみれば、需給はほぼ均衡し、いまのところ大きな混乱は生じてないという見方もできるが、この間、地区達成の廃止や配分基準単収のズレなどによって、全国目標を上回る生産がなされ、消費の減少や小売段階での価格形成力の影響に加え、在庫増減を反映する需要実績に応じた目標配分による売り急ぎなどの状況もあり、全体として米価は低迷。

(2) 検証にむけたJAグループの基本的考え方

今回の検証は、需給調整の実施状況や米の価格・流通、水田農業の構造改革、作物対策など、米政策改革の全体について、「本来あるべき姿に着実に向かっているか」「向かってないとすれば何が原因か」を検証することが必要。

そして、この徹底した検証をふまえて、担い手の経営所得確保対策や作物対策、過剰米対策等の条件整備について検討し、担い手の育成状況や計画生産の取り組み実態、作柄状況等を踏まえた上で、新たな需給調整システムへの移行について判断するという基本的立場で臨むことが必要。

米政策改革大綱のねらい

平成22年度までに「農業構造の展望」と「米づくりの本来あるべき姿」の実現

「米づくりの本来あるべき姿」とは

・効率的かつ安定的な経営体が、市場を通して需要動向を敏感に感じ取り、売れる米づくりを行うことを基本に、多様な消費者ニーズを起点とし、需要ごとに求められる価格条件等を満たしながら、安定的供給が行われる消費者重視・市場重視の米づくりが行われていること

・生産構造として

効率的かつ安定的な農業経営が生産の大宗を占めていること

麦・大豆の本作化など水田農業の望ましい生産構造が実現していること

地域の特性を生かした多様な取り組みのなかで、水田が適切に利用され、多面的機能が発揮されていること

・需給調整システムとして

経営判断等の基礎となる需給・価格情報をふまえ、農業者や産地が、自らの判断により適量の米生産を行う等、需給調整の取り組みが実施されていること

(平成14年 米政策改革大綱および基本要綱より)

2 . 取り組み状況と課題

(1) 地域水田農業ビジョンの取り組みと課題

新たな米政策では、地域水田農業推進協議会が定める地域水田農業ビジョンにもとづき、米の計画生産や産地づくり、担い手づくりを実践。

J Aグループにおいても、平成16年度から「地域水田農業ビジョン実践強化全国運動」に取り組み、売れる米づくりや産地づくりに一定の成果をあげてきたものの、転作作物の本作化や計画生産の徹底、構造改革の取り組みにおいて課題。

地域水田農業ビジョン策定の効果

地域が創意により独自のビジョンを策定する地域水田農業ビジョンの取り組みは、産地づくりや担い手育成に一定の成果をあげているものの、集落段階でのビジョン策定にいたっている地域は一部にとどまり、集落・農業者個々の段階まで十分に浸透しているとはいえない状況。

都道府県協議会・地域協議会では、関係機関の協力と役割分担のもと、ビジョンの策定・見直し・実践に取り組んでいるが、農地情報の一元化やワンフロア化など、一層の連携強化を図ることが必要。

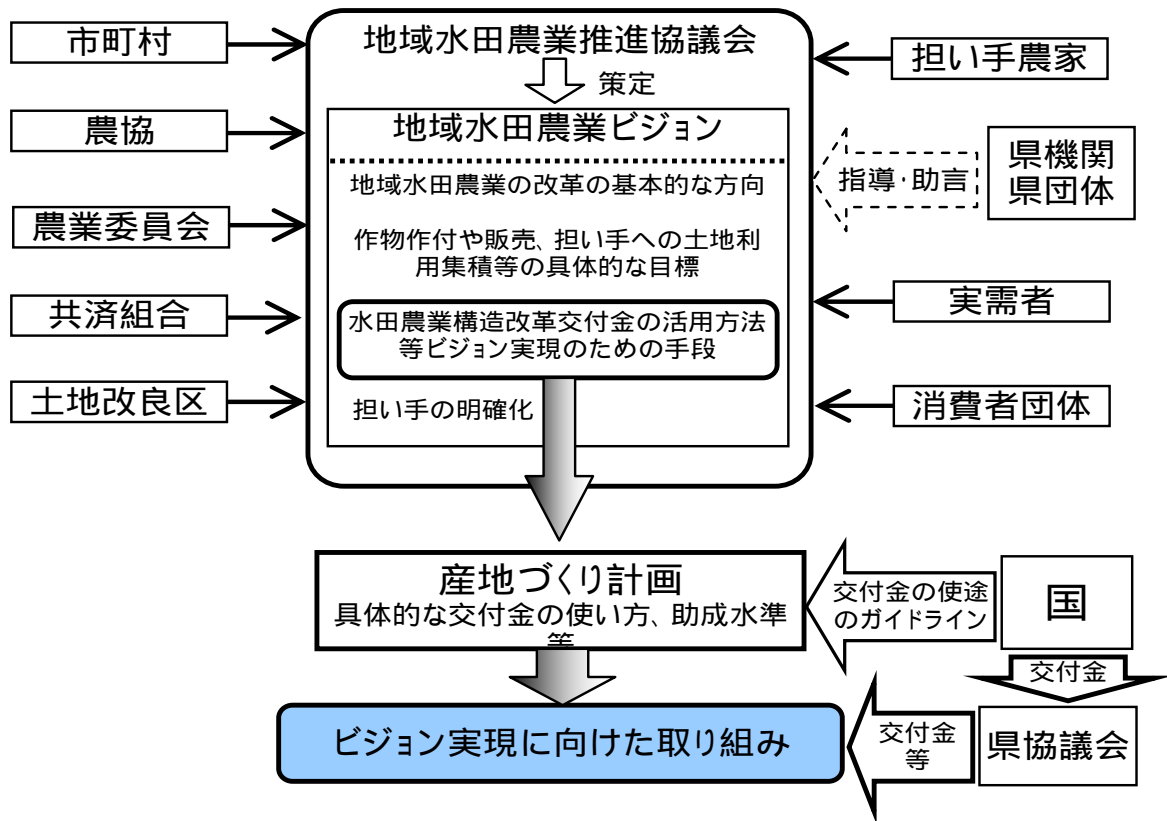
産地づくり対策交付金の効果

地域の創意工夫をいかした産地づくり交付金の活用により、地域実態に即した作物振興や担い手づくりなどをすすめているが、対策期間中一定額であることに加え、協議会間の交付金の調整など、地域協議会における交付金体系の設計などに課題。

担い手育成の取り組みと、19年に向けた品目横断の「担い手づくり」の取り組み

19年産からの品目横断的政策に向け、担い手の育成・確保の取り組みがすすめられているが、集落営農の経理の一元化や個別大規模経営との農地利用調整などが課題となっており、担い手のリストアップや具体的提案に早急に取り組む必要。

ビジョンと産地づくり対策のイメージ



農林水産省作成資料

各県から出された主な意見

< ビジョン実践 >

- ・ ビジョンに作物戦略や売れる米づくり、担い手育成などを位置づけ、毎年の見直しや集落段階でのビジョン策定などに取り組む地域協議会がある一方で、産地づくり交付金の交付のためだけに策定している協議会も存在するなど地域により対応に差
- ・ 協議会への参加・取り組みに消極的な行政がふえており問題
- ・ 煩雑な交付金事務・会計処理の簡素化が必要
- ・ 地域水田農業ビジョン、生産対策、担い手対策に農業者団体と行政等の関係機関が一体となり推進する必要

< 産地づくり対策 >

- ・ 戦略作物の生産振興に加え、農地集積等担い手育成に資する支援等地域の創意工夫を活かせるという評価の一方、過大な事務負担や対策期間中定額とされたこと、前対策予算からの減額、作物等にかかわらず一律的な交付を行う協議会もあること、交付金の用途にかかる制約等が課題

< 担い手確保の取り組み >

- ・ ビジョンにおける担い手リストを活用するなどして、認定農業者の育成と集落営農組織の組織化、リストアップなど、関係機関挙げて担い手の育成確保に取り組んでいるが、取り組みが十分に広がっているとはいえない状況

「担い手経営安定対策」の効果と19年産以降の「収入変動影響緩和対策」に向けた課題

16年産担経は、最も加入者の多い北海道（約6,600経営、5万8千ha）で米価が過去最低水準であったにもかかわらず（作況98）、補てんはないなど、効果を疑問視する声もあるなかで、19年産からの新たな「収入変動影響緩和対策」に向け、担い手の経営安定のための改善措置と加入者の拡大をはかることが必要。

担い手への農地の利用集積の実施状況

J A農地保有合理化事業の実績は着実に伸びており、ビジョン実践の成果のひとつ。

また、2005年農林業センサスでも、大規模経営が着実に増加しているものの、耕作放棄地面積は38万haと増加しており、一層の担い手の育成と農地の集積をはかる中で、耕作放棄地の解消にも努める必要。

作物振興対策の効果と課題

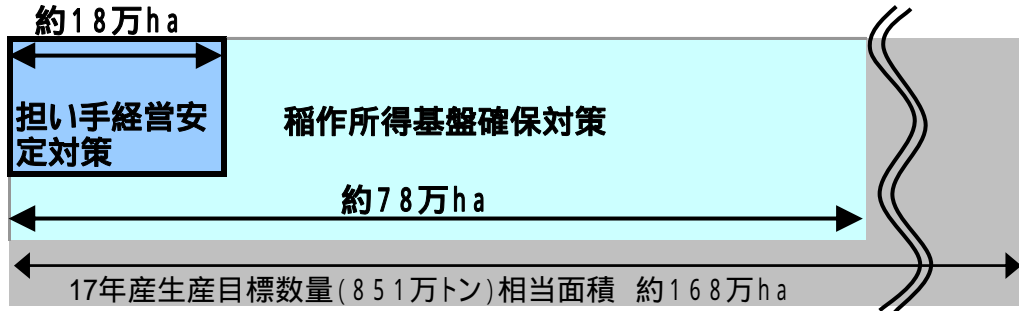
麦・大豆は転作の拡大にあわせて水田における作付を拡大してきたが、いずれも15年産をピークに減少傾向にあり、米の需給均衡をはかるためにも、麦・大豆作振興の抜本的な対策が必要。

また、加工用米等の価格帯に応じた米づくりや新規用途・輸出などは取り組みの成果が十分にあがる段階にいたっていない。

畑地化推進対策は17年度からの事業であるが、17年度の実施状況はごく限定的であると見込まれている。

新たな産地づくり対策における麦・大豆品質向上対策、耕畜連携推進対策、畑地化推進対策をどうするかが課題となっており、需給調整の実効を確保し、米にかわり担い手の所得確保と産地の育成をはかるための作物対策を講じることが必要。

稲得と担経の加入状況（17年産当初加入契約）



* 面積は全中試算

麦・大豆の作付の推移

	麦						大豆					
	計	前年差	田	前年差	畑	前年差	計	前年差	田	前年差	畑	前年差
15年産	275,800		177,500		98,300		151,900		129,000		22,900	
16年産	272,400	3,400	173,900	3,600	98,600	300	136,800	15,100	114,800	14,200	22,000	900
17年産	268,300	4,100	167,100	6,800	101,200	2,600	134,000	2,800	110,500	4,300	23,500	1,500

単位: ha

各県から出された主な意見

< 担い手経営安定対策 >

- 一部の地域では効果がみられるものの、中山間地等条件不利地域には、対象者が、極めて少なく、地域格差が課題となっており、全体としてみれば現行の担い手経営安定対策が、担い手への集積や新たな担い手の育成に大きな効果があったとは言えない
- 基準収入が年々下がる傾向にあるなかで、19年以降の「収入変動緩和対策」の仕組みだけでは、所得下落に対する担い手の不安は払拭できない

< 担い手への農地集積 >

- J A 農地保有合理化事業により着実に農地集積の成果があがっている
- 麦・大豆については、転作集団等の組織がある集落は、生産調整も地域内での調整を行い、団地化もはかられている。米については、今のところ農地利用集積は停滞、一部には後継者不足から大規模農家への集積が進んでいるものもみられるが、引き受ける担い手の低米価による経営悪化や高齢化等に伴う離農により耕作放棄地が発生

< 作物振興対策 >

- 麦・大豆の生産が定着化し、麦・大豆品質向上対策の継続を望む声が多い。小規模団地が多い場合など、麦・大豆の生産は大幅な減少が予想される地域も存在
- 畜産振興地域においては、安定した粗飼料の供給に向け取り組みが定着化している地域がある一方で、畜産農家が減少する中、地域の広がりすまないのが現状
- 特別調整加算は特徴ある作物の振興のため有効活用しているが、畑地化推進対策の取り組みはほとんどない

(2) 需給調整の取り組みと課題

需要に応じた米づくりを推進する観点から、転作面積（ネガ）配分から生産目標数量（ポジ）配分へ移行し、生産目標数量を行政・農業団体の両ルートを通じて農業者へ配分。

ビジョン・生産調整方針と豊作による過剰米処理、需給調整のメリット措置をリンクさせて計画生産の実効を確保する仕組みとなっているが、生産調整方針・集荷円滑化対策等への加入の促進や、新たな需給調整システムの実効を確保するための対策が課題。

数量配分への転換の効果

ネガからポジへ配分の方法が転換したが、17年産は基準単収の設定により過剰作付（14万トン）が発生しており、さらに、単収設定とは別の過剰作付（17万トン）が存在し、15年産から主食用の水稲作付面積は減っていない。

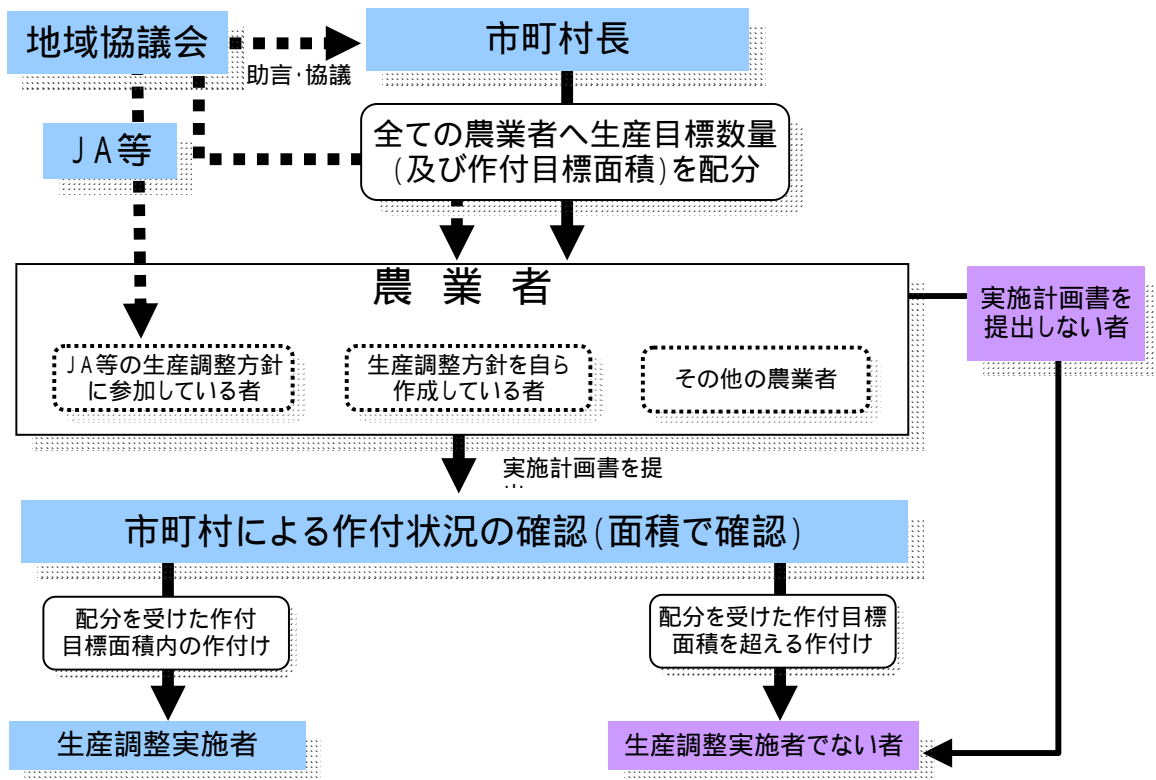
生産目標数量の配分方式の効果

需要に応じた米づくりに向け、18年産米の配分は17年産に比べて、より一層需要に応じた米づくりに資する創意工夫をした県は29道県と増えたが、市町村段階から生産者へは工夫をこらした要素を入れた配分が若干増えた。また、一律的な配分が依然として多いことから、農業者への配分のあり方が課題。

16年産の生産目標数量の配分対象農家は全国で340万戸、うち水稲生産実施計画書提出農家は300万戸（水稲作付145万ha）で、40万戸の計画書未提出農家の実態について把握し、計画生産への参加を促すとともに、生産調整方針への参加・カバー率等をどう見るか、方針の実効性がどうなっているかが課題。

18年産の目標設定で、未実施状況に応じた目標削減について、県・地域段階での適用と効果がどうなっているかを把握する必要。

現行の生産調整システム



計画生産・稲作所得基盤確保対策・集荷円滑化加入状況(全国)

17年産配分農業者対象数	17年産水稻生産実施計画書提出農業	水稻実施計画書未提出者	17年産水稻(主食用)作付面積(ha)*	稲得加入者(17年産)			集荷円滑化対策加入者(16産)		
				配分対象者にしめる割合	計画書提出者数にしめる割合		配分対象者にしめる割合	計画書提出者数にしめる割合	
3,377,156	2,962,979	414,177	1,677,669	970,704	28.7%	32.8%	1,428,428	42.3%	48.2%

*生産数量から加工用米契約数量を控除して主食用数量を算出し、それを実単収で面積換算

各県から出された主な意見

<生産目標数量による配分>

- 多くの市町村が一律配分となっているが、担い手に厚く配分するなど協議会が特色ある配分を行っている事例もある
- 今後とも行政と農業者団体が一体となり、水田農業の構造改革と需給・米価の安定をはかる取り組みが絶対に必要
- 水田台帳等により実際の作付が第三者により確認ができるため、数量配分より面積配分のほうが実効性が高いのではないかという意見がある
- 「売れる量」をつくるという考え方の転換が十分浸透していない
- 未達成県への生産目標削減は当然実施されるべきだが、未実施者にとっては配分数量が減っても何の影響もない。

都道府県・地域協議会の需給調整機能についての役割と効果

協議会の検討・助言をふまえた現行の配分決定において、行政は配分主体としての役割を担ってきたが、新たな需給調整システムにおいても、行政の積極的な関与が必要。

生産計画提出、実施状況の確認など協議会における事務負担が課題となっており、19年産からの品目横断的政策の導入もふまえ、今後の行政も含めた関係機関の連携強化や事務の簡素化などが必要。

稲作所得基盤確保対策の効果と19年産以降の「米価下落影響緩和対策」についての課題

17年産稲得の加入は97万経営・408万トンとなっており、集荷円滑化対策への加入を要件とする生産調整メリット措置として、需給調整に一定の効果を果たしているが、米価下落の影響緩和の効果は限定的と受け止められている。

19年産以降の担い手以外に対する「米価下落影響緩和対策」は、生産調整メリット措置としての集荷円滑化対策拠出を要件として継続するとともに、産地づくり対策との効果的な融通を柔軟に行える仕組みとする必要。

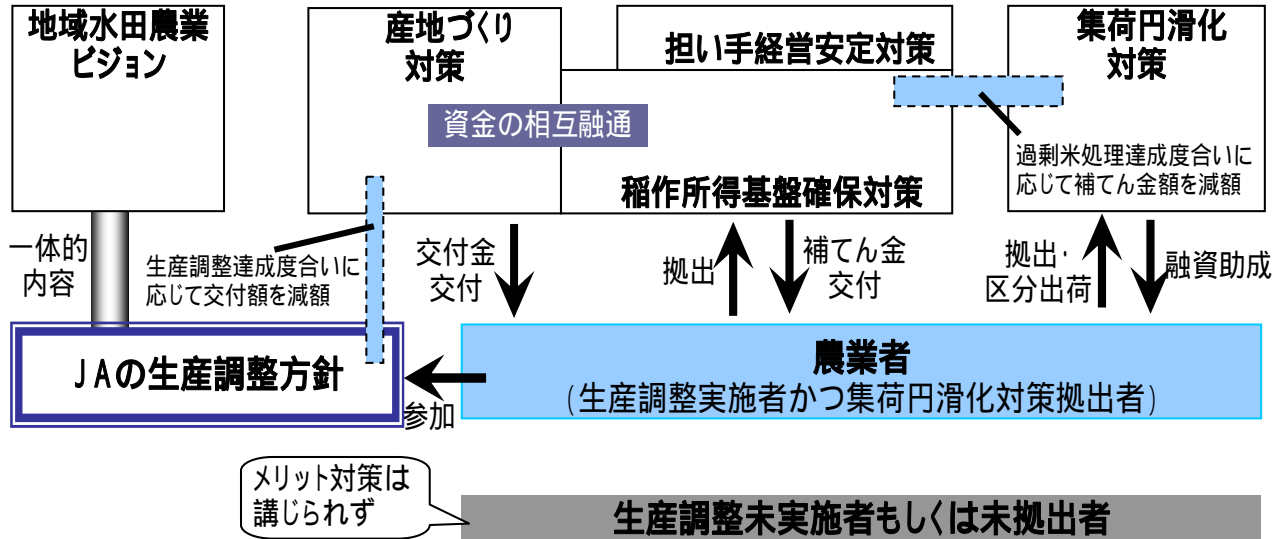
さらに、新たな「米価下落影響緩和対策」は、担い手育成をすすめるなかで、財源が対策期間中漸減していくこととされており、単価水準と財源が課題。

豊作時の過剰米対策(集荷円滑化対策)の効果

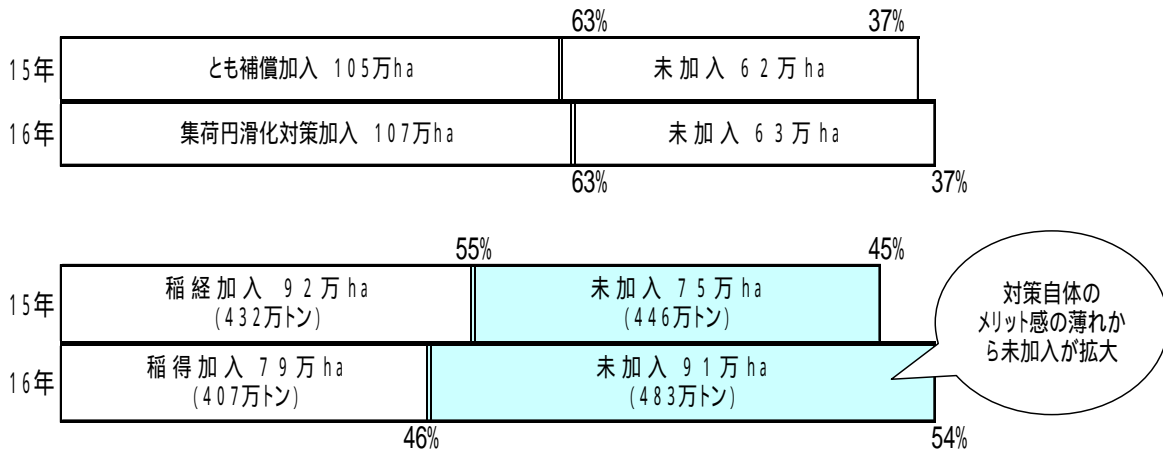
16年産の集荷円滑化対策加入農家は144万戸(水稻作付111万ha)となっており、飯米農家や生産調整未実施者など、集荷円滑化未加入農家の実態について把握するとともに、加入率の向上に向けた措置が必要。

過剰米短期融資のための資金造成と、生産者支援金の財源負担など、資金の拠出と使途のあり方について検討するとともに、集荷奨励・保管助成のあり方についても検討する必要。

現行の需給調整の支援対策の全体概要



15年産までと比較したメリット対策への加入状況



(注) なお、16年には加工用米は対象外となった。

全中による推定の数値。

各県から出された主な意見

- < 協議会の機能・役割 >
 - ・ 行政の主体性が欠けてきている傾向も見受けられ、関係機関の一層の連携強化が不可欠
 - ・ 協議会におけるデータの共有化が課題
- < 稲得と新たな米価下落影響緩和対策 >
 - ・ 計画生産のメリット対策としての役割、集荷円滑化対策のメリット措置としての意味はあるが、基準収入が固定されていないので、米価が継続的に下落した場合の対策が不十分
- < 過剰米対策（集荷円滑化対策） >
 - ・ 全ての稲作生産者が取り組まなければ、効果が発揮されない制度であり、集荷円滑化対策加入者（約42%）のみが区分出荷等の過剰米対策を行うのは問題

(3) 米の流通・JAグループ米事業改革の取り組みと課題

計画流通制度や自主流通法人制度がなくなり、米流通の自由化が一層すすめられる中で、安定供給をはかるための販売・流通や取引・価格形成のあり方について検討することが必要。

集荷・販売・流通の状況変化と課題

各JAから農業者への需給や品質評価等に関する情報提供は、全国で約6割のJAで実施されているが、一部先進的なJA・地域をのぞき、産地・銘柄ごとの需給・販売動向に即した集荷・流通が定着しているとはいえない。

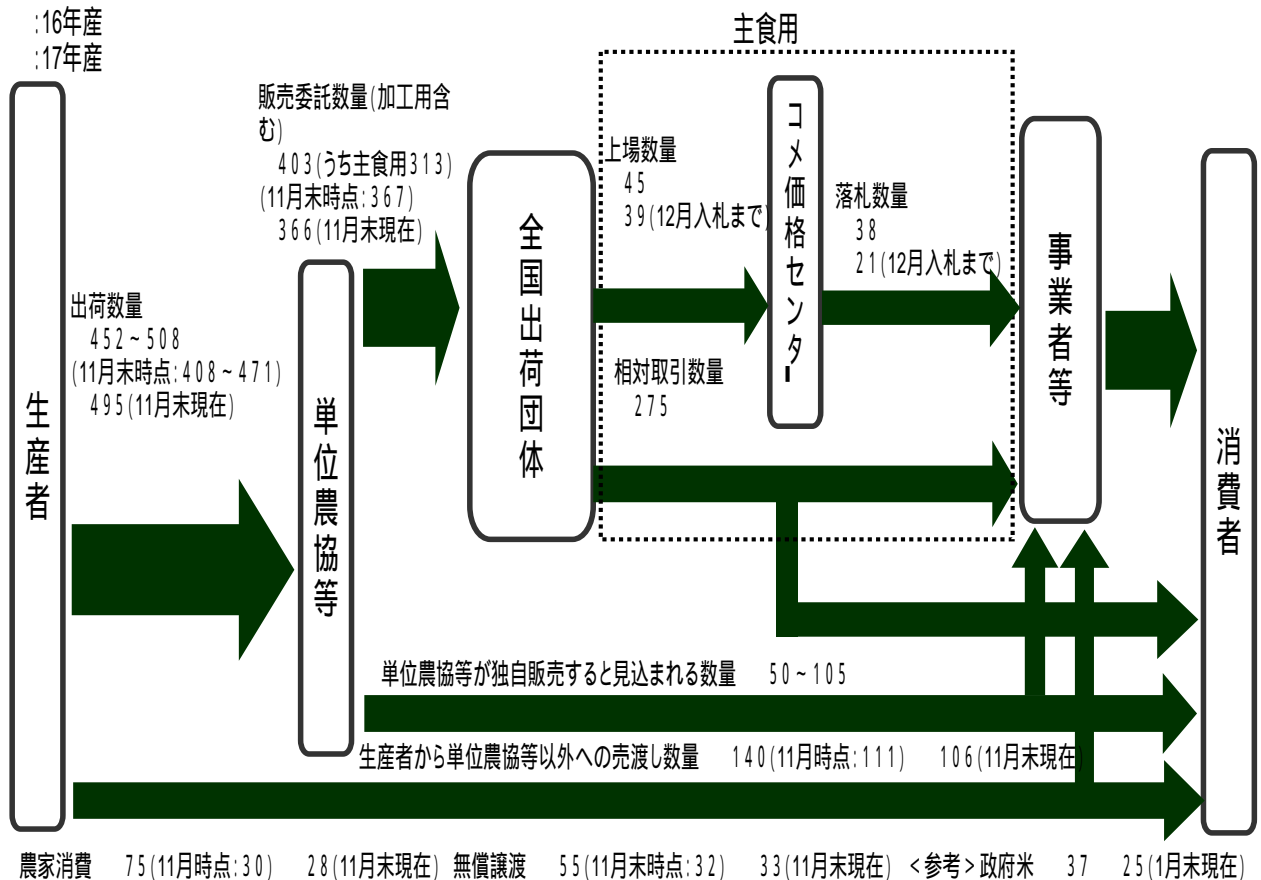
JAグループの米の集荷率は年々下がる一方で、農家・JA直売の割合が増えており、計画流通制度の廃止により16年産以降、ますますその傾向が顕著になっている。

県別の6月末在庫増減による需要実績・目標数量の算定が、産地間競争を促進している面は否定できないが、結果として政府買入によって在庫は発生しなかったという状況。

現行の米政策への移行により自主流通法人制度がなくなり、調整保管機能もない中で、豊作以外の過剰在庫対策は事実上手立てがない状況。

出回り時期や価格形成など米の特性もふまえた上で、米の安定供給と円滑な販売・流通をはかるための仕組みの構築が必要。

米の集荷・販売の状況



各県から出された主な意見

<集荷・販売・流通>

- ・ 需要情報がこれまで以上に情報提供はされるなど一部改善が見られるが、生産者に十分浸透しているとはいえない
- ・ 生産者がすべて情報に基づき的確な判断をするということはありません、生産調整方針作成者による的確な指導、調整が必要
- ・ 行政の取り組みも含め正確な情報伝達に向けた継続的取り組みが必要
- ・ 産地情報は県単位の情報が多く、産地の方針や取り組みなどに影響する情報が少ない
- ・ 低価格米の産地が一層価格下落を招き、所得の減少による農家経営を圧迫
- ・ 6月末在庫を基準とした在庫増減のため、販売の早期化に拍車
- ・ 生産者団体独自の販売調整に対する国の支援措置が必要
- ・ 過剰米在庫は、備蓄米確保対策の一環として国の責任で処理するなどの仕組みが必要

政府の役割や価格形成についての評価

政府買入は、15年産米の不作時の政府米の販売や古米の飼料用への販売によって、適正備蓄水準を100万トンとする備蓄運営ルール の範囲内で、買入数量は16年は37万トン、17年は40万トン(予定)。このことは一方で、結果として民間在庫の発生を抑えたことにはなったものの、今後買入数量が限定されてくるとなれば、過剰と価格下落がさらに懸念される。

現行の米政策改革において、コメ価格センターを食糧法に基づく米穀価格形成センターとしているが、落札率の低下などセンターの「取引市場」としての機能に課題があることから、農水省はセンターにかかる検討会を設置し、3月までに一定の結論を得ることとしており、JAグループとして意思反映をはかっていく必要。

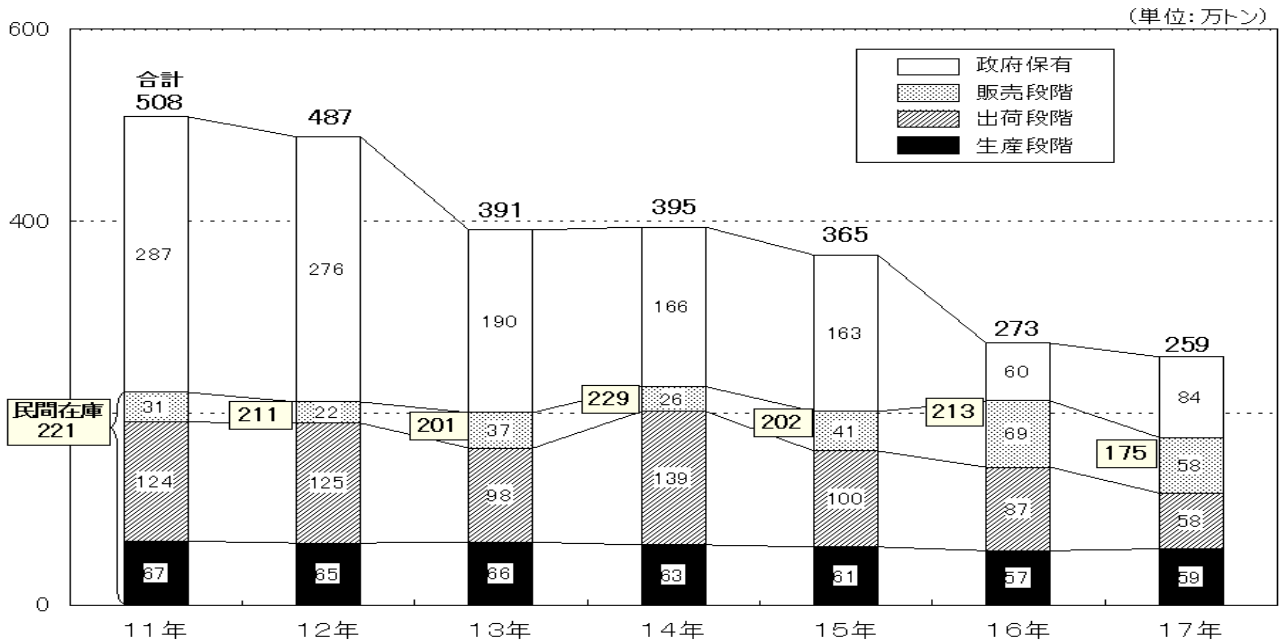
検査・表示など安全確保の取り組み状況と課題

検査については民間に移行し、農産物検査の信頼性を確保しうる体制の構築をはかることが必要。

また、現行の精米表示制度について、消費者の安全・安心のニーズもふまえ、運用の改善について検討する必要。

生産履歴記帳や残留農薬対策など、全国的に取り組みが浸透しており、情報開示のあり方等について整備することが必要。

政府及び民間流通における6月末在庫の推移



資料：農林水産省調べ

各県から出された主な意見

< 政府の役割 >

- ・ 政府買入が安定供給のために必要である反面、販売時期によっては市況を乱す要因
- ・ 基本計画の公表や備蓄の運営、国家貿易の下でのMA米の管理等、十分ではない
- ・ 回転備蓄とは言え、すべて市場へ放出をすることを前提とせず、食用に適さない古米が発生した場合は国が責任を持って処理する仕組みとすべき

< 価格形成 >

- ・ 年間契約・相対取引・特定契約等流通が多様化している中で、コメ価格センターの機能は十分発揮されていない
- ・ 売り手の1/3以上の上場が実質義務化されたことにより、多量の不落札が発生し、センターの指標価格が実態と乖離
- ・ センターは、取引の場との位置づけが必要

< 検査・表示 >

- ・ 生産履歴記帳の取り組みは相当程度浸透。
- ・ ポジティブリスト制の施行に伴うリスク管理体制の整備や補償制度の充実を図る必要
- ・ 検査にかかる農政事務所の指導体制と支援の継続が必要
- ・ 米は、生物であることから自然交雑等による混米の発生はあり得ることから、混米については、一定のガイドラインの設定が必要であり、消費者等への理解促進を図ることが重要

3 . 検証を通じて目指す方向

担い手への集積をはかり、新たな需給調整システムに移行したとしても、生産調整の実効確保と条件整備がはかられなければ、計画生産を実施する担い手と全面的に米を作付する者に二分化し、過剰生産の常態化による一層の米価下落が、担い手の経営を圧迫する事態が発生。

生産調整の実効を確保した上で、新たなシステム移行の条件整備として、計画生産に確実に取り組む担い手に対する経営所得確保対策、担い手をはじめとする水田農業経営が一定の所得を実現できる主食用米以外の作物対策、過剰米対策と主産地での需給調整の取り組みを支える支援対策、の3つが不可欠。

条件整備がはかられた上で、米政策改革大綱の目指す「米づくりの本来あるべき姿」の実現に向けた取り組みを推進。

(1) 生産調整の実効確保の取り組みの実態

現行の米政策では、農業者の主体的な判断にもとづくメリット措置による計画生産への参加を基本に、地域水田農業ビジョン実践の取り組みを通じて、生産調整への誘導に懸命に取り組んできた。

しかし、地区達成の廃止などで未達成が明確になったこともあって、豊作や単収要因以外の生産オーバーが17年で22県、未達成者約40万人、そのオーバーが差し引き17万トンとなっている実態にある。

過剰作付は解消せず、米価の低下傾向は継続しているが、今後、ビジョン実践・担い手の育成とあわせて生産調整の実効確保の取り組みをJ Aグループとして一層強化する必要がある。

(2) 今後の生産調整のありようをどうみるか

そうした努力の一方で、需要減・要調整数量の増大のもとで、未実施者も増加しかねず、その分の生産目標数量を削減するとしても、米以外に一定の所得を得られる作物がなければ、未実施者の増加に拍車。

その分は、どうしても過剰米として出てくることとなり、計画生産実施者の価格・収入案に影響を与え、かつ、過剰・販売残が県間流通の多い主産県にでてくる事態に。

(2) 基本方向はどこをめざすべきか 生産調整の実効確保をどうはかるか

需給と価格、稲作経営の安定をはかるためには、豊作によらない恒常的な過剰米を抑制する必要があり、生産調整未達成が解消されるよう、産地のまとまりにおける需給調整の取り組みをすすめるとともに、計画生産未参加者・産地等に対して、計画生産への参加をいっそう強くはたらきかけていくことが必要。

JA等生産調整方針作成者に参画しない農業者に対しては、JAの努力では限界があるなかで、国・行政の役割や関係機関と一体となった協議会機能の強化による推進や指導等をより充実していく必要。

とくに、認定農業者など施策対象と計画生産実施とリンクしたメリット対策の強化、さらには実施者の税制上の優遇など、計画生産参加者が未実施者に対して不利とならない仕組みとするとともに、JAグループとして、生産調整の達成に向けた取り組みの強化をはかっていく必要。

米政策改革を推進するための条件整備

米政策改革のめざす「米づくりの本来あるべき姿」の実現に向かって、担い手づくりや18年産の作付状況など、18年夏の段階での状況を見極めつつ、米政策改革を推進するうえでの必要な条件整備として、計画生産に確実に取り組む担い手に対する経営所得確保対策、水田において担い手をはじめとする農業経営が一定の所得を実現できる主食用米以外の作物対策、過剰米対策と主産地での需給調整の取り組みを支える支援対策、の3本柱を骨格とする政策の確立が必要。

これらの対策が盛り込まれ、産地づくり、米価下落対策等の米政策支援策の具体化（財源・単価等）を確保した上で、19年産からの移行を判断。

また、米の先物取引の試験上場が決定されるような場合、生産調整の推進に多大な支障をきたすため新たな需給調整システムへの移行はできない。

(3) 具体的な対策をどう考えるべきか

計画生産に取り組む担い手づくりと経営所得確保対策

担い手づくりをすすめる、農地の集積等をはかっても生じかねない計画生産のゆるみからくるコスト割れの不安を解消するためには、価格の大幅下落の状況にあっても、計画生産を実施する担い手は一定の所得が確保される仕組みがどうしても必要。

新たなナラシ対策を措置した上で、計画生産を実施する担い手の収入が最低限のコスト(大規模経営の生産費)を割った事態には、その分を追加補てん助成し最低限の所得確保をはかる対策が必要。

担い手が一定の所得を実現できる主食用米以外の作物対策

需要減がさらに想定されるなかで、水田の有効活用をはかりつつ、一定の所得を実現できる主食用米以外の作物対策の充実強化が必要。

具体的には、産地づくり交付金の財源確保を前提として、麦・大豆・WCS、耕畜連携対策の強化や、新規に取り組むバイオマス・エネルギー・飼料用米、輸出・援助米等の作物作付けに対して、実績に応じて追加助成できる仕組みが必要。

また、麦・大豆等の新規作付・自己拡大にともなう品目横断的政策の別途対策は不可欠。

過剰米対策と、主産地での需給調整の取り組みへの支援対策

豊作分の過剰米対策については、生産者への交付の増額など集荷円滑化の取り組みがより円滑に実施される対策が必要。

それでも豊作以外の過剰は、主に主産地の販売在庫となって、これが販売競争すれば、それだけ価格下落に拍車をかける危険性。

現行では政府買入れやJAグループ基金等で一定支えてきた主産地等で生じかねない販売在庫に対して、何らかの支援対策を措置する必要。

検証を通じて目指す方向のイメージ

米政策改革の検証

現行制度の仕組み・効果・課題

- (1) 地域水田農業ビジョンの取り組みと課題
地域水田農業ビジョン策定の効果
産地づくり対策交付金の効果
担い手育成の取り組みと、19年に向けた品目横断の「担い手づくりの取り組み」
「担い手経営安定対策」の効果と19年産以降の「収入変動緩和対策」に向けた課題
担い手への農地の利用集積の実施状況
作物振興対策の効果と課題
- (2) 需給調整の取り組みと課題
数量配分への転換の効果
目標数量の配分方式の効果
都道府県・地域協議会の需給調整機能についての役割と効果
稲作所得基盤確保対策の効果と19年産以降の「米価下落対策」についての課題
豊作時の過剰米対策（集荷円滑化対策）の効果
- (3) 米の流通・JAグループ米事業改革の取り組みと課題
集荷・販売・流通の状況変化と課題
政府の役割や価格形成についての評価
検査・表示など安全確保の取り組み状況と課題

改善

条件整備

計画生産に取り組む担い手づくりと経営所得確保対策

水田において担い手等が一定の所得を実現できる主食用米以外の作物対策

過剰米対策と、主産地での需給調整(生産・販売調整)の取り組みを支える支援対策

新たなシステム への移行

米政策改革大綱に定められた「米づくりの本来あるべき姿」に向けた取り組みの推進

土地利用型農業法人会員の皆様

平成18年3月20日

(社)日本農業法人協会



米の生産調整のあり方検討に関する取組みについて

日頃、皆様には協会活動についてご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年に入ってから議論が本格化していることの1つに、平成19年以降に実施される予定の「米の生産調整のあり方」(農業者および農業者団体が主体となる)があります。

ご承知のように、「売れる米づくり」がスタートして3年目を迎えており、農水省はその検証をしながら対策を見直し、7月中には結論をまとめ11月の生産目標数量配分に反映させようとしています。

当協会としては2名が委員として参画していることから、皆様の経営に役立つ制度への転換を求めて行くために、先般関係の会員様には緊急調査等させていただいたところです。(調査結果速報版は3月9日第14回総会で報告)

また、その結果を踏まえて政策委員会(土地利用型部会と連携)で議論し提案書(案)を作成中です。

皆様の声から伺えることは、地域における農業法人はまだ特別な存在であり、ましてや米の生産から販売までを行うことへの理解が得られていない状況のなかで、発言力がないといった不満があるようです。

したがって、生産調整をどうすべきか、というような会議の場(地域協議会)にも参加することはなく、ともすれば孤立状態になりがちです。

生産調整しているにもかかわらず米価は下がり続け、経営の悪化を防ぐ為にご苦労をされていることもよく理解できました。

そのような状況を、今回の改正を機会に改善していくために、協会としては次のような取組みをご提案いたします。

ア 皆様には、地域協議会の場に正式に参加できるように、生産調整方針作成者になれることを勧めます。(参考参照)・申請はお早めに

イ 全ての生産調整方針作成者が地域協議会に構成員として参加できるように関係機関団体に要請します。

ウ 生産調整方針作成者になりたい方に対して、指導が徹底されるよう関係機関団体に要請します。

さらに、皆様からのご要望があればお知らせください。協会として出来る限りのことを行う所存ですので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

<参考>

新たな需給調整システムの大枠

<http://www.syokuryo.maff.go.jp/notice/data/jyukyu-cyosei180201.pdf> のP8

生産調整方針作成者となるメリット

地域協議会で地域の創意工夫を生かした対策等の議論に参加し発言できる

生産調整方針認定要領

<http://www.syokuryo.maff.go.jp/notice/data/sonota/housinyouryou.htm>

米穀の生産調整に関する方針認定申請書(記載例)

<http://www.chushi.maff.go.jp/kome/sanka/kisairei.pdf>

連絡先:(社)日本農業法人協会 中出
fax : 03-5156-0366
E-mail:kome@hojin.or.jp

自立できる稲作経営のための緊急調査

調査結果(速報)

(社)日本農業法人協会
土地利用型農業部会

担当 中出、数納
TEL : 03-5156-0365

1. 調査結果 (速報) 要約

- ・回答のあった会員農業法人(以下、農業法人)の91%は生産調整に参加している
- ・農業法人の38%は「生産調整方針作成者」になる意向。一方、「わからない」とする農業法人が49%
- ・農業法人の米の平均生産原価は1俵当たり約14,550円

調査要領

調査時期：平成18年2月24日～3月1日

調査内容：生産調整、米の原価、生産調整方針作成者になる意向等

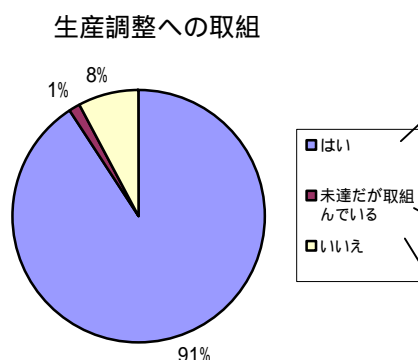
調査方法：メール又はFAXによる送付・回収

調査対象：(社)日本農業法人協会の土地利用型農業(米麦・豆類)会員464先

回収数：78先(回収率17%)

2. 調査結果 (速報) 詳細

(1) 生産調整等への取り組み



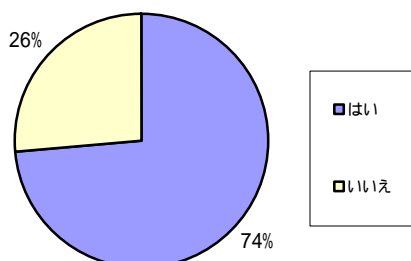
<主な理由>

米価の維持・安定のため(石川県、長野県、兵庫県、福岡県ほか)
地域や他の生産者との関係維持・調和のため
(秋田県、富山県、石川県、滋賀県ほか)
転作に利益、補助金があるから(石川県、岐阜県ほか)
稲作主体から他作物への転換中(島根県)
国の方針、政策だから(富山県、石川県)

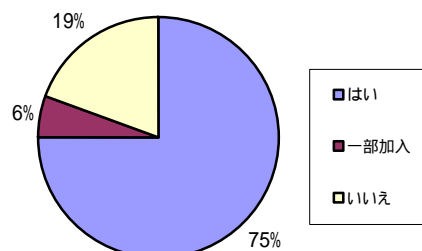
別保管では、市の協議会で認められないので未達(福井県)

地域で取組んでいないから(埼玉県)
消費者が求めている物をつくる。色々な農業をつくり形にこだわらない。(富山県)

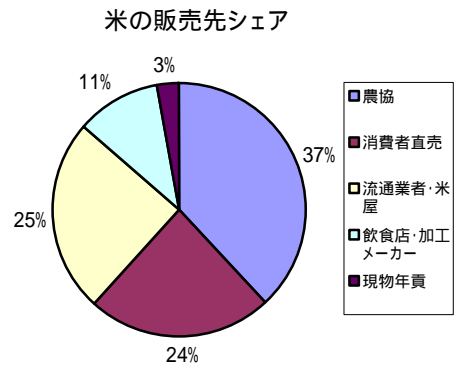
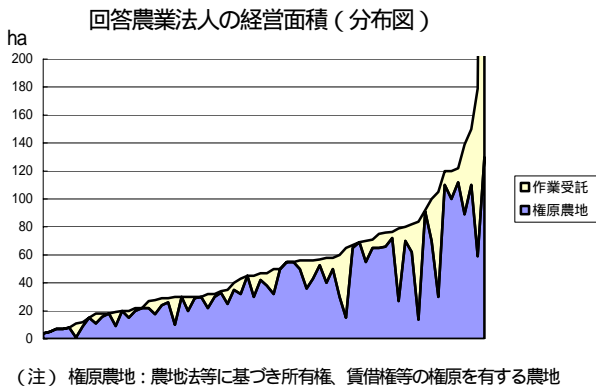
地域内調整や地域内傾斜配分の有無



担い手経営安定対策への加入状況

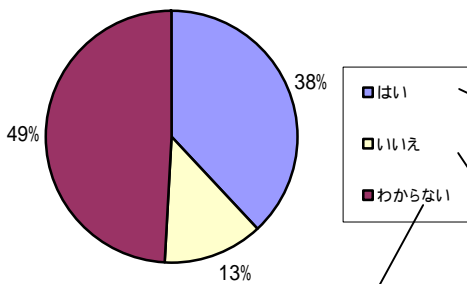


(2) 経営規模、米の販売先について



(3) 「生産調整方針作成者」となる意向は

生産調整方針作成者となる意向



<主な理由>

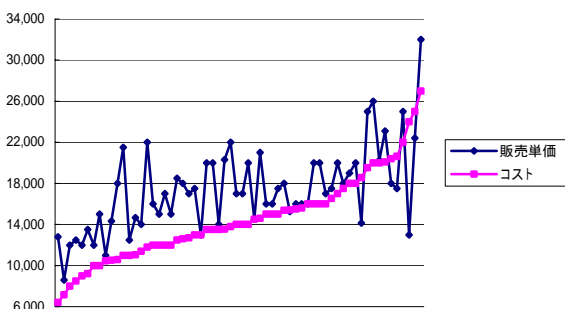
県の「実需者との結びつき枠」や消費純増策に対応するため（新潟県）
 農協へ出荷しないので（石川県）
 加工用原料と販売用の作付を計画的に実施したいので（島根県）
 土づくり、経営を考えた場合は必要（青森県）
 さらに実態に則した計画運営が出来る（山口県）
 自家加工用の餅作付け（新潟県）
 しっかりと自らの方針の申請はしたい。しっかり主張し続ける予定（福井県）
 生産者の仲間を組織しているから（新潟県）

農協、地域での話し合いによる（富山県）
 いつ、どこで、どの様な会議になるのか不明なため（秋田県）
 判断の基準を持っていない（宮城県）
 今後も生産調整を行うか迷っている（三重県）
 なっても意味があるかわからない（石川県）
 19年度以降の米政策、所得対策で見て判断したい（富山県）

消費者が欲しい農産物をつくる（富山県）
 J Aが指示する為（兵庫県）
 麦、大豆では利益がでない（滋賀県）

(4) 米の平均販売単価、生産原価（販売・管理費含む全コスト）について（直近年度実績）（1俵当たり）

回答農業法人の販売単価、コスト（分布図）



平均販売単価 約 17,400円
 平均生産原価 約 14,550円